

「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」  
 についての公聴会及び意見募集の意見

## 第 2 部政策編

## Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する  
 環境の整備

通 し 番 号	性 別	年 齢 層	該 当 人 数	ご意見内容
001	男	40 代		<p>よくメディアで耳にするシングルマザー家庭の貧困ですが、これは母親が育児をしなければならぬという男女差別の根源があるからではないでしょうか？ だから元父親が払わなければならない養育費が増大するというニュースも目にしました。やっぱり男は働いて、女性は家事という構図を社会が容認していると思います。</p> <p>シングルマザーは婚姻してない場合もあるかと思いはしますが、それは養育費云々の問題では解決するのは厳しいので、まずは離婚家庭の生活の向上を目指すべきで、父親がわからない家庭は社会で補うしかないと思います。</p> <p>離婚時にどちらかの親が親権を取得し、子育てを一手に担うわけですが、その際に、母親というのではなく、まずは収入が多い方を親とし、その中で家政婦などを雇いながら生活をしていけるかを決める。これで養育費不払いの問題は解決です。そして女性も働いて、社会的地位を向上させることが可能になり、生活の質の向上が期待できます。そのような社会になれば、相乗効果的に男女での賃金の格差も解消する方向に向かうでしょう。ただ、男性のお金のゆとりはなくなるとは思います。上げて下げてをして平均化、均一化させないと男女格差による貧困は改善されません。でも実際父親が子どもを引き取って生活していくということは現実的に難しいと思われま。</p>
002	男	40 代		<p>もう少し男女共同参画的な話になると、離婚後、原則共同養育を取り入れるべきです。</p> <p>離婚時に現行の 100対0の子育て環境だと、シングルマザーが働きながら子育てしていくという風景が描かれます。しかしながらその法的手続きが、どちらかの親のみが親権を保持しなければならないからではないでしょうか？ 養育費は親子交流の取り決めも定められていますが、重要視はされていない。だから養育費の未払いが発生していて、シングルマザー家庭の貧困が誘発されてしまいます。払っている人は払っているから、養育費の算定表を改善しても、あまり効果はない。未払いを回収の方が改善効果が高い。</p> <p>だからこそ、50対50の養育時間をもとに、学費などもあるため算定養育費の2割の確保からはじめ、100対0は算定養育費の150%の支払いなどとして、両親の子育て参加を</p>

			<p>促し、男女共同参画を実現させていけば良いのではないのでしょうか？</p> <p>最後に、シングルマザー家庭の貧困と養育費の問題ばかりが取り上げられていますが、養育費を払っている父親も苦しんでいることを忘れないで欲しいです。一番悲しいのは、養育費が子どもの養育に使われているのか不可解なところです。元配偶者がネイルサロンやエステに浪費しているかもしれません。だから払いたくないと思う元父親も多いはず。だからこそ、養育費に配偶者控除を適用していただきたい。これが無いのも、離婚後の子育てに対しての意識が欠如している原因だと思います。</p> <p>以上のように、離婚後の子育てへの意識改革を促進させることで、シングルマザー家庭の貧困は改善できると思います。</p>
003	女	30代	<p>嫡出でない子やシングルマザーが生きやすくなるような法整備をしてほしいです。嫡出でない子にもいろいろな権利を認めてほしいです。</p> <p>政府は女性に産めというわりに、子供の教育、扶養は母親にばかり押し付けています。父親になる男性からきちんと養育費を払ってもらえるよう、男性を責任から逃さないでほしいです。</p> <p>また、子供ができるとか、人を育てるに際して性教育が正しくなされていないのは大きな問題です。</p> <p>男性には特に必要だと思います。メディアは女性のせいにしすぎです。</p>
004	男	40代	<p>私が主眼を置きたいのはシングル家庭における貧困です。</p> <p>日本では今養育費にばかり目がいきますが面会交流もそれを助けることになると思います。</p> <p>別居親の中で例えば月に1週間養育を行っているから養育費を3/4にしろ！！</p> <p>なんていう人はいないと思っています。</p> <p>であるならば養育費そのまま養育自体の1/4の任せられることは養育費と同じぐらい重要であると考えられます。</p> <p>それにはまず共同親権が必要だとも思えます。</p> <p>片方にだけ権利がある状態でうまくいくとは思えません。</p> <p>これは養育費に面会にも関係あることだと思っています</p>
005	—	30代	<p>共同参画のために今の戸籍・家父長制が大きな障害になっています。</p> <p>給付金の入金の家父長名義口座一括だったのを初め、女性の経済的独立を妨げては自由な活動は大きく制限されると思います。</p> <p>経済DVによってパートナーから家庭に押し込められる女性は非常に多い。</p> <p>併せて軸になる価値観の転換と、女性の自立を促進する制度が必要になると思います。</p>
006	女	20代	<p>近年、「子供が配偶者に連れ去られた、取り返したい」という共同親権推進派が活動しているのをよく目にします。</p> <p>不思議なことに、共同親権を訴えているのはほとんどが男性です。そしてSNSでの訴えの内</p>

			<p>容を見てみると彼らの主張はとても「女性に対して暴力的」なことに気づかされます。ところ構わず女性のアカウントに暴言を吐いてまわっていたりするので。</p> <p>そして彼らの大半が「子供に会えないのだから養育費は払わなくて当然！金目当てなのか！？」という主張をしています。</p> <p>この共同親権推進派をむやみに支持するのを今一度考え直して頂きたいです。</p> <p>彼らの配偶者(多くは妻)の中には、DV やモラハラに耐えかねてやむを得ず子供を連れて避難した方がいることが容易に推測できます。</p> <p>オーストラリアで共同親権を認める法律が作られましたが、失敗して即座に廃止されました。DV 夫が妻の目の前で子供を橋から突き落として殺害したのです。</p> <p>子供に会いたがる親の中にはこのように暴力的なケースもあるのです。</p> <p>悲しいことですが、親ならみながみな子供を愛しているわけではありません。慎重な判断をお願いします。</p>
007	—	20代	<p>私はシングルマザーの母親の元で育ちました。父と結婚をした際に専業主婦になれと言われ3人の子供を育てていましたが、父親はギャンブルに大金を使い、家庭にはお金を入れないようになり多くの女性と関係を持つようになりました。離婚をし、裁判では養育費を要求しましたが父は一切支払いませんでした。そのまま全く支払うこともなく逃げ切れるという現状はおかしいと思っています。私達子供は進学するお金がなく、奨学金を自分で借りていました。40代になっても学費を返し続けなければいけません。あまりにも苦しみが多く、一刻も早くこのような現状を変えて欲しいと思っています。</p>
008	男	40代	<p>61</p> <p>以下に私見を申し上げます。[該当箇所]</p> <p>2(2)</p> <p>イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備の(1)</p> <p>[要旨]</p> <p>公共機関、店舗、医療機関にて、 自閉症の発達障害者である私であっても、 他の利用者と同じように親切な対応をお願い致します。</p> <p>[詳細]</p> <p>公共機関、店舗、医療機関にて、 国土交通省発行の 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」 を参考にさせていただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>また、以下のご連絡をしていただけるとありがたいです。 「不機嫌で緊張しながら、話をしてきたり、買い物や公共手続きに来る人もいます。 その人は、対応するあなたに何か思うところがあってそうしている訳ではございません。 また、その人の人間性が乏しくてそうしている訳ではございません。 実は、その人の生まれつきで、心臓のあたりが痛い症状により、不機嫌で緊張しているのです。</p>

			<p>ですので、他の社員や客や利用者と同じように、親切に対応してあげてください。」</p> <p>[理由]</p> <p>私は、生まれつき高機能自閉症 (Autism) の発達障害がございます。</p> <p>具体的には、以下 1～3 の症状がございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 聴覚過敏でございます。</li> </ol> <p>近くで大きな声をあげると、心臓のあたりが一日中いたくなります。 これにより症状 2 と 3 がひどくなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 容姿が、常に緊張しており不機嫌な表情で疲れております。</li> <li>3. コミュニケーションにそごが発生します。</li> </ol> <p>これらの症状により、公共窓口や店舗、医療機関にて、差別的な対応を受けます。 具体的には、他の利用者と比較して、消極的対応や叱責を受けます。 コミュニケーションを図ろうとすると、トラブルに発展することもございました。</p> <p>[その他]</p> <p>G N Pはその国の科学技術のレベルによって決まります。 国際的な技術競争が厳しい状況でございます。</p> <p>現状の豊かな生活を維持するために、 私は、技術士として、自立して生活しながら、我が国の技術を支えていこうと考えております。</p> <p>そこで、自閉症の発達障害を鑑みた男女共同参画基本計画の策定をお願い申し上げます。</p>
009	男	40代	<p>以下に私見を申し上げます。</p> <p>[該当箇所]</p> <p>2 (2)</p> <p>イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備の(4)</p> <p>[要旨]</p> <p>自閉症の併発症状にある聴覚過敏者が、 急な音や声でびっくりしない住環境で生活をさせていただきますよう、 お願い申し上げます。</p> <p>[詳細]</p>

			<p>UR都市機構、県営住宅、市営住宅、各賃貸業者に、 自閉症の併発症状にある聴覚過敏者への理解と、 住環境の提供を促していただけますよう、 お願い申し上げます。</p> <p>[理由] 私は、生まれつき高機能自閉症(Autism)の発達障害がございます。 私は聴覚過敏で、急な音や声があると、びっくりして、一日中心臓の周りが痛くなります。</p> <p>それで、表情が硬くなり、このときに、 コミュニケーションを図ろうとするとトラブルに発展することもございました。</p> <p>[その他] GNPはその国の科学技術のレベルによって決まります。 国際的な技術競争が厳しい状況でございます。</p> <p>現状の豊かな生活を維持するために、 私は、技術士として、自立して生活しながら、我が国の技術を支えていこうと考えております。</p> <p>そこで、自閉症の発達障害を鑑みた男女共同参画基本計画の策定をお願い申し上げます。</p>
010	男	40代 61	<p>[該当箇所] 2(2)イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備の(1)および(6)</p> <p>[お願い] 発達障害を理由とした解雇、不採用、無昇進がないようお願い申し上げます。</p> <p>[理由] 私は、生まれつき高機能自閉症の傾向がございます。</p> <p>以下3つの症状がございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 聴覚が過敏です 近くで大きな声や音があがると、心臓のあたりが一日中いたくなります WAIS-3 検査では外部抑圧に弱い診断でした。</li> <li>2. コミュニケーションにそごが発生します WAIS-3 検査で診断されました</li> <li>3. 容姿が、常に緊張しており不機嫌で疲れております</li> </ol>

			<p>症状1によって、2と3がひどくなります。 この状態で言動を行うと、周囲から誤解を生みます。 そしてトラブルに発展することがございました。</p> <p>私は、3社、会社都合で解雇されております。 仕事や住所を転々する人生を送って参りました。 理由はどれも上記の症状によります。</p> <p>A社では、 職場や寮の騒音トラブル、職場のコミュニケーションのトラブルを指摘されて解雇されました。 産業医からは、2次障害であるパーソナリティ障害を示唆されました</p> <p>B社では、 職場の騒音トラブルや職場のコミュニケーションのトラブルを指摘されて解雇されました。 産業医からは、アスペルガー症候群を示唆されて、 WAIS-3 検査を勧められました</p> <p>C社では、 職場の騒音トラブルやコミュニケーション能力不全を指摘されて解雇されました。</p> <p>私は、以下の改善を図りました。ボランティア 話し方教室 だんだん自分は自閉症障害と気づいて参りました。</p> <p>また、自立するために、10年かけて、技術士に登録いたしました。</p> <p>100社以上の不採用（うち25社が面接不採用）をえて、転職して参りました。</p> <p>現在、〇〇社におります。 職場での騒音トラブルや職場でのコミュニケーションのトラブルで、 資格に応じた昇進を見送られております。</p> <p>精神科治療とカウンセリングを受けながら、 精神障害者保健福祉手帳を取得しようと考えております。</p>
011	女	40代	<p>配偶者控除を減らしては、子育てしている女性はリスクばかり背負うことになります。折角始まった、高校や大学の学費無償化も、働いて所得制限に引っかかってしまったら、働く意味がありません。それでさえ、子どもが多くては、体力的にきつく、労働時間を短縮せざるえませんが、職業キャリアをつみたいけど、命を預かっているの、ジレンマです。子育ては</p>

			<p>未来の社会の構成員を育むものです。そのリスクを女性にばかり負わせるのでしょうか。子育て中で、保育所にも入れず、学童保育もなく、病児保育もなく、働けなくて、やむ無く子育てサークル、子ども会、学校のPTA、図書整理ボランティアをずっとしてきました。特に、福島県いわき市は地震、津波、放射能、避難者受け入れで子育て資源は利用できませんでした。憲法には労働の権利があるのに、なぜ働くための必須の社会資源がないのでしょうか。憲法違反ではないのでしょうか？国の無策を女性に押し付けないでほしいです。厚生年金に入りたくても、その時間分働いたら、社会資源がなければ親子育ともに心身ともに壊れてしまいます。出勤前、出勤後、土日祝も子どもの送り迎えに神経すり減らされます。健康保険に入れないから、公私ともに長時間労働で鬱になっても傷病手当金や失業保険も出ません。社会のかわりに子育てしている側面があるのに、それらの保障がない子育て期は過酷だとも思います。子育てしている場合は、労働時間が30時間未満でも社会保険に入れるようにしてください。また、子育ての定義も子どもが自力で移動でき、その世代一般の社会生活が送れるかを基準にしてください。車社会の地方都市は、車がなければ、平地でも小中高に通えません。交通の便のよい都市は税金投入されて作られました。その赤字分はほとんど恩恵のうけない地方都市も負担しています。その不平等が子育て期の女性に重くのしかかります。中学生が部活をするのに、一人当たり年間340回、三年間で1000回車送迎視なければいけない。高校生は朝晩部活で三年間で2000回車送迎しなくてはならない地域もあります。地方都市の働く女性が働きやすいようにしてください。</p>
012	女	40代	<p>私は一般事務で求人が出ていた事務所に入りました。</p> <p>保育所にも入れない、学童にも入れないから午後2時までしか働けない、子どもが複数いて、病気、学校役員で休まざるえない子育て期の女性の足元を見て、一般事務で雇ってもらってありがたいと思えと言われました。</p> <p>保育所に入れたら、病児保育があったら、学童に入れたら、子どもの車送迎をしなくても、部活をさせることができれば、土日祝の部活の役割がなければ、あんな事務所に入らなくて良かった。</p> <p>私より少し前に入った事務員さんも子どもが三人いる人で、こどもが多い人はよく休むからと10箇所面接で落とされたので、苦痛でも、頭痛薬を飲みながら仕事をしていました。</p> <p>日本で子供がいる女性は不幸だと思います。子育て支援はほとんどないのに、働けと言われて。子育ても自己責任なのですね。</p> <p>こんなに酷いとわかっていたら、産みませんでした。</p>
013	女	40代	<p>大学や専門学校における学費無料化が始まりましたが、地方都市に住んでいると下宿させないと大学に行かせられません。一人当たり一千万円かかりますが、それを全て奨学金や親の収入からだそうとしても、地方都市に戻って仕事をして、特に女子は低賃金で奨学金も返せないような仕事しか働けず、事実上返済不能で、大学、専門学校に行かせる余裕はありません。女子は特にセキュリティ面を考えなければならず家賃が高めになり、都市部に居住したとしても生活費を賄える程の、男子学生が夜勤交通整理や工事現場のバイトのようか高額な仕事できません。男子学生より高額な奨学金を借りざるえません。地方都市の女子学生用に寮や奨学金の無償給付を行わないと不平等だと思います。特に女子は、就職も男子学生に比べ不利で、産休育休を取らせてもらうには、会社でそれまでに成果を上げていなければいけなく、婚期、出産年齢が遅れるばかりで、少子化に拍車がかかるばかりか、会社を辞め</p>

				<p>ざるえなくなると奨学金の返済さえできなくなり、破産しなければなりません。国家資格の受験資格もなくなります。次世代の子供を産み育てる性である女生徒への配慮がなければ国家は滅亡します。日本では現役で GMARCH 以上の大学に入る程の能力があっても、社会資源が充実していなければ、子供を3人以上産み育てるということになると、短時間のパート勤務しかありません。この女性の生涯年収に一億円以上の差がうまれます。未来の構成員を育てている女性一人にこの負担を負わせてよいのでしょうか?子供が3人以上いる家庭、子供への経済的負担軽減を計るべきです。具体的には三人目の子供には大学の学費免除の世帯年収の年収額を上げる。複数人が同時に大学に入る場合の支援。高校も同時在席する場合も同様な支援が必要です。特に女生徒の場合、街灯がない地域を歩かせたり、一人で自転車に乗せることはできないので、親の送迎負担が増え、親が働けず、経済困窮に陥りやすいです。</p>
014	女	40代	—	<p>就職氷河期の女性に対する配慮が必要だと思います。この年代は正社員にもなれず、育休も取得できず、その子供も保育所幼稚園無料化の恩恵も受けず、働いても全て保育料に消えてしまい、働く意欲や職業上のスキルを獲得できなかった世代です。就職氷河期世代の国家公務員採用が増えていますが、地方都市では国家機関さえなく、子育てがあり、その地域を離れられない女性は無策状態です。地方自治体、その関連機関で就職氷河期世代を積極的に採用し、地域で培った子育て経験を地方行政に活かせるようにしてほしいです。また、民間企業でも就職氷河期世代を採用した場合の助成金を出すなどのポジティブ・アクションが必要ではないでしょうか。ノルウェーでは、子供を三人以上育てた女性に対して大学での単位を認めたりしています。一日は24時間しかないのに三人を育てているタイムマネジメント能力、コミュニケーション力、生活者力を業務に活かせるようにしてほしいです。</p> <p>また、子供を持つほど家計、母親の時間、労力は苦しくなってしまうので、その負担感軽減のために、子供の数が増える程児童手当の額を増額したり、地域の子育て支援カードでの割引を増やしたり、母親が子供の手が離れたらキャリアアップできるように、オンラインでの職業訓練の機会を増やしたり、受講料減免があるなど、その労を報いる策が必要ではないでしょうか。子供が多ければ多いほど、女性の無償労働の期間が長くなります。本来、社会が子育てに投資するはずのものを家庭にいざる得ない女性に負担させているに過ぎません。このような仕組みでは、子供を産むことはこれからの女性にとってもデメリットでしかありません。もっとポジティブなものにとらえられるように、フランスのように他子家庭への支援をすべきです。</p>
015	団体	団体	56	<p>基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……」のなかの 同和問題の当事者 を 部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p>
016	団体	団体	62	<p>1点目は 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……」のなかの 同和問題の当事者 を 部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>2点目は</p>

				<p>「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに、</p> <p>「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
017	団体	60代	56	<p>基本的認識の8番目</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>62 頁エ</p> <p>1 点目は「性的指向・性自認にかんすること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>2 点目は、</p> <p>「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに、「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
018	団体	団体	18	<p>女性政策を審議・作成する場に、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性・障害者女性など）の声を反映できる委員会になるよう、マイノリティ女性を国や地方自治体の意思決定機関や、各種審議委員などに登用することを明記していただきたい。（18 頁(イ) (2)と 19 頁(イ) (1)に該当)</p>
019	女	60代	56	<p>基本的認識の8番目</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>62 頁エ</p> <p>1 点目は、</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>2 点目は、</p> <p>「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに、</p> <p>「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>

020	女	60代	56	<p>基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>62 頁エ 一点目は「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>2点目は、 「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるように」のあとに 「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
021	女	50代	56	<p>基本的認識の8番目「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。62 頁エ一点目は「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。二点目は「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
022	女	40代	56	<p>1点目：56 ページ・基本的認識の8番目および 62 ページ エ (1)について</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等・・・」の中の文章で『同和問題の当事者』を『部落差別を受けた当事者』に書き換えてください。</p> <p>2点目：62 ページ エ (1)について</p> <p>「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに『さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性・障がい者女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる』という文言を入れてください。</p>
023	女	60代		<p>民主党時代の子ども手当のような子どもに対する支援を増額しなければならない。また、その手当は親に与えるのではなく、子どもについて回るようにするべきだ。現在、シングルマザーの半数が貧困であると言われている。そのため、こどもの貧困率が高い。子どもがいて</p>

			<p>も正職で働けるような雇用制度にしなければ、女性の貧困はなくなる。女性の収入が少ないために、高齢女性の貧困率にも影響している。男女の賃金格差をなくさなければならない。</p> <p>家庭責任についての目標はどこにあるのかわからない。家庭責任を平等に負うことを明記すべきだ。</p> <p>保育所を全入にするべきだ。</p>
024	—	40代	<p>妊娠に関して女性の責任と負担が大きすぎる。男性にも責任を負わせるべきでは。母子家庭の貧困状況を見れば明らか。男性は責任からも逃げ、金銭面の負担からも逃げ、子供が死ぬば母親だけ責任が追及される。離婚後は養育費などの踏み倒しもよくあり、没収、配布されるべきでは。男性が逃げやすい構造、女性が追い詰められる構造で貧困が改善するわけもなく、出生率が上がるわけもない。給付金の際にも家長制度という不平等のため、家庭内DVの母子は給付金を受けて取れていない。全ての国民を一人一人を国民として扱うべき。</p>
025	その他	20代	<p>女性に生まれたことを後悔する国だ。</p> <p>仕事を頑張っても認めてもらえないだけでなく、男性の面倒を見ることまでが仕事に含まれている。</p> <p>それができなければ安定した雇用形態の仕事には就けない。</p> <p>正社員の仕事になど就きたくないと思うのが当たり前という社会構造。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBTQの採用や女性の管理職50%以上の企業を支援する</li> <li>・風俗等の過酷な仕事(娘や家族には勧めたくないと言われている職業)に就く人を法律で守ってほしい</li> </ul>
026	女	20代	<p>風俗や水商売、AV業界などをセーフティネットにすべきでない。</p> <p>北欧モデルを日本は採択し、女性の身体の権利を守れるようにならなければならない。</p> <p>女性が貧困に陥らないように、教育の拡充、男女間賃金格差の是正、女性幹部の採用率向上、大学入試における女性差別の完全撤廃、生活保護の拡充、子供がいる場合における生活の保障をしていくべきである。</p> <p>学費は無料に近づけなければならない。</p> <p>貧困に陥らないために女性が正規職員として採用されるように企業の意識改革をより進めていかなければならない。</p> <p>また職場における雇用者の権利も最大限守られるべきである。</p> <p>特にセクハラパワハラは撤廃していかなければならない。</p> <p>女性が働きやすいように休暇が取りやすくなる社会にしていかなければならない。</p> <p>女性が働けない間も賃金が保証されるようにならなければならない。</p> <p>生理、妊娠、出産、育児に対し、社会へ教育を行って女性の健康を守れるようにならなければならない。</p> <p>結婚を強要する空気を作ってはいけない。</p>

			<p>これらの要請は女性だけでなくすべての人間にとって有益となるはずである。</p> <p>誰もが男性的強者にはなれない世界で男性的強者の身にしか自立の道が開かれていないことは日本の崩壊を招く愚策でしかない。</p> <p>弱者が一人で生きていけるだけの雇用を得られるように社会が弱者を排除しないように変わるべきであり、また、雇用が得られない場合においても自立した生活ができる社会保障を拡充していくべきである。</p> <p>なぜ生活保護費を引き下げ、社会保障費に充てる税金の額を減らしたのか理解ができない。</p> <p>なぜ男性の弱者に対する暴力を厳正に裁くことができないのか理解できない。</p> <p>なぜ弱者を憎み、自殺に追い込むような司法や行政、企業、社会の在り方しかできないのか理解ができない。</p> <p>相互に信頼しなければならぬ人間社会において弱者を虐げれば相互不信を招き、崩壊を招くことは歴史が証明している。</p> <p>男性が女性を始めとした弱者へ直接的、間接的暴力やその助けをしないための意識改革を強く求める。</p>
027	女	40代	<p>子どもの人数が多いほど、収入要件や控除枠を緩和してください。ひとり親や低所得の家庭が大学や私立高校生に行けて、夫婦で協力して、多子を育てている共働き家庭の子どもは大学、私学高校に行けなくなります。不平等です。地方都市では、車送迎が子どもの足で、親は小、中、高校も車送迎をしなくてはなりません。小学生一人当たり年間 300 回、中学生は年間 400 回、高校は 600 回です。これを朝晩しなければならぬので、パート勤務しかできません。残業必須の正社員になれません。この親の子どもにかかる経済損失を社会が考えないのは、これを主に女性が担っているからです。子ども一人当たり、地方都市から大学がある都市に行かせるのに、1000 万円かかります。これでは女子ほど大学に行けません。不平等です。子どもに対する手当てを子どもが増えるほど、増額しないと、子ども達の送り迎えに働き盛り期を取られてしまう女性の障壁になります。</p>
028	男	50代	58 <p>ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備については一定評価できる。しかし、子どもの居場所づくりを NPO などの民間団体に任せてしまうのではなく、国として責任を持って十分な対応することが必要である。</p> <p>子どもの貧困対策に関する大綱（2019 年）に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点施策を実施するために必要なあらゆる措置を、国の責任として行うことが重要である。</p>
029	男	30代	58 <p>一人親家庭の親が安心して子育てしながら仕事ができる環境整備を引き続きお願いしたい。国として責任をもち対応していくことが必要だと考える。</p>
030	女	60代	56 <p>基本的認識 の 8 番目</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等・・・」のなかの</p> <p>「同和問題の当事者」を 「部落差別を受けた当事者」に書き換えていただきたい。</p>

031	女	60代	62	<p>1点目は「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等・・・」のなかの「同和問題の当事者」を 「部落差別を受けた当事者」に書き換えていただきたい。2点目は「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるように」のあとに、「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
032	男	50代	58	<p>ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら生活できる環境整備を進めることは大切なことです。しかし、子どもの居場所づくりを NPO などの民間団体任せにするのではなく、国の責任として十分に対応することが必要だと考えます。</p>
033	女	団体	56	<p>基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの 同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。 62 頁エ 一点目は「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの 同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。 2点目は、 「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに、「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
034	女	60代	56	<p>基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの 同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。 62 頁エ 一点目は 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」のなかの 同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p>

				<p>二点目は</p> <p>「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに、</p> <p>「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
035	女	40代		女子学生が大学、専門学校に進学する際の男女不平等を無くしてください。男子学生は大学や自治体で寮を設けている場合がありますが、女子は非常識に少ないです。この格差は貧困の連鎖を特に女性に負わせることになります。
036	女	40代	48	国の責任として行うことが必要。
037	女	40代		貧困の状況にあるひとり親家庭の子供への教育生活の支援など切れ目のない支援の実現
038	女	50代	58	ひとり親家庭のお休みが安心して子育てしながら生活できる環境整備については一定評価できる。しかし、子どもの居場所づくりをNPOなどの民間団体に任せてしまうのではなく、国として責任を持って十分な対応することが必要である。 子どもの貧困対策に関する大綱に示された教育の支援・生活の安定に資するための支援などの重要せさくを実施するために必要なあらゆる措置を国として行うことが重要である
039	女	50代		子どもの、貧困対策を国として責任をもってやってほしいです
040	女	50代	P58	こどもの貧困対策に関する大綱に示された、教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点施策を実施するために必要なあらゆる措置を、国の責任として行っていただきたいと思います。
041	女	60代	56	P56 基本認識の8番目の文言で 同和問題の当事者であること・・・ ⇒部落差別を受けた当事者・・・に書き換えていただきたい。P62 エ 1 2行目 同和問題の当事者⇒部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。(部落差別解消推進法が制定されたことにより「部落」の文言可能に) 6行目 また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう・・・のあとに「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち(部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など)のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。
042	男	50代	58	子どもがどのような家庭に生まれ育つかについては、子ども自身に選択の余地も責任も全くない。「子どもたちを社会全体で育てる」ことを大前提とし、そのために生活の安定、教育支援、居場所づくりなど子どもの貧困対策は憲法25条・26条等に基づき国家の責任として十分に対応することが当然求められる。 今回の素案において、ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備につ

				<p>いては一定評価できるが、子どもの支援について NPO などの民間団体に委ねるだけでなく、国が全面的に責任を持って対応することが必要である（もちろん、子どもの支援を行う民間団体に対する行政の支援も重要）。</p> <p>具体的には、「子どもの貧困対策に関する大綱」に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援などの施策を実施するために必要なあらゆる措置を、国の責任として十分に行うことが不可欠。</p>
043	男	40代		<p>貧困の状況にある家庭の子どもへ、その実態に応じた教育や生活の切れ目のない支援の実現。</p>
044	女	40代	P58	<p>ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備については一定評価できる。しかし、子どもの居場所づくりを NPO などの民間団体に任せてしまうのではなく、国として責任を持って十分な対応をすることが必要である。</p>
045	女	30代		<p>離婚となったときに、養育費を相手の口座と結びつけることや罰則を設けることなどが必要だと感じた。</p>
046	女	70代		<p>日本の相対的貧困率は 15.7%（厚生労働省、2015 年値）であり、OECD 諸国 36 カ国のなかでは上から 10 番目であり、日本は先進諸国の中でも貧困率が高い国の一つである。</p> <p>内閣府男女共同参画局は 2008 年に「生活困難を抱える男女に関する研究会」を発足、その報告書が 2010 年に公表され、男女別・年齢階級別相対的貧困率が紹介された。ほとんどの年齢階層において女性の貧困率が男性を上回るが、高齢期には格差が拡大。これは高齢単身女性は、基礎年金のみを受給している人が多いこと。また、厚生年金・共済年金のある単身女性であっても 45% が年収 150 万円未満である。厚生年金・共済年金の給付水準は、勤続年数と賃金額で決まるので、現役時代の賃金、勤続年数の短さがそのまま年金の受給額の差に反映される。女性が多い短時間労働者への厚生年金の適用拡大が 2016 年に実施されたが、対象者が限定されており更なる改善が求められる。</p> <p>そもそも、根本的には男性も含め一定年数働けば、一定程度の年金を受給できる制度設計をすることと、働く環境を抜本的に改善することが重要である。</p>
047	女	20代	1	<p>そもそも女性が貧困に陥りやすいのは、男性よりも女性の方が大企業であっても賃金が安く設定される傾向にあるからである。</p> <p>ゆえに、賃金の男女平等を法で規定すべきと私は考える。</p> <p>女性が非正規雇用で働く事が多いため貧困になるのなら、これは女性の問題ではなく、非正規雇用の賃金を底上げする形で、非正規雇用と正規雇用の賃金格差是正を全体で行うべきだろう。</p>
048	団体	団体	56	<p>基本的認識の 8 番目</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等・・・」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p>
049	男	30代	58	<p>子どもの貧困対策に関する大綱に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点施策を実施するために必要なあらゆる措置を、予算措置をはじめ、取り組みをすすめてほしい。</p>
050	女	団体		<p>「基本計画」では、貧困問題の解決を考える際に、最も土台となる日本国憲法 25 条の実現について一言も語られていない。「健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利」を国が</p>

				<p>保障しなければならないという点、ナショナル・ミニマムをどう保障するのかという視点で、計画・目標を立てなければならない。個別の施策は様々に語られているが、根本的には、安定した生活が営まれるかどうかにかかっている。最低生活を保障する所得や年金の保障とともに、医療・教育などのサービスを無償で受けられる制度の確立が大前提である。そこを避けて、様々な施策を提起しても、実効性のある計画にはならないのではないか。</p> <p>(1) 国連女性差別撤廃条約第 11 条、日本国憲法第 25 条を実現することを明記すること。</p> <p>(2) 幼児教育から高等教育まで、教育の無償化を明記すべきである。</p> <p>(3) 医療の無償化の拡大は、健康を保持するためにも重要な課題である。</p> <p>(4) 生活保護を権利として、保障すること。生活保護や最低賃金の水準は、人間として生活できる水準を保障するものであること。</p> <p>(5) 高齢女性の貧困解決のために、最低保障年金制度を確立すること。</p> <p>(6) 障害者、民族、性的指向・性自認などマイノリティへの差別対策・支援法を拡充すること。</p> <p>(7) 売買春からの女性の保護及び生活再建等総合的な支援の充実をはかる。</p>
051	男	40代	P58	<p>ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備をさらに要望する。地域間格差があるので、地域間格差がないよう民間支援団体ではなく、国や自治体が支援を行うべきである。</p>
052	女	70代		<p>1. 教育に関して</p> <p>(1) 子どもの教育を受ける権利を阻害する経済的格差の広がりや貧困化に配慮した施策として、高等学校の学費の無償化、給付型奨学金制度の充実・拡大を要望する。</p> <p>(2) 外国にルーツのある生徒が日本全国で増加していることに鑑み、とくに外国籍の中学生の高校受験指導体制を整え、高等教育への窓口である高校受験から疎外されたり、不利益を被ることがないように、受験指導への配慮を書き込んでほしい。</p>
053	女	40代	76	<p>イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備について</p> <p>私は現在事実婚で 2 児の親です。</p> <p>夫婦別姓が法制化されていないため、事実婚にしているのですが、共同親権が認められていないために、子どもの保険・金融の手続きで不都合が生じています。</p> <p>保険の契約や金融資産の管理は、親権を持つ保護者しかできません。保険・金融機関は手続きを平日昼間に行わなければならないケースがあり、不便を強いられています。</p> <p>早急に、夫婦別姓や、離婚した場合の共同親権を法制化すべきと考えます。</p>
054	団体	団体	56	<p>基本的認識の 8 番目</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」の中の</p> <p>「同和問題の当事者」を「部落差別を受けた当事者」に置き換えていただきたい。</p>
055	団体	団体	62	<p>エ(1)に関して、1 点目は</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等…」に中の</p>

			<p>「同和問題の当事者」を「部落問題の当事者」に置き換えていただきたい。</p> <p>2点目は、</p> <p>「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに、</p> <p>「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
056	男	50代	<p>少子高齢化社会において、男女共同参画を推進するためには、労働環境の改善と子育て・教育に係る手厚い制度の構築が急務であると考えます。</p> <p>貧困層への生活・教育支援や教育費の無償化の推進、妊娠・出産・育児に係る休業制度の拡充等、安心して子育てができる条件を整備するための予算措置を望む。</p>
057	女	30代	<p>P56 基本認識の○の2つ目、「とりわけ女性の貧困は（中略）不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要がある」という文章があるが、非常に大切なことだと感じている。基本的な方針の中でも「正規と非正規の間の待遇差が全ての年代の女性の貧困の背景になっているとの指摘がある」と書かれているとおり、若い時期に非正規雇用や奨学金の返済により貧困に陥っている人は年齢があがっても老後資金を貯める余裕すらない。女性はとくに家庭環境の変化などで貧困になりやすいため、全世代を通じた貧困対策は大事だと思う。ただ、P60に「高齢男女の就業を促進するとともに」と書かれているが、高齢になっても働きたいと考えている方もいると思うが、年金だけで生活できず働かざるを得ないという方もいると思われるため、高齢になったら働く・働かないを選べ、どこにいても自分らしく暮らしていける社会・仕事以外に社会と繋がる仕組みの充実のほうの方が大事なのではないかと感じる。また働き方に関しては女性の権利等の底上げとあわせて男性の育休の取得などの促進をはかることも女性の働きやすさにつながってくると感じている。</p> <p>P60ア、高齢者が安心して暮らせる環境の整備について。P61の⑦「（前略）高齢者を取り巻く環境の整備等を促進する。」という部分ではICT化が進む中で高齢者への配慮や情報提供なども検討してほしい。</p> <p>イ、障害者が安心して暮らせる環境の整備について。障害のある女性は、性被害にもあいやすく理解できないまま被害を受けている場合もあるため、その分野の専門チームを作って支援していく必要があるのではないかと感じる。</p>
058	女	20代	60 <p>貧困や高齢、障害、外国人であることと性別などの複合的に困難な状況に置かれている人々に対して、安心して暮らせる環境を整備し、多様性を尊重すると書かれていましたが、ここに外国人についての記載があるにも関わらず、意見募集では日本語のみでの受付であったり、困難な場にある人の記載と裏腹な対応になっていると思います。素案の英語訳のものも掲載したり、せめて、英語での意見募集もあると良いと思いました。</p>
059	男	50代	<p>私は、学校の教員をしています。その仕事をしていてこの頃感じるのが、子どもの貧困による家庭環境の悪化です。特に、母親のひとり親家庭においてはその状況が顕著で、その家</p>

			庭環境が教育環境に直結し、教育の機会均等という基本原則が守られていません。今、日本は少子化が進み、将来の国の形を見通すことができなくなっています。今こそ、国は子育て支援に力を注ぐべき時です。特に、ひとり親家庭の支援を厚くし、誰もが安心して子育てをすることができる社会を、そして、どの子ども希望を持って社会に羽ばたいていける政策を国に要望します。
060			第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応 特に女性同士のカップルで、子育てしている人が増えています。LGBTの家族を持つ権利を支援する取り組みをお願いします。
061			性的多様性に関する言及をしっかりと盛り込むべきだと思います。特に「トランスジェンダー」の方が社会生活の中で直面する問題の背景には、非トランスの「男性」「女性」自身も巻き込まれる性別規範や役割分業があると思われます。 また、子供を多く産みたくても産めない女性も多くいます。だから、子ども1人あたりにつきかかる教育費負担の削減や里親制度の整備などを求めます。
062			第6分野に書かれている、養育費の確保のための取り組み、というのはどういうことなのか、具体的な内容がわかりません。安心して産み、育てるためには、たとえ離婚したとしても子育てができる環境整備が必須だと思います。
063	女	70代	女性の生涯賃金は、正規雇用から排除されることも多く、男性の50%前後です。 若年時の低賃金と不安定雇用は生涯にわたり影響し、年金額に格差をもたらします。女性の雇用を守るとともに、最低年金制度の確立が必要です。 また、職種により左右されない休業補償制度の確立と最低所得補償、全国一律の誰にでもどこでも適用される時間給制度を作ることが必要です。少子化対策や地方格差の是正にも貢献するにちがいありません。 自営業者への休業補償や家族労働者の労働を賃金として認めることなど永年の課題も解決されるべきです。  解決を待っている課題が多々あります。 早急に解決するために政府としてすぐにできる「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する選択議定書」を批准してください。
064	女	70代	女性の生涯賃金は、正規雇用から排除されることも多く、男性の50%前後です。 若年時の低賃金と不安定雇用は生涯にわたり影響し、年金額に格差をもたらします。女性の雇用を守るとともに、最低年金制度の確立が必要です。 また、職種により左右されない休業補償制度の確立と最低所得補償、全国一律の誰にでもどこでも適用される時間給制度を作ることが必要です。少子化対策や地方格差の是正にも貢献するにちがいありません。 自営業者への休業補償や家族労働者の労働を賃金として認めることなど永年の課題も解決されるべきです。  解決を待っている課題が多々あります。

				<p>早急に解決するために政府としてすぐにできる「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する選択議定書」を批准してください。</p>
065	女	50代	57	<p>女性の貧困が引き起こされる原因には、固定的な性別役割分担意識、就業・生活面での環境整備の不十分さが考えられます。そのために、固定的な性別役割分担意識をジェンダー平等、男女共同参画の意識に変えていく教育をしていくことと、ライフステージ合わせた働き方を選択でき、賃金や待遇が十分に保障されるように、同一労働同一賃金を強く求めていく必要があります。</p> <p>○固定的な性別役割分担意識をジェンダー平等、男女共同参画の意識に変えていく教育の充実。</p> <p>○同一労働同一賃金実現にむけてのとりくみの必要性。</p>
066	女	60代		<p>LGBT/SOGI、民族など多様性を尊重する記述が必要。</p> <p>ひとり親施策について、離婚前の別居中の母子への支援施策が必要。</p> <p>児童扶養手当支給の所得制限を上げること。</p> <p>養育費確保に向けた立替払いや強制徴収などの国の制度が必要。「逃げ得」を防ぐ仕組み作り、養育費不払いは犯罪であるということが国民の当たり前になるように。</p>
067	女	40代		<p>賃金を下げ、女性を家に閉じ込めて子供は増えません。産みたい女性、産んだ女性にベーシックインカムを下さい。第一子からです。また、保育施設を、競走なく、誰でも安価に使えるようにして下さい。これらを整えていないことは、最早、女性差別です。</p>
068	女	60代	60	<p>女性が高齢になっても就業しなければならないのは、もともとの賃金が低いため年金が低く抑えられているから。また、夫の年金に頼るしかない今の年金制度が間違っているから。生活を保障する最低年金制度を国が制定することを基本計画に盛りこむべき。生きがいをもって働くのはいいが、生活ができないために65歳以上でも働かなければならない日本の社会の在り方は間違っていると思う。障害者も外国人も同じこと。</p>
069	団体	団体	58	<p>イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり</p> <p>「ひとり親家庭自立支援のための高等職業訓練促進給付金など受給女性に評価の高い事業があるものの、対象女性はこの事業をほとんど知らない。受給者は看護学校に入って初めて学校側から教えられ給付金を受けるといった例が大半である。シングルマザーの訪問の多いハローワークや行政の福祉の窓口で情報を素早く、正確に伝える努力が必要である。」</p> <p>養育費等の取り決めに促進するため、「離婚届の提出の際、養育費の取り決めを行わないと受理しない、という事を徹底する。現行の離婚届は、養育費取り決めのチェック欄は有るものの、離婚届の受理が養育費取り決めの条件とはなっていない。」</p> <p>「」部分を追記する</p>
070	—	40代	62	<p>性的指向・性自認に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備することを明記しているところは一定評価できる。しかし、安心して暮らせる環境が整っているとは言えない状況である。高齢者・障害者・外国人と同じように、性的指向・性自認に関することについても起項して具体的なとりくみを明記することをもとめる。</p>

071	女	20代	62	<p>「性的指向と性自認」において「トランスジェンダー」と「トランスセクシャル」を分けて考える必要がある。すっきり「性同一性」ということが重要視されないことは大問題である。</p> <p>理由は性自認は装いと同一ではないから。トランスジェンダーという括りの中には男性自認で女装をしているだけの人間や小児性愛者、性的興奮の為に女装をする人間も含まれる。トランスセクシャルとはまた別の枠がトランスジェンダーという枠の中にはある。これを女性として社会生活を営み差別や蔑視を受けてきた側に何でもかんでも「性自認が女性なんだから女性として」受け入れさせるような施策（公共の風呂、トイレ、更衣室、震災時、医療施設での入院、海外での「平等法施行」による女性への加害例：医療従事者の男女別更衣室の強制、シャワー施設の共同使用による性犯罪の頻発、性犯罪被害者のためのシェルターでトランス自認だが男性身体者のまま被害者のカウンセラーを希望する、トランス学生の為に小学校などでのジェンダーレストイレを作った結果、女生徒へのトイレでの性被害が増え退学希望が続出している、「性自認女性の男性身体者」をレズビアンとの恋愛相手にしないと公言したレズビアンへの殺害予告など）はあってはならない。それから、就職に関する男女平等を目指し女性の貧困撲滅を達成する為には女性身体者が就職を確実に出来ているかどうかの確認ができなくてはならない。そのために履歴書などは性別の欄は必要と考えられる。名前で女性を名乗り面接で男性とわかってても就職できれば女性として通るから。それでは、女性身体者への差別が透明化される。女性は自認で女性差別を受けているわけではない。ジェンダーは「社会的性別役割」を指している。ジェンダーでは女性身体者は救えない。男女共同参画のなかで「性自認」を扱うのなら十分に注意してほしい。女性として生まれた人間は自認が女だから差別を受けているわけではないから。</p>
072	女	20代	—	<p>以下のポリシーをご検討いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 離婚の際に子供のジョイントカスターディできるように</li> <li>2. 未婚でもシングルマザーをサポートする制度にしてほしい</li> </ol>
073	女	20代		<p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響で社会的に脆弱な立場にある人々への支援を、切れ目なく続ける必要があるとあるように、特に災害時の支援（給付金など）は継続的に行う必要がある。新型コロナウイルスに関して、給付金の制度、額などに、市町村での取り組みに格差があるのは問題であり、住む地域による格差によって、より脆弱な状況を生み出しかねない。</p>
074	男	50代	56	<p>基本法には、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっている。」と記載されています。</p> <p>現在、性自認や性的指向で悩んでいる方々が非常に多く、世界的にもLGBTではなくSOGIという言葉が日常的に使われているなか、今回の第5次の男女共同参画基本計画では第4次とほとんど記載の変更がないところが気になります。</p> <p>このような方々は、高齢者や障がい者のように外見から判断することができないことが殆どであり、また、声を上げにくい（カミングアウト）のが特徴で、さらに、マジョリティの</p>

			<p>方々が普通に受けられている権利を受けられていないことも多々ありますので、同じ人、男女としてももう少し大きく取り上げる、記載する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>そういうのも含めた大きな意味である多様性を尊重する環境の整備の項目でありますので、ご検討よろしく願いいたします。</p>	
075	女	10代以下	59	<p>P. 59 に記載されている教育費に係る経済的負担の軽減について、経済的負担のかかるときと支援を受けるときのタイムラグが現在の問題である。実際に私が小学校の給食費の支援を受けていた際は給食費を一度払い、その後返金されるシステムだった。大学の就学支援金も同様に入学金や学費を払ったのちに支援金が振り込まれる仕組みだった。この方法だと、支援が受けられるか確定していない段階で先にご自分でお金を準備し支払う必要がある。もしも支援を受けられなかったら大学はその後通い続けることが難しいので入学の判断が難しいうえに、金額が大きくなるほど自分で費用を準備することが難しい。支援のタイミングを早めることで経済的な問題が学業、進学への妨げになることを防げる。また、予約制の奨学金等の選択肢が増えることで進学への選択肢が増やすこともできるのではないかと。</p>
076	女	40代	59	<p>P59 ウ. 子ども・若者の自立にむけた力を高める試み</p> <p>キャリア教育と同様に、『ジェンダー平等』や『包括的性教育』も、学齢期からのカリキュラムに小中高の枠組みを一連のものとして捉え組み込む必要性を感じます。</p> <p>自分の人生を、自立をして考えてゆける力をつける一つの観点として、将来の自分自身の暮らしや家族の暮らしの選択肢を、教育の中で考える時間を設ける事。子どもを産む産まない、避妊をするしない、という決定/選択を、女性は自分自身の権利としてしっかりと学ぶ必要性もあります。</p> <p>貧困等生活上の困難にある女性にも、自らの意思で避妊の選択ができやすいような、教育と、避妊具へのアクセスのしやすさ、医療費として認められる避妊具の公的支援としての扱いも、推進してください。望まない妊娠を防ぐことで、女性が社会参画をしてゆく機会を増やすことにもつながります。</p> <p>スウェーデンでは、女性自らが避妊テープを腕に貼って1週間避妊ができます。費用は1000円位。他にも、注射で3週間避妊ができたり、学生は年間1000円でピルが提供されたり、自らの意思で、避妊しやすい環境が整っています。これは、人権です。若者が自立をしてゆく過程で、選択肢を提示して、自ら選んでゆく力をつけてあげられる、環境を社会として実施してください。価値観の変革も必要と思います。</p>
077	女	30代	58	<p>ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備がすすんでいるが、子どもの居場所づくりをNPOなどの民間団体に任せるのではなく、国として責任を持って十分な対応をすることが必要だと思います。増え続けている子どもの貧困率を考えると「子どもの貧困対策に関する大綱」に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点施策を実施するために、必要なあらゆる措置を、国の責任として行うことが重要だと感じます。</p>
078	その他	20代		<p>男女の賃金格差があまりにも酷すぎます。格差の是正を強く求めます。貧困女性、特にシングルマザーへの手厚い保護、補助を求めます。福祉を充実させるべきです。</p>
079	団体	団体		<p>第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様な性を尊重する環境の整備</p>

			<p>基本認識</p> <p>社会保障制度の根幹となる生活困難者については、本人の就労や地域の助け合い精神により推進する自助・共助を基本としているが、その支援は公の責務であることを明記すべきである。働く高齢女性の増加は、年金では暮らしていけない実態を反映したものである。高齢単身女性の相対的貧困率は4割強を占め、公的年金受給者の約4割が国民年金の受給者となっている実態を直視し、医療・介護制度、年金制度の抜本的な改善が必要となっていることを提起すべきである。</p> <p>★「具体的な取組」に以下の項目を盛り込むこと</p> <p>(1) 高齢女性の貧困をなくすために国による最低保障年金制度を早急に制度化すること。</p> <p>(2) 介護保険制度を誰でも安心して利用できるものにするため、国民負担を増やすのではなく国の負担を増額し、利用料・保険料の軽減をはかるなど、抜本的な改善をおこなうこと。</p> <p>(3) 介護労働者の労働条件改善をはじめ基盤整備を急ぐこと。</p> <p>(4) 子育て世帯に対し保育料引下げ、中学校給食完全実施・給食費の無料化、就学援助の拡充、児童扶養手当の抜本的拡充、国による子ども医療費無料制度の創設など、子どもたちが健やかに育つ環境を保障すること。</p> <p>(5) 生活保護費の生活扶助、「母子加算」の引き下げ等をやめ、老齢加算を復活すること。受給抑制につながる運用をしないこと。</p>
080	団体	団体	<p>(1) p 60 62 同和問題の当事者を部落差別を受けている当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>(2) p 62 可能なものについては実体の把握に努めを「部落差別・在日コリアン女性・アイヌ女性・障がい女性等マイノリティ女性の実態を把握する」としていただきたい。</p> <p>(3) p 62 相談体制の充実について 「さらには複合的な困難状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性）などのおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
081	女	20代	58 <p>p58 イに「ひとり親家庭の実情に応じマザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センターなどにおいて、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細やかな就業支援」と記載されていてそこから分かるように本国ではひとり親家庭＝母子家庭という認識がすっかり浸透していることがわかる。</p> <p>そのように日本で母子家庭が当たり前になってしまっている背景には、夫が子どもから逃げやすい環境や制度になっているのは確かなことで、そういった制度の一つに本国の親権制度が当てはまると思うので早急に見直しを求める。</p> <p>本国では婚姻中は父母が共同親権であるが、離婚をすると単独親権になり、どちらが親権者になるかが決まったら離婚届に記入しなければ受理されない。例え離婚したとしても、子どもの親が元夫と元妻で二人いることは変わらないはずなのに、このように、日本の親権制度は親権をどちらか一方に強制的に押し付ける形となってしまっているため、この制</p>

				度がまさに親権がわたらなかつた側の「逃げ場」をつくっているといえる。そういった「逃げ場」をつくらないためにも、離婚後も両者共に子供の扶養義務を課すべきであると思 うし、扶養義務を課した後も自治体などで本当にその義務を遂行しているのかを継続的に監 察していくことが必要であると思う。
082	団 体	団 体		・LGBTは教育や労働の場から疎外されがちであり、それがLGBTの貧困につながると認識し ている。大手企業、中小企業の取り組みの参考となる指針の策定、継続的な調査の実施、ハ ラスメント防止の徹底を明記してほしい。
083	女	80 代 以 上	58	ひとり親の方が苦勞しているのは、専業主婦前提で運営されている公立小学校による過度な 家庭への負荷です。貧困の連鎖の一端にもなっています。 公教育に保育的機能（早朝預かり、フォローしやすい宿題、PTAの簡素化）を付加し、ひと り親が休息できる時間と子供と穏やかにいられる時間の創出が必要であると考えます。
084	女	40 代	56	○子どもの貧困対策へ、貧困家庭への切れ目のない支援。 ○ヤングケアラーへの支援。 ○外国につながる子どもの支援。 ○言葉が理解できない外国の人への支援。
085	男	50 代	58	1 (2) イ「ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備づくり」 (1)については、ひとり親の自立支援が前面に立っている。子どもを保育園、学校、学童な どに預けて、一緒に食事や会話する時間もないような働きづめの状況に追い込んで、子育 てが犠牲となる。ひとり親は子育てを優先し、子どもの発達年齢に応じて就労時間を伸ばす ことができるような、段階的な就労支援が必要。子どもが登下校する時間帯までひとり親が 在宅でき、なおかつ不足する生活費については社会福祉の観点から十分な給付がなされるべ きである。 (5)について、生活困窮世帯の子どもの学習環境についてはもっと国制度によって保障すべ き。高校への進学率が100%近くになっており、高校までは準義務教育と考えて良い。抛っ て授業料無償化に戻すべき。高等教育の就学支援は改善されたとはいえ、世帯収入基準が極 めて低く設定されている。規準を実態に合わせてもっと上方へあげるべき。
086	男	50 代	62	2 (2) ウ「外国人が安心して暮らせる環境の整備」 (1)性別に限らず在留外国人に対して「福祉の観点」から地方公共団体が基礎調査を実施 し、居住状況を正確に把握するべき。加えて、国・地方公共団体が財政措置をして、通訳者 を含む相談業務を担う人的配置を充実させる。相談業務は福祉の専門職として、非正規やボ ランティアまかせとせず、正規で専門職相当の報酬を払うべき。 (2) (1)の基礎調査をもとに、学齢期の子どもについては義務教育に準じて就学させることを 自治体責任で行うこと。その際、子どもの日本語習得レベルをきめ細かくつかみ、その実態 に合わせて日本語教室を開設するべき。また、教育委員会内に外国にルーツを持つ児童・生 徒専門の窓口を設け、進路保障の観点から進学先の学校へ情報提供を行う体制を整備すべ き。
087	団 体	60 代	56	「基本計画」では、貧困問題の解決を考える際に、最も土台となる日本国憲法25条の実 現について一言も語られていない。「健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利」を国 が保障しなければならないという点、ナショナル・ミニマムをどう保障するのかという視点

				で、計画・目標を立てなければならない。最低生活を保障する所得や年金の保障とともに、医療・教育などのサービスが無償で受けられる制度の確立が大前提である。(1)国連女性差別撤廃条約第 11 条、日本国憲法第 25 条を実現することを明記すること。(2)高齢女性の貧困解決のために、最低保障年金制度を確立すること。(3)障害者、民族、性的指向・性自認などマイノリティへの差別対策・支援法を拡充すること。(4)介護労働者の労働条件改善をはじめ基盤整備を急ぐこと。(5)子育て世帯に対し保育料引下げ、中学校給食完全実施・給食費の無料化、就学援助の拡充、児童扶養手当の抜本的拡充、国による子ども医療費無料制度の創設など、子どもたちが健やかに育つ環境を保障すること。(6)生活保護費の生活扶助、「母子加算」の引き下げ等をやめ、老齢加算を復活すること。受給抑制につながる運用をしないこと。
088	女	40代	P58	このたびのコロナ禍で、ひとり親家庭ことにシングルマザーの家庭が経済的に困窮している状況が浮き彫りになっている。どのような環境にあっても、子どもたちは生来安心して生活できる権利を有しており、その権利に格差があってはならないと考える。教育の機会均等、安定した生活を保障するためにも、国の責任においてあらゆる支援策を講じることが必要であると考えます。
089	女	50代	58	子どもの貧困対策に関する大綱に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点施策を実施するために必要なあらゆる措置を、国の責任として行うことが重要である。
090	女	30代	58P	現在、シングルマザーの貧困率は二世帯に一世帯と非常に高くなっています。原因の一つとして母子家庭において養育費が 2 割程度の家庭にしか支払われていないことが挙げられます。  兵庫県明石市では 2020 年 7 月より養育費支払いの立替制度がスタートしました。このような取り組みを是非、国が行い、貧困の連鎖を断ち切ってください。
091	女	50代	P62	性自認と性指向 (SOGI) について、章を立てて、詳細を記述するべきではないか。  最近、私は SOGI を推奨することが、幸福度と暴力防止の両面に非常に貢献することを発見した。若い世代のアクションに最初は驚いたが、学びたいことがたくさん生じている。  どんな性自認を持ってしようと、どんな性的指向でも、相手に対して性的侵害は許されない。性的同意はいつも重要。 一方で、夫婦間であっても性的同意のない性行為は、性暴力。  インターセクショナルリティ (交差性) の概念を導入して、まだ可視化されていないジェンダーにまつわる複合的な性差別を明らかにしていく研究への支援も記述願いたい。ぜひ SOGI についての章立てを希望します。
092	女	10代以下	57	ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組に関する (2) の具体的な取り組みであるが、より具体的な内容を明記してほしい。「男女間の賃金格差の解消」、「各種ハラスメントの防止」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」などが記されているが、これらは単に目標にすぎず、具体的な取り組みとはこれらの目標を守るために実際何を行っていくかという

				<p>ことではないか。第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和といくつか重複する点があったとしても、より具体的な内容を求める。</p> <p>また、第6分野全体において、生理用品についての言及を求める。女性は生理によって、生理がない人に比べ生涯約45万円もの負担を強いられており、更に現在は生理用品に10%の税金がかけられている。女性にとって必要不可欠である生理用品が女性を経済的に苦しめ、貧困に追い込むような状況にあってはならない。</p>
093	女	50代		<p>男性に比べ女性の方が非正規雇用労働者の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい要因の一つとなっている。出産・育児といった女性にとって大きなライフイベントが要因で男女間の賃金格差が生じたり、女性の就業継続や再就職が困難にならないよう女性に対する各種ハラスメントの防止、きちんとした支援が必要である。また、それに伴い、家庭の経済状況等によっての子どもの進学機会や学力・意欲の格差が生じないように、教育費にかかる経済的負担の軽減や、生活困窮家庭に対する学習支援や進路選択に関する相談などの支援を強く押し進めていくことが必要である。</p>
094	団体	70代	57	<p>I あらゆる分野における女性の参画拡大</p> <p>第6分野 男女共同参画の視点にたった貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組</p> <p>(2) 男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つになっていることから、・・・</p> <p>に関しての意見</p> <p>「派遣法の改正等により、雇用形態が複雑化し、非正規雇用者が激増している。少なくとも第4次基本計画から第5次までの5年間で、女性を取り巻く環境が大きく悪化したものについてはその原因を探り、数値目標を掲げるなどして早急に対策を打つことが求められる」等の意を汲んだ一文を組み入れるべき。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスの影響で「コロナ解雇」が増え続けており、その約半数が非正規雇用と報道されている。これら、新型コロナウイルスによって問題が顕在化したことに触れない基本計画は国民の意識と乖離したものではないだろうか。</p>
095	団体	団体	57	<p>第6分野 男女共同参画の視点にたった貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>(2) 具体的な取組</p> <p>ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組</p> <p>② 男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用同同社の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つになっていることから、・・・</p> <p>に関しての意見</p>

				<p>「派遣法の改正等により、雇用形態が複雑化し、非正規雇用者が激増している。少なくとも第4次基本計画から第5次までの5年間で、女性を取り巻く環境が大きく悪化したものについてはその原因を探り、数値目標を掲げるなどして早急に対策を打つことが求められる」等の意を汲んだ一文を組み入れるべき。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスの影響で「コロナ解雇」が増え続けており、その約半数が非正規雇用と報道されている。これら、新型コロナウイルスによって問題が顕在化したことに触れない基本計画は国民の意識と乖離したものではないだろうか。</p>
096	女	70代	62	<p>1. 女性の貧困の一番の原因は、離婚により子どもを女性が育てるケースが多いが、その養育費が相手の男性より十分に支払われないこと。また、子育てをしながらできる仕事が少ないことや、そういう仕事の賃金が安すぎることにあります。</p> <p>そこで、養育費が確実に送られる仕組みを行政の力で支払わせる仕組みを確立すべきです。子育ての労力はお金に換算できないくらい体力を要し、心労の連続でもあります。愛情だけでできるものではありません。それを破棄した非養育者は、お金として支払う義務があると思います。</p> <p>シングルの子育て者には、もっと手当を増加し、安心して生活できるようにするべきです。経済力の無い女性は、お金のために男性に頼るような再婚や、子どもへの虐待などを防ぐ等につながると思います。</p> <p>しかし、離婚を防ぐためには教育が重要で、誰もが相手を尊重し、多様性を認め合い、共に協調していく精神を養う必要があります。「男性は優勢」の思想がまだまだ根深く残っている状況は、絶対に是正せねばなりません。</p>
097	女	30代	62	<p>外国人児童・生徒、外国につながる子どもについては、不就学や進学率の低さの問題が指摘されていますが、学習支援の不十分や進学に伴う費用のハンディキャップも、進学率を低くしている要因の一つです。教育支援をより充実させるとともに奨学金の拡充が必要です。また、一部の大学や高校ではすでに「外国人につながる子ども」のための特別枠などを奨学金の給与と併せて設けているところもあります。こうした積極的差別是正措置の制度を全国の大学や高校に普及させ、不利な状況に置かれた子供たちへの教育機会を拡充できるよう、国が指針を出し働きかけることも必要だと思います。さらには、外国人と日本人が共生をめざすための施策を「出入国在留管理庁に設置した「『国民の声』を聴く会」等で聴取」とありますが、外国人の「管理」を主たる目的とする出入国管理庁が、外国人と日本人の「共生」や外国人の「支援」についても担うというのは制度上の矛盾があります。外国人や移民を多く受け入れている国では、制度上、外国人・移民支援や共生などを所轄する官庁は、入国管理を担う官庁とは分けています。新たに外国人支援のための部局・庁を設置するべきではありませんか。</p>
098	女	70代	62	<p>仕事または結婚のために来日し、日本人男性と結婚した外国籍の女性に関して。日本人の子どもを育てながら暮らしているが、日本人の同様の条件下にある女性に加えて、さらに多くのハンディキャップを抱えている。(1)言語理解能力が低く、日本語ボキャブラリーの少なく、意見を表明したり、コミュニケーションしたりに困難が伴う。(2)(1)により、仕事に限られ、収入が日本人よりさらに低い。(3)日常生活や社会的習慣などに慣れていない。(4)相談したり、サポートしてくれる家族はおらず、友人も少ない。(5)元夫からの養育費がある</p>

				<p>ことは少ない。(6)外国人差別や離婚に対する偏見がある。(7)生活支援や相談窓口などの情報を入手する困難がある。(8)その他。</p> <p>今後外国籍の女性（または男性）と結婚する日本人は増えるが、これらの困難を解決する事業を積極的に行う必要がある。については、外国籍のひとり親女性に関する調査を行い、施策を立案、推進する必要がある。</p>
099	女	20代		<p>私はアパレル企業の障害者雇用で働いています。実は職場にいる同僚で三十代の後半で喘息持ちの女性の知的障害者がいます。その人は若い女性健常者や特定の女性の知的障害者に対して平気でパワハラ、セクハラをします。私もその一人です。それと休憩の時仲間と共に常識外れな言動をした出来事が多くあり、職場に苦情を受けた事もあります。もしかしたらその人は貧しくて満たされない精神の持ち主だと思います。いつまでも時代に流されて生かせる訳にはいかないので現状を変えてもらいたいです。</p> <p>置かれている立場や仕事に格差する社会を変えてもらいたい。住んでいる場所、能力、外見、名前等どういう基準で人を決めているのか、社会や人類は分断している。</p> <p>貧困家庭の女性、子供に下着業界が地域問わず貧困家庭に訪問して下着の試着と無料で提供するようして下さい。</p> <p>事情により成人式に参加出来なかった女性に無料で支援、実施して下さい。</p> <p>フリーランスに年末調整の負担を減らしてもらいたい。</p>
100	団体	60代		<p>1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>高齢期の低年金・無年金は、特に高齢女性にとって深刻な問題です。このことは「高齢期の女性の貧困」の背景として述べられていますが、解消するための具体的な施策として例示されているのは、2019年10月、消費税が10%に引き上げられた際に導入された「年金生活者支援給付金制度」、すなわち、消費税引き上げに対応した上乘せ分のみです。老齢年金そのものの給付水準に関する記述や、低年金・無年金を補完する役割を担っている生活保護に関する記述は、どこにも見当たりません。</p> <p>ひとり親家庭の親は、仕事と子育てなど、時間的な制約から非正規雇用となるなど、経済的な面をはじめ、生活や就労の面で不安定な状況に置かれていることが多く、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために必要な収入を得ることが困難な場合も多いです。特に、母子家庭の母親は、いまだ4割超が非正規雇用となっており、結婚、出産等により就業が中断している場合も多く、ひとり親になってからの自立はより大きな困難を伴っています。ひとり親家庭の親が希望する勤務形態で十分な収入を得て、安定した生活を送ることができるよう、就労支援の強化や、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境づくりの実現が必要となっています。新型コロナウイルス感染症のような突発的な状況下では、不安やストレスが高まりやすく、経済面や生活面に加え、精神面でも支援を行い、孤立を防ぐことが必要です。本計画素案には、現金給付に関する記述が、ほとんど見当たりません。</p>
101	女	60代	57	<p>女性の貧困は、経済的自立を求めない日本社会のジェンダー差別に起因する。世帯ではなく、個人が経済的に自立できるように教育、税制、社会保障を変えていくべきである。</p>

102	女	50代		母子家庭の貧困率が深刻である。生物学的父親からの養育費は、国が責任をもって徴収し、子に配分すべきである。そのスキームを至急構築すべき。また、母子家庭への生活費、教育費支給をもっと手厚くすべき。
103	団体	団体	1	<p>総務省がテレワークを「ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」と定義しており、その在り方や働き方、利用するツールも時代とともに進化してきました。働き方改革の推進に伴うワーク・ライフ・バランスへの対応など労働者の視点が加わっており、テレワークの活用は、就業を希望しながらも時間的に制約のある女性にとって有効な手法であると同時に、就業環境が維持されることにより非正規化を防ぐといった効果が期待されています。しかし、母子家庭など貧困の女性の視点はあまり議論の対象になりません。私たちは10年以上に渡り子どもと女性の支援活動を行なっています。まず、貧困の子供たちの居場所確保と無償塾を月曜日から土曜日まで行っています。無償塾と無償の温かい食事はコロナ禍の中でも継続していますが、年々子供たちの人数が増えていくことを懸念しています。子供たちの貧困は様々な問題を引き起こしますが、問題の根源はお母さんの貧困です。この問題を解決するための支援を強く希望します。お母さんたちが貧困から脱する就業環境として、乳幼児、病気を持つ子ども、要介護の親族などを抱えていても、年収300万を得ることができるテレワークの仕組み作りを進めています。道路・トンネル・橋梁点検などに伴う図面の3D CAD業務で、永年に渡り従事できるキャリアを形成し、国家のインフラ整備に携わるというやりがいを持てる仕事です。土木の女性技師が起業した大分県の企業ではすでに4年前からこの3D CADを使ったテレワークで、お母さんたちに専門家として業務を供給しています。短期間で専門的スキルを得る優れた教育プログラムも開発しています。私たちはこの企業と組み、特に母子家庭のお母さん向けの土木設計3D CADオペレーターとしての教育を行います。この仕事が確立すれば今の困窮した生活をから脱却できるお母さんは増えていきます。また、体を動かすことが好きなお母さんには、地の利を活かした農業の仕事創出を計画しています。</p> <p>母子家庭が地方でも普通に働きながら子育てをしていける生活。年収300万を稼ぎ、納税者にもなる仕組みを、金融機関を中心に産学官で模索しています。どうかこの計画に補助予算をつけていただき、また、九州にこれらの取り組みにおける土木事業費拡大にお力添えをよろしくお願いします。</p>
104	女	20代	56	「複合的な困難」との記載はあるが、「複合差別」の視点が弱い。マイノリティ女性が抱える問題はやはり「差別」の問題であり、「複合差別」又は「差別の交差性」という用語を使用し、マイノリティ女性が抱える構造的差別の問題点に重点を置いて頂きたい。
105	女	20代	63	<p>複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させることを明記すべきである。</p> <p>また、「実態の把握に努め」とあるが、2016年に法務省が実施した外国人住民調査報告書では男女のクロス集計がなされなかった。</p> <p>このような実態調査を行うときは必ず男女のクロス集計を出して頂きたい。</p>
106	女	70代		私は公務員として働き定年退職し年金はもらっていますが 主婦として夫の扶養家族になっていた人は、夫が死亡した場合、一人で生活していくことが困難と聞きます。最近年金制度も改善されてはきていますが、私たちの年代70台以上にな

				<p>ると国民年金だけでは生活出来ないと聞きます。</p> <p>女性が一人残っても最低限度の生活ができるよう考えていただきたいと思います。</p> <p>又、今の若い方は家事等男女共同で協力しあって生活しているようですが、私たちの年代では未だに女性は家事と言う思いが残っています。これからの若い人達には女性に家事を押し付けないような事を考えていただきたいと思います。</p>
107	女	20代	56	<p>1. 「複合的な困難」との記載はあるが、「複合差別」の視点が弱い。部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性などのマイノリティ女性が抱える問題は「差別」の問題であり、「複合差別」または「差別の交差性」という用語を使用し、マイノリティ女性が抱える構造的差別の問題点に重点を置いていただきたい。2. 「同和問題の当事者」という名称を「被差別部落民」、「被差別部落女性」、あるいは「部落女性」に変えること。2016年12月、「部落差別解消推進法」が国会審議を経て成立し、施行されている。</p>
108	団体	団体	56	<p>1. 「複合的な困難」との記載はあるが、「複合差別」の視点が弱い。部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性などのマイノリティ女性が抱える問題は「差別」の問題であり、「複合差別」または「差別の交差性」という用語を使用し、マイノリティ女性が抱える構造的差別の問題点に重点を置いていただきたい。</p> <p>2. 「同和問題の当事者」という名称を「被差別部落民」、「被差別部落女性」、あるいは「部落女性」に変えること。2016年12月、「部落差別解消推進法」が国会審議を経て成立し、施行されている。</p>
109	団体	団体	60	<p>1. 複合的な困難な状況におかれている部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性の背景を理解した専門性を備えた人権相談体制を充実させることを明記すべきである。</p> <p>2. さらに、支援や多様性を尊重する環境の整備と謳うならば、実態把握は不可欠である。部落、アイヌ、在日コリアンの女性の現状を把握する実態調査の実施は、2009年の女性差別撤廃委員会の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ52）および2016年の同総括所見（特に、教育と雇用の実態）において必要であるとして繰り返し勧告が行われている。支援と環境の整備のためにも、実態調査を実施すべきである。</p> <p>加えて、2016年に法務省が実施した外国人住民調査報告書では男女のクロス集計がなされなかった。このような実態調査を行うときは必ず男女のクロス集計を出して頂きたい。</p>
110	女	60代		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童手当」の制度を改め、出生時から18歳になるまで、養育者ではなく、すべての子ども個々人に手当を支給する制度にする（子どもの貧困問題への取り組み）</li> <li>・ひとり親家庭の貧困を軽減する為、「児童扶養手当」の所得制限を大幅に緩和する。また、養育しない親の養育費支払いを義務化する。</li> <li>・女性の貧困問題の中心となっている非正規雇用について、同一価値労働同一賃金を明確に規定し、短時間であることによる賃金総額以外の差別を禁止する</li> <li>・高齢になっても、障がいをもって、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるようにとつくられた「介護保険制度」が本来の目的を果たせるように、高齢者や介護従事者の意見を取り入れて、法整備し、受ける人・働く人本位の運営をする</li> </ul>
111	女	70代	60	<p>「外国人やルーツが外国であること」が他の困難を抱える人々と同列に扱われている。これからの人口減の日本の未来を考える時、基本方針の中で、ニューカマーの存在は独立して取り上げてもよいのではないか。</p>

				また、具体的な取り組みが「ア 高齢者」「イ 障害者」「ウ 外国人」となっており、基本的方向に触れられているマイノリティに関する記述がないのはいかがなものか。
112	男	20代		厚生労働省が職場の性的マイノリティに関する委託調査を実施したことや「パワハラ防止法」が成立したことを受けて、企業の取組の参考となる指針の策定や、ハラスメント防止の徹底、継続的な調査の実施などを明記すべき。防災の領域でも、避難所の施設利用やハラスメント防止について加筆すべき。
113	団体	団体		<p>当たり前に子供が自分の目標を持って親に遠慮することなくそれを叶えることができ、親も子供の監護に縛られることなく自分の将来の目標を叶えられたら良いなと思っています。</p> <p>そのためにはどちらかという、ネットワークや情報共有ができる場があって、それを知らない他の親に知ってもらってつながりが大きく深くなっていくと良いなと思っています。今国がやっている児童扶養手当とか、ひとり親医療証や、寡婦(夫)控除も、もちろん必要と思います。本来は補助にあまり頼らず税金も、公的年金もしっかり収めていくのが良いと思っています</p> <p>なので、できれば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●将来必要なお金の勉強会や就職支援、資格取得の補助</li> <li>●何より情報の共有と孤立させないコミュニティの運営への補助をやっていただけたらと思います</li> </ul>
114	団体	団体	56	<p>在日コリアンは、日本の旧植民地出身者およびその子孫である。これまで在日コリアンは、日本社会で定住外国人（外国籍住民）として暮らしてきた。女性差別撤廃委員会総括所見において、「アイヌの女性、部落の女性、在日コリアンの女性など」と固有名が明記された勧告がだされた。第5次男女共同参画基本計画においても取り組むべき課題の当事者として、具体的な固有名詞をあげて明記すべきである。</p> <p>基本認識の箇所および p60, p62 エ(1)「外国人やルーツが外国人であること」という文言は、「在日コリアンをはじめとする定住外国人やルーツが外国人であること」に変えるべきである。</p> <p>ウ 外国人、外国人女性、在留外国人女性を「定住外国人」「定住外国人女性」という文言に変えるべきである。定住外国人とは、日本社会に外国籍住民として暮らしている（暮らしてきた）人である。「社会全体が多様性を尊重する環境作りを進める」上で、外国籍「住民」であるという認識が重要である。</p>
115	女	40代	58	<p>養育費の取決め促進についてぜひ具体的な対応をお願いしたい。高等学校進学時など待ったなしの状況があるので、確実に養育費が支払われるまでの支援を行うことが必要だと考える。</p>
116	女	50代		<p>医療も扶養手当も学生である限り欲しいなー。</p> <p>大学が1番お金かかるのに、補助が何も無い。</p>

			<p>貧困から抜け出すためには、高校卒業も大事だし、大学までいけるんだと言うものが欲しい。</p> <p>奨学金が出るまでの準備金がとても厳しい。</p> <p>年収に近い入学金を準備するのは、生半可では無い。</p> <p>余程計画的に、お金を貯金できなければ、断念してしまうレベル。</p> <p>私は子供の入学のために、独身時代買った貴金属は、全て売り払いました。</p> <p>それでも足りない部分は、銀行ローン。</p> <p>今は、奨学金返済に加えて、その銀行ローンを返しています。</p> <p>頑張って卒業できた上娘は、計画的に返せるが、途中で断念してしまった娘は、返済に苦労しています。</p> <p>就職もまだしてなくて、バイトで無理をして返しています。</p> <p>悪循環としか思えない。</p>	
117	女	30代	62	<p>エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・性的指向・性自認に関する事項については、この間、厚生労働省において男女共同参画を担当する雇用環境・均等局が行った「令和元年度職場におけるダイバーシティ推進事業」における性的マイノリティの委託調査を踏まえ、雇用分野に関して加筆すべきである。特に調査をもとに企業の取り組みの参考となる指針の策定、継続的な調査の実施を明記すべきである。また、同局担当のいわゆる「パワハラ防止法」に性的指向・性自認に関するハラスメントが盛り込まれたことから、ハラスメント防止の徹底も加えるべきである。・男女共同参画局が従来より防災分野の事例集に掲載してきたように、性的指向・性自認に関する取り組みに、防災の取り組み（避難所の施設利用やハラスメント防止）を加筆すべきである。</p>
118	女	60代	62	<p>エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応について</p> <p>厚生労働省は既に職場の性的マイノリティに関する委託調査を実施している、また、昨年度、民間支援団体から厚生労働省に対して「生活保護制度の改善および適正な実施に関する要望」と題した要望書が提出されている。これは困窮事態に陥り易い性的マイノリティが生活保護制度を利用するにあたって、相談時や施設等利用時、医療機関利用時など、さまざまな局面で不利益を被り、様々なトラブルが生じているからである。</p> <p>特に性自認「女性」の場合、職場でのトイレ問題然り、失職後福祉窓口に相談しても戸籍上の男性で対応されることが多い。福祉相談先でメンタルヘルスを壊され、生活保護申請が通るまでの待機場所での2次被害に合うケースも有り、従来、個人のニーズに即した支援対応が不十分だった。こういった実態調査と合わせて、当事者や支援団体、研究者等に対するヒアリング等を実施し、その結果を踏まえて適切な対応がなされるよう、必要に応じて制度を見直し、複合的な困難状況にある女性には特にきめ細かい合理的配慮のある支援体制を整えていただきたい。</p> <p>また、人権侵害が行われた際の相談先を周知徹底し、相談者が安心して相談し、適正に調</p>

				<p>査、審議していただけるような、セクシュアリティについての十分な研修を図られた人員の配置を願う。相談者が泣き寝入りせず、異議申し立てが速やかにできる調査救済体制を確立していただきたい。</p> <p>また、防災の領域でも、多様性を尊重した避難所整備やハラスメント防止についても加筆すべきであろう。</p>
119	女	40代		<p>・ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら生活できる環境整備に取り組まれています。子どもの居場所づくりをNPOなどの民間団体に任せてしまうのではなく、国として責任をもって十分な対応をすることが必要だと思います。</p>
120	男	40代	62	<p>性的指向、性自認に関することについて、重大な問題ではあると思うが、例えば男女共同参画担当部課が主務的に担うのは、女性施策から発展したこれまでの経緯からして困難が大きいと思います。</p> <p>性的指向、性自認を巡る動きには、男女差別の構造の温存につながる動きも見られます。男女共同参画の動きに逆行する動きには、強い態度を示してほしいと考えます。</p>
121	女	50代	p58	<p>子どもの貧困対策に関する大綱（2019年）に示された教育の支援、政治の安定に資するための支援などの重点施策を実施するために必要なあらゆる措置を国の責任としておこなうことが重要だと考える。</p>
122	女	60代	57	<p>意見1：離婚後に養育費が支払われる仕組みを創出してください。…理由：離婚後のひとり親家庭の貧困化を防ぐため。</p> <p>60ページ</p> <p>意見2：配偶者から暴力を受けている高齢者が、施設入所ではなく、生活保護を利用して、自立生活を続けていけるような視点での支援を実施してください。</p>
123	女	40代		<p>コロナ禍のもとで非正規雇用の女性の労働状況が悪化しているとニュースになっています。サービス業や小売業などの職種では多くの女性が雇用の調整弁として使われており、その雇用の是非が問われるべき状況だと考えます。</p> <p>困窮した女性が「風俗で働くのが楽しみ」という意味のコメントをした芸能人の方がみえましたが、性風俗は困窮した女性のセーフティネットと考える男性もおり、そこに蔑視を感じています。生活保護を申請したところ性風俗を勧められたという話も聞きますが、それは本来あってはならない事態です。</p> <p>困窮した女性それぞれが状況に応じた支援を受けられることを望みます。</p>
124	女	60代	46	<p>性犯罪・性暴力の被害は生涯人生に影響する方がいます。</p> <p>「性的同意年齢13歳」の現行法は性的な関係に対する理解がまだ十分ではない児童にとって「断ったり」「事態を理解して同意」できるものではないと考えます。性的同意年齢の引き上げを世界の多くの国が採用している16歳に引き上げるなど検討していただき、法案の制定をお願いいたします。性暴力ワンストップ支援センターの設置を全県から全国主要都市に拡充していただきたいです。</p> <p>交付金の助成対象として財政支援を充実していただき、支援者（ボランティアや低額の処遇があると聞きました）の経済的な支えを担保することで、継続的な支援者が確保できることになると考えます。支</p>

				<p>援に注力できるようにしていただきたいです。</p> <p>被害者の負担を軽減し、寄り添いながら早期対応できる体製造りは、SDGsの視点からも、女性が回復し社会の一員として参画、活躍する次世代のためにも重要な施策になると考えます。</p> <p>性暴力を受けた際の「抗拒不能」の要件の緩和も求めます。現実的に力がある関係（上司・教師・コーチ・親族・夫など）やレイプドラッグでの性暴力は同行する子どもの生活に直結し、自身の判断が出来ない状況にされ現行法のような抗拒不能とは乖離しています。「性暴力被害者支援」を法律で制定していただきたい。</p>
125	男	50代	56~	<p>【基本認識】の八つ目の項目、2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 (1) 施策の基本的方向の三つ目の項目、(2) 具体的な取組の エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応、等にある「性的指向・性自認に関すること」について</p> <p>僭越ながらまずは修正箇所として申し上げますこと何卒ご容赦ください。「性指向・性自認」につきまして、性指向はともかく「性自認」という文言および観念を盛り込んでしまうとジェンダーベースな観念すなわちアンコンシャス・バイアスを男女共同参画に盛り込んでしまうことになってしまいます。また、そのような「属性」に当てはめてしまうことにより「そのような“者”たち」といった偏見や差別的見解をも増幅させ、かえって迂遠なことをしてしまうデメリットもございます。そもそも LGBT 概念はアメリカという国だからそうせざるを得なかったのだと考えられます。日本においてもそのような属性をもとにして考えてしまったからなのか「性指向および“性自認”」としてしまいました。これではジェンダーの囚われから脱却できず男女共同参画推進の妨げとなってしまふどころかむしろ逆行してまいります。案の定、アメリカにおいても LGBT の T (トランスジェンダー) を見直そうという議論もなされているそうです。自分の主張する性のトイレや更衣室を使えるようにしてしまふ様々に問題となっているからです。(ここでは字数の都合上、多くを述べられませんがアメリカという国の社会事情ゆえに同性愛“者”とカテゴライズしてしまったり、また、反対の性を主張することがトランスジェンダーとなってしまったと考えられます)</p> <p>そこで修正案といたしましては、性自認というジェンダーベースな観念は盛り込まず『ジェンダーにとらわれないこと』を文言に盛り込み、ジェンダーにとらわれない意識啓発とともに真っ直ぐに男女共同参画推進を勤しんでゆくべきかと考えます。例えば「性指向・性自認」(同性愛”者”・反対の性(ジェンダー)を主張する”者”など)という表現は『同性を好きになることはおかしいことでも何でもない“こと“やジェンダーに囚われない”こと』といった感じに変更。LGBT や性指向・性自認といった意向を進めてきたことを否定することもなく、ブレずに推進してゆくことが出来るのではないかと考えます。</p>
126	女	20代	57	<p>就活や転職、社内でも出世できるか否かという意味でも、女性であることが不利に働きます。就業する際に子供をもつ意思の有無を聞かれることも多いです。</p> <p>それを乗り越えてキャリアと子育てを両立するのは、男性以上に働ける数少ない女性だけだと思います。</p> <p>私自身は 20 台後半ですが、周りの専業主婦、キャリアウーマンいろんな方を見た結果、正直子育てをしながら自分のキャリアを作っていくことは現状無理ではないかと思っています。</p>

			<p>家事・育児の重労働と週5日の正社員として仕事をするのは難しいです。ただ、仕事をやめてしまって、もしパートナーに問題があった際、自身の経済力に問題があったら、子供も養えません。養育費が払われるケースはレアですし、育児で一旦時短もしくは派遣や非正規になった場合、小さい子供がいる中正社員に戻れるのは稀です。</p> <p>子供を産むことは、キャリアを奪われ、経済的自立も奪われるリスクを孕んでいます。それも女性だけ一方的に。</p> <p>しかも、子供を持つての離婚は、子供の教育や未来にも影響があるかもしれません。子供のためを思うほど、この自己責任社会では、子供を産まずにキャリアを守る方が安全策だと思います。そんな社会では少子化を止めることはできないと思いますし、将来的に税収も減り、内需も減っていくでしょう。</p> <p>女性が出産や育児を経てもキャリアを積めることは、その女性自身が一人で立ち、パートナーと対等に接せるだけでなく、子供にとっても、そして国の未来にとっても重要なことだと思っています。</p> <p>今回このようなご意見をお聞きいただける機会を作っていただき有難うございます。</p> <p>女性の経済的自立支援、出産などのライフイベントによるキャリア断絶をなくすこと、就職時(出世)の差別をなくすこと、派遣や非正規の女性の割合を減らすこと、そしてシングルマザーの支援など是非押し進めていただければと思います。</p>
127	女	20代	<p>選択的夫婦別姓が、女性の活躍と家庭の両立の上で強く求められていることは既に十分分かっているはずです。議論を進めるのではなく、実行に向けて動くと言明して欲しいです。</p>
128	女	10代以下	<p>以下、該当ページ：57</p> <p>「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」の施策の基本的方向について。“地域の実情に即した切れ目のない支援を行う”とあるが、地域の実情に合わせるということは地域の役所の全職員からアンケートをとったり、直接関連施設の全職員から話を聞いたりした上で、合わせるのだろうか。また、得た情報等を反映できるといえるのか。</p> <p>手間はかかるだろうが、地方の平職員の声も聴かなければ意味がないはずだ。</p> <p>次に、「就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組」において男女の待遇差について言及されているが、その待遇改善が逆に社内の男女間の軋轢を生む可能性はないと言い切れないのではないのだろうか。</p> <p>以下、該当ページ：58</p> <p>「ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり」において。ここでは、環境の整備について細かく述べてあるが、メンタル面でのサポートはつくのだろうか。離婚や配偶者の死去など様々な理由でひとり親家庭等になった場合、親たる女性にかかる負担は尋常ではない。うつ病になるケースも少なくはないはずだ。加えて、この情報化社会、匿名性を利用してひとり親であることを SNS 上で面白おかしく揶揄する人間がいなくても限らない。それ</p>

			を親が知ってしまうこともだ。生活および精神が安定するまで、担当職員を付けて話し相手になるなどの措置をとることができないのだろうか。
129	男	50代 92	<p>トランスジェンダーの方々の最近の動向が大変気になります。</p> <p>経済産業省勤務のトランスジェンダーの方が女性用トイレの使用を望み、訴訟でこれを認めるとする判決が出たとニュースで見ました。ご本人の「心」はもちろん自由ですしそれをもって就労の差別があっては断じてならないです。</p> <p>しかし、トイレとなると話は別で安全性が最優先されるものと考えます。使用者が全て知り合いのトイレなら共有でもよいかもしれませんが、例えばビル内のオフィスなど不特定多数が利用するトイレなどでは問題が生じます。つまり「トランスジェンダーも女性トイレを使う」が前提になると、女性達はトイレに男性が居ても警戒することができません。犯罪の温床になってしまいます。昨今は女性用トイレでの犯罪が非常に多いと聞きます。</p> <p>なお、女性達の意見を募ってみたところ以下のとおりとなりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性用と女性用は従来そのまま「オールジェンダートイレ」を新たに設置してほしい</li> <li>・ 敷地面積がきびしい場合は男性トイレの一部を区切って「オールジェンダートイレ」を作してほしい</li> <li>・ 男女共同トイレは絶対 NG（欧米で流行っているそうですが現地の女性に大不評とのこと）</li> </ul> <p>これからの経済を考えますと女性就労者の確保は必須の時代となります。経営者としては女性達が働きやすい環境を整備していただきたいというのが率直な願いです。また、全国規模でトイレの設置・改修となれば新たに経済も動くのではないのでしょうか。</p> <p>以上何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p>
130	女	20代	<p>ひとり親家庭への支援を拡充し、特に金銭面で単身女性が無理なく子どもを出産し育てられるようにしてください。</p> <p>出産にまつわる医療は保険が適用されるべきです。</p>
131	女	60代	<p>男女雇用機会均等法や女性活躍推進法が実効性を持たないのは「女子差別撤廃条約」や「北京行動綱領」に基づく、女性への差別禁止が明確に規定されず、罰則もないためである。基本法に基づく基本計画も 20 年になるので、国連中心の諸外国に学び実効性のある法整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金格差については、同一価値労働同一賃金の規定を男女雇用機会均等法に入れること、最低賃金を 15,000 円にすることが有効と思う</li> <li>・ 人権に基づく労働者教育が必要である。労働者の権利があまりにも知られていないので、雇用の場での平等が進まない</li> <li>・ ポジティブ・アクションのところで、女性活躍の「見える化」が提起されているが、「差別解消への取り組みがいかに進んでいるか」も見える化したい。非正規雇用の割合、賃金格</li> </ul>

				<p>差、勤続年数、育児休業取得者割合等男女別に開示してほしい。</p> <p>・個人単位のセーフティネットの拡充が必要。ひとり親でも安心して生活できる社会保障制度、税制の構築が望まれる。扶養手当や扶養控除等世帯単位の制度の見直しを。</p>
132	女	30代	62	<p>ジェンダー問題に取り組んでくださるのはいいことだと思います。</p> <p>しかし、中には男性器を持ったまま女湯に入りたい、女子トイレに入りたいという女装男性も多くいます。</p> <p>裸や個室という安易に危害を加えられる状況下において、男性の体と筋力を持っている人が入ってくるのは女性や女兒にとっても危険です。</p> <p>盗撮、性的暴行、そうでなくともたださえ沢山の事件が起きているのに…</p> <p>男性器を持っていないことを前提とするなど、対策を講じた上で被害者が出ないよう慎重に動いていただきたい。</p>
133	女	60代	57	<p>女性の非正規雇用の割合は高く、コロナ禍の中で真っ先に職を失ったのは、非正規であり、学校の休業で仕事を休まざるを得なかったシングルマザーの実態はことに深刻です。介護・育児・家事などエッセンシャルワークを支える多くが女性で、その待遇は劣悪です。その背景には、賃金の低さが挙げられます。特に地方においては最低賃金も低く、女性の賃金も低く抑えられています。生涯賃金でみると非正規雇用は、50%前後です。年金額にも大きく影響しています。これでは、働く意欲は沸きません。</p> <p>同一労働同一賃金、一律1000円の最低賃金、将来早い時期の1500円を望みます。</p>
134	女	20代		<p>【基本認識】 (p. 59)</p> <p>女性の貧困は特定の年齢層のみならず、すべての年代の女性に生じ得ることが言及されている点は評価できる。また現代社会において男女の性差だけでなく、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること等、その個人が置かれている多様な背景（バックグラウンド）も考慮されなければならない。多様な属性の人々の人権が尊重される社会をつくるのが、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクの減少となることが明記されていることは、この分野において具体的かつ包括的な施策を講じるうえで非常に重要である。</p> <p>しかし、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備について、各分野の主要な問題については言及されているが、女性であることで抱える問題についての具体的な取り組みがほとんどなく、「高齢女性」や「障害をもつ女性」「外国人女性」に対する諸問題の提示と具体的な取り組みの明記を求めたい。</p> <p>&lt;施策の基本的方向と具体的取組&gt;</p> <p>1. 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>(2) ア (4)および(5) (p. 61)</p> <p>複合的な課題を抱える生活困窮者について、DV被害者や女性ホームレス、セックスワーカー等貧困の連鎖に陥りやすい具体的なターゲット層を定め、経済的支援のみならずメンタルヘルスケアなど包括的支援が明示されるべきである。また新型コロナウイルスによる影響で仕事や居場所を失う女性が増え、貧困の連鎖に陥る女性の状況がより深刻になることが懸念されるため、コロナ禍における現状の調査も早急に行うべきである。</p>

135	女	20代	<p>2. 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>(2) イ (p. 64)</p> <p>障害者が安心して暮らせる環境の整備について、虐待の防止やバリアフリーなど、障害者を取り巻く主要な問題点が盛り込まれていることは評価できるが、障害のある「女性」の視点での取り組みが不十分である。例えば、(2)の障害者虐待の防止について、福祉施設等での女性入居者や利用者への性的虐待や暴力の防止施策についても記述するべきである。また、障害にも様々な種類があるため障害の種別による支援も明らかにするべきである。特に、昨今注目されている発達障害や精神疾患のある女性についての支援施策や人権保護を求めたい。女性で発達障害のある人は、男性に比べて社会参加の場が少なく、家庭や施設等での関わりにものみ限定されてしまうという現状があり、より社会参加を進めるための取り組みが必要である。また、虐待や性暴力の被害を受けやすく、その被害を相談することが難しい場合もあり、専用の相談窓口の設置や、福祉施設で働くワーカーへのジェンダー視点を持った教育・啓発も行われるべきである。さらに、「障害者基本計画」の中には「女性障害者」の視点が盛り込まれておらず、各種サービスの基本指針においても、ジェンダー視点に基づいた施策がつけられるべきである。</p> <p>(2) ウ (1) (p. 65)</p> <p>外国人居住者に対する行政情報や相談窓口の周知など情報提供における環境整備について、より広く必要な対象者へ発信するためには、国の行政機関と地方公共団体だけでなく、NGO・NPO等の地域に根差した活動を行っているネットワークとも密な連携を図りつつ取り組まれるべきである。</p> <p>(2) エ (1) (p. 66)</p> <p>第4次計画に含まれていた「エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応」の項目が、第5次計画では性的指向や性同一性障害に関して直接的なことが含まれていない内容になっている。「人権相談体制の充実」や「学校における性的指向・性自認に係る児童生徒に対する支援体制の整備」は非常に重要な項目であり、公的機関のみならず関係NPO等との協力体制を持つことで、より充実した相談体制や支援窓口を設けられるように取り組むべきである。</p>
136	団体	団体	<p>56</p> <p>本計画では、貧困問題解決に当たり、最も土台となる憲法第25条に一言も触れていない。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国がどう保障するか、という視点で計画・目標を立てなければならない。そうでなければ、実効性のある計画にはならないと思う。</p> <p>そうした視点から、以下の点を求めたい。</p> <p>(1) 日本国憲法第25条、女子差別撤廃条約第11条の実現を明記すること、</p> <p>(2) 幼児教育から高等教育までの教育の無償化を明記すること、</p> <p>(3) 医療の無償化を保障すること、</p> <p>(4) 生活保護は権利であり、生活保護・最低賃金の水準は、人間として生活できる最低の水準を保障するものである。</p>

137	団体	団体	56	基本的認識の8番目「性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。
138	男	30代		LGBT当事者や発達障害当事者、貧困家庭で暮らしている人など、複合的な困難を抱えて生きるダブルマイノリティ、トリプルマイノリティなどへの配慮を、もっと切り込んで計画に盛り込んでほしいと思う。 例えば、軽度の知的障害や、発達障害を持つLGBT当事者の困難を可視化し、男女共同参画の視点から総合的にサポートする、などである。
139	女	50代	56	基本認識のひとつ目の背景には、「固定的な性別役割分担によるものが大きい」ということを明記すべき。
140	女	40代	59	ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組 59ページ キャリア教育・職業教育、社会生活に関する叙述が中心になっているが、アの(5)で示されているように困難を抱える者の課題は家庭の課題、家計管理や債務問題など、多岐にわたっている。家庭でこれらの生活技術や生活設計の力を子供に教えることが困難であるからこそ、家庭の機能の社会化の一形態である「家計改善支援」や総合的な家庭生活支援が重要であるが、子供・若者はこれらの制度について学校で学ぶ機会がない。「生活困窮者自立支援制度」をはじめ、社会保障・社会福祉のような生活に密着した制度・サービスを子どもの頃から体系的に学べる仕組みづくりを進めるよう計画に盛り込んでいただきたい。  61-62ページ イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備 (1)から(6)に掲げられていることは障害者全般に当てはまることであり、それゆえの(7)の記述内容であることは理解できるが、もう少し女性障害者の生活困難の問題や就労困難の問題に具体的に言及できないものか。障害者ジェンダー統計の本格的な整備に向けて、是非本腰を入れて取り組んでいただきたい。
141	女	50代	62	エにおいて、 複合的に困難な状況に置かれている場合の格差・差別は申告である。しっかりと状況を把握し、もっと具体的な施策を。
142	団体	団体	57	(2) 具体的な取組 ア就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組み 同一価値労働同一賃金制度の導入や介護離職の防止策のための環境整備に言及すること
143	団体	団体	60	ア高齢者が安心して暮らせる環境の整備 高齢者が働き続けるために、「雇用保険制度の失業給付を改善」に言及すること 医療・介護保険制度については、「効率化・重点化」のみに着目するのではなく目するのではなく「高齢者の健康寿命増進と本人らしい尊厳ある生を全うできる自立支援に取り組む」ことを明記すること。 「認知症当事者の声を反映した地域での支援体制づくり」を付け加えること。

144	—	20代	57	未婚ひとり親の子育て支援の強化を求む。
145	団体	団体	56	<p>基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等・・・」の中の 「同和問題の当事者」を「部落差別を受けた当事者」に差し替えていただきたい。</p>
146	団体	団体		<p>「男女共同参画の視点に立った」とあるが、この分野で強調されているのは、女性の貧困等生活上の困難に対する支援などである。女性への支援はもちろん必要であるが、近年は男性間の経済格差も問題になってきており、シングルファーザー男性に対する貧困や男性介護者が直面する悩みへの支援も喫緊の課題である。そのための男性相談窓口の充実も必要である。具体的には、以下の文言を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身で親の介護をしている男性の悩みに対応するための男性相談窓口の充実や、介護する男性のコミュニティ形成支援。</li> <li>・シングルファーザーを含むひとり親家庭への支援の拡充。</li> <li>・ステップファーザーやステップファミリーへの社会的支援の拡充。</li> </ul>
147	団体	団体	62	<p>1点目「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等・・・」の中の「同和問題の当事者」を「部落差別を受けた当事者」に差し替えていただきたい。2点目「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」の後に、「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性を持った人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
148	女	60代	-6	<p>「ひとり親家庭等に対し、養育費の確保のための取組など、世帯や子供の実情に応じたきめ細かな自立支援を行う」とあるが、養育費の支払いを受けているケースは、全体の3割ともいわれている。母子家庭の貧困が問題になっている現在、是非とも養育費保証制度の検討をしていただきたい。</p>
149	女	70代		<p>女性議員を増やすにはクォータ制を取り入れてほしい</p> <p>女性が活躍するためにも選択的夫婦別姓の実現を</p>
150	団体	団体	57	<p>P57 「（1）施策の基本的方向」に新たに次の項目を追加すべきである。 「○ 相談や見守りなどによって顕在化された地域、社会における施策や制度の課題を、地域や社会全体で改善する取り組みを推進する」</p> <p>P58 「具体的な取組 ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組」に次の項目を追加すべきである。 「(6) 支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じ相談機関との連携を図り問題解決を担う婦人相談員の機能充実を図る。」</p>

				<p>理由：婦人保護事業における婦人相談員は、対象となる女性の人権を尊重し、権利擁護を図る立場から、支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じ関係機関との連携を図りながら問題解決を担う役割を有している。また、相談によって顕在化された地域、社会における施策や制度の課題を、地域や社会全体で改善していけるよう、ソーシャルアクションなどの役割を担っている。</p> <p>しかしながら、婦人相談員は非常勤だったり、勤続年数が短かったりする人が多く、高い専門性が必要な職であるにもかかわらず、経験やキャリアを積める体制になっていないという指摘もある。専門的知識や技術を有するソーシャルワーク専門職の不足によって、貧困等生活上の困難を抱える女性に対して支援が行き届かない要因の1つと言える。そのため、「相談や見守りなどの様々な機会を通じて必要な支援につなげていく」ことに留まらず、「高齢、疾病、障害などの理由で働くことができない女性が貧困に陥ることがないように、個人の様々な生き方に沿った支援」に加え、相談によって顕在化された地域、社会における施策や制度の課題を、地域や社会全体で改善していけるよう、国全体として取り組むことを、施策の基本的な方法に明記すべきであり、そのことによって、男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備につながるものと考えている。</p>
151	団体	団体	60	<p>P60</p> <p>「（1）施策の基本的方向」に新たに次の項目を追加すべきである。</p> <p>「○ 高齢者、障害者、外国人等が地域で安心して暮らすために、当人をとりまく家族・住民・地域の環境を調整するソーシャルワークが機能する体制づくりを進める。」</p> <p>理由：高齢者、障害者、外国人等が抱える生活課題は、個別性が高く、制度から抜け落ちる者は必ず存在する。また、安心は制度のみで充足されるものではなく、その人個人を取り巻く家族や地域住民との関係性も含めて充足されるものである。ソーシャルワークは、その人と制度を繋げたり、家族や地域住民もその人を取り巻く一つの資源としてその人が安心して生活できるよう調整するなど、人々の生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。そこで、ソーシャルワーク専門職の配置の充実を図ることが必要と考える。</p>
152	女	40代	62	<p>エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p> <p>●性的指向・性自認に関する事項について。厚生労働省において男女共同参画を担当する雇用環境・均等局が行った「令和元年度職場におけるダイバーシティ推進事業」における性的マイノリティの委託調査を踏まえ、雇用分野に関して加筆すべきである。例えば職場の風土について、「女性の活躍を支援する雰囲気がある」や「ハラスメント防止に積極的である」という項目に、「あてはまらない」と回答した性的少数者の割合の高さには注目すべきである。</p> <p>また「性的マイノリティであることを理由に、働く上で困っていること」があると答えている当事者は3割を超えている。実態として加筆し、さらに本調査をもとにした企業の取り組みの参考となる指針の策定、継続的な調査の実施明記を求める。</p>

			<p>またいわゆる「パワハラ防止法」に性的指向・性自認に関するハラスメントが盛り込まれたことから、ハラスメント防止の徹底の明記も求める。</p> <p>●男女共同参画局が従来より防災分野の事例集に掲載してきたように、性的指向・性自認に関する取り組みに、防災の取り組み（避難所の施設利用やハラスメント防止）を加筆すべきである。自治体担当者から「取り組むべき課題と認識してはいるが、何をしたらいいのかわからない」という問い合わせを受けたことがある。基本計画に明記することで、地方自治体の施策の目安となり、取り組みのさらなる拡充と推進が期待される。</p>
153	女	50代	<p>「障害者が安心して暮らせる環境の整備」では、障害者に関する法律が羅列されているが、これらは基本的にジェンダー視点がない。男女共同参画に特化した文言をいれるべき。特に男女別統計が、障害者に関するデータでは乏しいので、第4次と同様の取り組みでは、今後5年においても同様の事態が考えられる。障害者の性別データについて、踏み込んだ記述が必要。</p>
154	男	30代	62 <p>エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向・性自認に関する事項については、この間、厚生労働省において男女共同参画を担当する雇用環境・均等局か?行った「令和元年度職場におけるダイバーシティ推進事業」における性的マイノリティの委託調査を踏まえ、雇用分野に関して加筆すべきである。特に調査をもとに企業の取り組みの参考となる指針の策定、継続的な調査の実施を明記すべきである。また、同局担当のいわゆる「パワハラ防止法」に性的指向・性自認に関するハラスメントが盛り込まれたことから、ハラスメント防止の徹底も加えるべきである。</li> <li>・男女共同参画局が従来より防災分野の事例集に掲載してきたように、性的指向・性自認に関する取り組みに、防災の取り組み（避難所の施設利用やハラスメント防止）を加筆すべきである。</li> </ul>
155	—	30代	<p>そもそも「男女共同参画」という日本語自体がわかりにくく、現状の不平等を反映していない。「女性差別の撲滅に向けて」など、あくまでシスジェンダーでヘテロセクシュアルの男性たち、家父長制が女性を抑圧していることをしっかり自覚していただきたい。</p> <p>男性が明らかに女性を狙ったフェミサイドが多発している。人権教育の充実を急ぐべきである。</p> <p>明らかに女性が狙われているのに「無差別」などという表現を使うのは不適切である。ミソジニーに基づくフェミサイドと報じるべき。</p> <p>報道における女性蔑視をやめる。</p> <p>レイプを「乱暴」などと曖昧にするべきではない。男性の性犯罪を隠すな。</p> <p>盗撮などの性犯罪を犯しても職場復帰できる原状はおかしい。性犯罪者に甘い現状を改善すべき。</p> <p>子どもに対する性犯罪の前科がある者は子どもに関わる仕事に就けなくするなどの改善を求める。</p>

				<p>シスジェンダーのヘテロ男性だけですべてを決めるのをやめてください。</p> <p>全員へのUBIが無理なら、一度日本に住む女性にだけUBIを支給してみてもいいでしょうか。</p> <p>それくらいの不平等、暴力を日本の女性は被っています。</p> <p>トランスジェンダーの人々への暴力をやめる。</p> <p>トランスジェンダー女性に「女子トイレを使うな」などの排除の動きを国が止める責任がある。</p> <p>トランスジェンダー男性、トランスジェンダー女性ともに性暴力の被害者になりやすい。</p> <p>トランスジェンダーの人に「戸籍上の性別を変えるなら生殖能力を手術でなくせ」と命じている日本の法律も非人道的である。即刻そのような法律はなくすべき。国際的にも強く非難されている。</p>
156	女	60代	56	<p>高齢女性の貧困が主に社会制度に起因することが書かれており、その認識に同意します。年金制度が不備であったことや、夫が自営業者であったり、独身であったりした高齢女性は、貧困立が高いと思われます。従って、生活保護受給資格者以下の年金で生活している高齢貧困女性への経済的支援をアウトリーチ方式で行ってほしいです。高齢貧困女性はずつましかで自分から生活保護受給手続きをしない方が多いです。</p> <p>現役世代の女性の貧困についても社会制度に起因することが多いです。既婚・独身問わず、女性が労働市場で働き続けることが困難でした。転職や再就職では非正規雇用の受け皿が少なく、貧困に近い年収で働き続けているワーキングプア女性も多数います。派遣労働者、契約社員、非常勤公務員がワーキングプア女性の就労形態です。労働市場の正規・非正規差別の撤廃や男女間賃金格差の撤廃など労働市場の改善と共に、ワーキングプア女性への経済支援策も講じていかなければなりません。</p> <p>また、女性労働者は夫の収入を補填する労働者ではなく、一個の自立した労働者とみなすべきです。夫が会社員である場合夫婦が受けられる配偶者控除や社会保険料支払い免除制度は、女性の婚姻や配偶者の職業によって経済的特典の差別を生み出しています。女性の経済的自立も阻害しています。女性の賃金の低下にもつながっています。男女共同参画社会のめざすところは、男女ともに自立した労働者であり、家事・育児の主たる担い手であるべきです。配偶者控除や社会保険料支払い免除制度に代えて、家事・育児・介護など無償労働に対するベーシックインカム創設など、男女間、女女間の不当な差別を撤廃してください。</p>
157	女	30代		<p>・ 貧困支援の拡充を願います。食事もまともに取れない、生活必需品さえ手に入らない人達への支援、子供の貧困への支援をお願いします。また、支援の為に役所に出向いた際、職員による“女性は風俗へ行けばいい”“体を売ればいい”等の女性蔑視、女性差別、個人の体力等に関わらず“男性だから肉体労働”の様な男性蔑視、男性差別の為に支援を躊躇し、貧困の連鎖、貧困から抜け出せない等の“他者の貧困への支援”の根絶をお願いします。</p>
158	男	70代		<p>(11) 少なくとも通勤や通学を含む移動(例: 保育園の送迎)については、(高齢者に限らず)車の運転を前提とすべきではない。</p> <p>仕事で運転する場合は、能力と体調の把握、適正な指示、を明確な基準として定めるべきである。</p>

			<p>様々な困難のために運転することが難しい人の働く場が不当に狭められないようにすべきである。</p> <p>公共交通機関は利用する動線を含めてバリアフリーとする必要がある。</p> <p>(12) 家族帯同を認めない在留資格は子供の権利条約違反である。</p> <p>日本政府は、在留資格違反で強制送還する際には考慮しないという解釈宣言を行っていて撤廃を求められているが、当初から家族を引き離す在留資格制度は解釈宣言にも該当しない。原状の制度に従えば、出産すると在留資格が無い乳児が強制退去になる。</p> <p>(13) 子どもの貧困は6人に1人だが、子供だけが貧困になるのではなく、親を含めた貧困対策が必要である。</p> <p>特に重要なのが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベーシックインカム</li> <li>・住宅確保</li> <li>・教育支援</li> </ul> <p>である。</p> <p>教育費に対する公的支援は他国と比べても極端に少なく、何らかの形で外国に関わる子供たちへの支援体制は、能力を引き出すものとなっていない。</p> <p>十分な教育を受けられないことによって、就業を含む様々な不利益につながり、貧困の連鎖を引き起こしている。</p> <p>支援から排除するための条件を定めるのではなく、取り残さないための条件に改めるべきである。</p> <p>なお、ネット環境に関する支援は年齢に拘わらず必要であり、ハードだけではなく、通信費の補助、使い方なども含める必要がある。</p> <p>更に、病気や精神的な困難を抱えている人に対しては、問題点に対応した個別の支援が必要である。</p> <p>支援の対象は個人であるが、その背景まで考慮するためには、看護師と弁護士が参加するようすべきである。</p> <p>更に、「広範な」市民団体の参加が必要であるが、自治体は異なった意見を排除しがちであり、必要性和事例を示す必要がある。</p>	
159	男	40代	56	<p>『インターネットでの不適切な性・暴力表現の防止』はしてはいけません。</p> <p>実際、一方的に「性的で社会的に不適切な『体型』だ!」として、他人の体形を侮辱する事件が起きています。</p> <p>そもそも『不適切』という言葉自体が基準として使うには幅が大きすぎるのです。</p> <p>わが国には『身体的・社会的（貧困や学業不振）障害者を法律でもって排除し、また排除しようとした歴史』即ち『優生保護法による強制断種』という事を行っていました。この悲劇を二度と招かない為にも『行政や社会や業界団体が不適切かどうかを決める事』は二度としてはならないと考えます。</p>
160	男	40代	56	<p>女性の貧困問題を解決する為には『戦前に発生した貞操観念』と『戦後の産児制限政策の全面否定』から始める必要があります。</p> <p>というのも、この政策に用いられてる理論は『優生学』が基礎部分にあるからです。</p>

				<p>戦後、マーガレットサンガーやクラレンスギャンブルが来日し加藤シヅエといった著名人に指導をしたのですが、この両名、特にギャンブルは『社会福祉費が増えるから貧困層や能力が低い者を減らせ』と主張してました。</p> <p>その結果出来たのが『強制断種の対象が広げられた』優生保護法でした。</p> <p>そしてもう一つ『戦前に発生した貞操観念』によって出た悪影響ですが、これは『「天草及び島原には私生児が多い。特に天草に酷しい。海外より帰る女は往々混血児を伴ひ来る。其の数は一村に十五六人に上るものもある。当人は之を以て、恰も軍人が金鵝勲章を貰ひたる如く心得、郷党亦之を卑しめず、群童に伍して、小学にも通ふ、由来私生児多き地なれば之を怪しまぬのである。(矯風会編 1919、39-41 p) 』から見てとれます。</p> <p>そもそも日本の庶民層では『父親は誰か?』というのは結構どうでもいい問題でした。中には『妊娠したら女が結婚する相手を今まで性交渉した相手の中から指名する。男に拒否権は無い』という所までありました。</p> <p>これはある意味孤児や片親の子にとって非常にありがたい風習であると思います。</p> <p>しかし、明治以後の社会運動家が全部ぶっ壊してしまいました。</p> <p>『片親の子』は『不貞の果てに生まれた不潔な存在(不潔な、不節操な父母は、純潔なる小供を世に出すことはできませぬ・公娼私娼全廃の理由 婦人矯風会 1917年)』とされました。</p> <p>これのせいで戦後も寡婦ではないシンママや片親の子や孤児に対する『行政・社会的圧力』がかかっているのではないのでしょうか。</p> <p>これらから、問題解決の為に『明治以後発祥の性に対する価値観』を全部ひっくり返す必要があると考えます。</p>
161	団体	団体	62	<p>ウ.外国人が安心して暮らせる環境の整備、この(1)に追加。</p> <p>←意見：就労などを通じて日本人社会との接点が得にくい、外国人女性に対しては、家庭責任との両立が可能な日本語習得の機会が整備されること。その際、オンラインなどの利用も積極的に促進する。</p> <p>←意見の根拠等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年7月日本語教育推進法が成立したが実態は、公教育の場と就労の場における日本語教育に焦点をあてる一方、在宅で家事中心の女性の日本語習得の機会に配慮がされていない。</li> <li>・2020年4月新たな在留許可として特定技能2号が施行されたが、これにより要件を満たせば家族の妻帯(配偶者と子供)が認められた。今後、子供だけでなく、親が日本における子育てや教育に直接的にかかわる機会が増えることが想定される。家庭にあってより長い時間子供と接する母親の日本語理解が進めば、子供の教育においても良い影響が期待できる。</li> </ul>
162	女	40代	58	<p>離婚後の養育費の取決めをしているにもかかわらず支払いがされないことによって困窮に陥ってしまうひとり親家庭が多く存在している。取決め促進のための周知や啓発を行うことは非常に大切なことであるが、地方自治体によっては、自治体が立て替えを行うなどのとりくみをすすめているところもある。</p> <p>子どもの貧困対策に関する大綱(2019年)に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援など、重点施策実施のためにあらゆる措置を国の責任下において早急に行うべきである。</p>

163	団体	60代	56	<p>「基本計画」では、貧困問題の解決を考える際に、最も土台となる日本国憲法 25 条の実現について一言も語られていない。「健康で文化的な最低限度の生活をいとむ権利」を国が保障しなければならないという点、ナショナル・ミニマムをどう保障するのかという視点で、計画・目標を立てなければならない。最低生活を保障する所得や年金の保障とともに、医療・教育などのサービスを無償で受けられる制度の確立が大前提である。</p> <p>(1) 国連女性差別撤廃条約第 11 条、日本国憲法第 25 条を実現することを明記すること。</p> <p>(2) 高齢女性の貧困解決のために、最低保障年金制度を確立すること。</p> <p>(3) 障害者、民族、性的指向・性自認などマイノリティへの差別対策・支援法を拡充すること。</p> <p>(4) 介護労働者の労働条件改善をはじめ基盤整備を急ぐこと。</p> <p>(5) 子育て世帯に対し保育料引下げ、中学校給食完全実施・給食費の無料化、就学援助の拡充、児童扶養手当の抜本的拡充、国による子ども医療費無料制度の創設など、子どもたちが健やかに育つ環境を保障すること。</p> <p>(6) 生活保護費の生活扶助、「母子加算」の引き下げ等をやめ、老齢加算を復活すること。受給抑制につながる運用をしないこと。</p>
164	女	30代		<p>子育てをしている中で、夫の会社の休めない社風に疑問を感じる 有給も権利があるはずなのに休める理由が決まっているのはおかしいと感じる 女性はどうしても子育てや介護によって仕事が左右されてしまう現状がある。続けたくても保育園のお迎えも行けないことが当たり前のように言われたら、女性が仕事を代えなくては いけない 有給を 5 日間取るようにと決定したが会社によってはもともと会社により定められており、あまり意味がないように感じる 具体的に休みたい日を自分達で選べないと意味がないのではないか</p>
165	団体	団体		<p>○第 5 次計画では、ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備について、就職支援、公営住宅への優先入居や入居者負担の軽減等への支援、子どもの居場所づくり、経済的な支援など多岐にわたってきめ細やかな対策が講じられることは、一定評価できる。</p> <p>しかし、自治体・NPO まかせでは、対応には地域差も大きいため、重要な情報が本当に必要な貧困家庭のひとり親にはなかなか届いていないという報告も日教組には届いている。同様に、子どもの貧困対策に関する大綱（2019 年）に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援など、重点施策を実施するために必要なあらゆる措置についても、国の責任として行うことが重要である。</p> <p>○母語が日本語でない人に、行政からの情報や相談窓口の周知が行き届いていない。支援が本人にまで届きにくい実態と、母語による情報アクセスの保障、財政的支援（生活保護）など、国としての支援策を明記することが必要である。</p> <p>また、社会的に被差別状態にある人が、更に女性であることによって不利益を被ることがないように、社会の正しい理解を深めるための人権教育・啓発活動等をすすめていくことが重要である。</p> <p>表現の中で、「可能なものについては実態の把握」、「人権侵害を認知した場合の調査救済</p>

				活動のとりにくみ」という表記は、かなり後ろ向きな姿勢が感じ取れる。実態の解消に向けた積極的なとりにくみを求める。
166	団体	団体		<p>◇第4次計画でタイトルにあった「高齢、障害等」「安心して暮らせる」の文言が削除されている。各分野の問題が見えるようこれらの文言を明記すること。2(2)エの見出しに前回あった「性的指向や性同一性障害」を復活させること。</p> <p>◇コロナ禍のもと、「社会的に弱い立場にある人たちに、深刻な影響をもたらし、ジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化」とあるが、社会保障、労働法の連続改悪など、この間の「構造改革」が貧困格差を広げ、女性の自立の基盤を崩してきたことなど、その要因、分析を明記すること。</p> <p>◇女性労働者の3分の1が年収114万円未満、200万円以下が半数近くにのぼる。特に母子世帯の貧困率は5割を超えている。女性、高齢者を低賃金で働かせる労働政策を改め、非正規雇用から正規雇用への転換、時給1500円以上へ最低賃金の引き上げ、男女の均等待遇など、雇用・労働政策の抜本的改善策、ひとり親家庭の具体的支援策を明記すること。</p> <p>◇安心して暮らせる社会保障制度へ、以下の抜本的な改善策を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが安心して暮らせる年金制度へ、年金を実質削減するマクロ経済スライドを直ちに中止し、支給開始年齢の75歳までの繰り延べをやめること、在職老齢年金は減額せずに満額受給できるようにすること、最低保障年金制度を創設すること。</li> <li>・生活保護の捕捉率は約2割、利用率は国民全体の1.6%にすぎず、必要な人が権利として生活保護制度を利用できるよう抜本的な改善策を盛り込むこと。</li> <li>・医療・介護制度の改悪を中止し、抜本的な拡充策を盛り込むこと。高すぎる国保料が払えず、受診遅れによる死亡事例も多数報告されている。高齢者の医療費負担を2割に引き上げ、低所得者への軽減措置の廃止などの改悪は容認できない。高齢者、障害者がいつでも必要な医療・介護が無料で受けられる社会基盤の整備が求められる。</li> <li>・子どもの医療費無料を国の制度とすること、児童手当の支給期間を18歳まで延長し、支給額も拡充すること。</li> </ul> <p>◇消費税5%への引き下げ、廃止を明記すること。消費税自体、低所得者に負担が重い福祉に反する税制であり、憲法25条違反である。貧困を拡大する政策はただちにやめるべきである。</p> <p>◇素案は「男女共同参画の視点」に立って多様な性のあり方などの理解をすすめるとしているが、国際的にも共通となっているジェンダー平等の視点とすべきである。</p>
167	男	20代		女性の社会進出を認めて欲しい。
168	男	60代	58	<p>ひとり親家庭の親が安心して子育てしながら生活できる環境整備については一定評価できます。しかし、子どもの居場所づくりをNPOなどの民間団体に任せてしまうのではなく、国として責任を持って十分な対応することが必要です。</p> <p>子どもの貧困対策に関する大綱(2019年)に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点施策を実施するために必要なあらゆる措置を、国の責任として行うことが重要です。</p>
169	女	50代	62	貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備には、国勢調査の活用は不可欠である。在日コリアン女性への支援や在日コリアン女性を尊重する環境整備に国勢調査

				<p>データを活用するという努力は、皆無に等しい。2009年の女性差別撤廃委員会の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ52）および2016年の同総括所見（特に、教育と雇用の実態）において在日コリアン女性の現状を把握する実態調査の実施は、必要であるとして繰り返し勧告が行われている。この総括所見に答えるデータは存在するが、有効に活用されていないという実態である。これらを改善し、国勢調査結果を有効に活用し、効果的な支援と多様性を尊重する環境の整備に努められたい。くわえて『平成28年度法務省委託調査研究事業外国人住民調査報告書』には、ジェンダー分析が欠落している。</p> <p>ジェンダー視点を確保しない限り、女性の実態には迫ることは困難である。ジェンダー視点を確保した調査結果を報告して頂きたい。</p>
170	女	50代	57	<p>特にコロナによる影響下にある現在、一時的な貧困が、残りの人生ずっとに影響してしまうことのないよう、貧困女性や一人親世帯に早めに援助の手が差し伸べられるような施策をしてほしい。本人の体力のあるうちなら、より少ない手助けで自分の力を取り戻すことができると考える。</p>
171	団体	団体	56	<p>【基本認識】に次の内容を追加し、＜施策の基本的方向と具体的な取組＞の各項目に反映していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>我が国の相対的貧困率はOECDの中でも上位で、深刻な貧困の多くは母子世帯である。その構造的な貧困を解決するために、効果的な政策を研究し実施する。</li> <li>高齢女性の貧困について、精神的、経済的支援を行うとともに、今後の社会保障の在り方を考える。</li> <li>女性の貧困の大きな要因に男女の賃金格差、女性の非正規雇用が多いことがあることを認識し、これ以上女性の貧困層を増やさないための、取り組みを実施する。</li> </ol> <p>特に、就職氷河期世代の支援は、将来の貧困高齢者を増やさないために急務である。</p>
172	団体	団体	56	<p>「基本計画」では、貧困問題の解決を考える際に、最も土台となる日本国憲法25条の実現について一言も語られていない。「健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利」を国が保障しなければならないという点、ナショナル・ミニマムをどう保障するのかという視点で、計画・目標を立てなければならない。最低生活を保障する所得や年金の保障とともに、医療・教育などのサービスを無償で受けられる制度の確立が大前提である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国連女性差別撤廃条約第11条、日本国憲法第25条を実現することを明記すること。</li> <li>高齢女性の貧困解決のために、最低保障年金制度を確立すること。</li> <li>障害者、民族、性的指向・性自認などマイノリティへの差別対策・支援法を拡充すること。</li> <li>介護労働者の労働条件改善をはじめ基盤整備を急ぐこと。</li> <li>子育て世帯に対し保育料引下げ、中学校給食完全実施・給食費の無料化、就学援助の拡充、児童扶養手当の抜本的拡充、国による子ども医療費無料制度の創設など、子どもたちが健やかに育つ環境を保障すること。</li> <li>生活保護費の生活扶助、「母子加算」の引き下げ等をやめ、老齢加算を復活すること。受給抑制につながる運用をしないこと。</li> </ol>
173	—	20代		<p>・性別に関係なくカップルが守られる、受け入れられる世の中にしてください。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化するジェンダーに合わせて、すべての人が参画できる、誰も取り残されない世の中にして欲しいです。そのために、まずは現状把握をしてください。</li> <li>・離婚後、養育費の支払いから逃げられない仕組み作りを求めます。</li> </ul>
174	女	70代	<p>第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向・性自認に関する事項については、厚生労働省において男女共同参画を担当する雇用環境・均等局が行った「令和元年度職場におけるダイバーシティ推進事業」における性的マイノリティの委託調査を踏まえ、雇用分野に関して加筆すべきです。特に調査をもとに企業の取り組みの参考となる指針の策定、継続的な調査の実施を明記すべきです。また、いわゆる「パワハラ防止法」に性的指向・性自認に関するハラスメントが盛り込まれたことから、ハラスメント防止の徹底も加えて下さい。</li> </ul>
175	団体	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6分野の障害者が安心して暮らせる環境の整備の部分は、障害者関係法が羅列してあるだけだ。ここには、男女共同参画の推進の問題に特化した記載をしてもらいたい。</li> <li>・障害者に関わるジェンダー統計について第4次計画と変わらない書き方になっている。この5年間で何ができて、残る課題が何かを明示し、実際にどう変えていくのかを書くべきだ。現状では、障害者に関わる基本的な統計でジェンダー統計が欠如している。例えば学校基本調査において、障害のある児童生徒の性別統計は一部のみで、障害別の集計がほとんどである。障害者雇用促進法に基づく年次報告様式には、性別欄が設けられていない。</li> </ul>
176	女	50代	<p>ひとり親の認定制度に拡充を願いたい。義務教育を終えるまでの育児を抱える女性の場合、パートタイム勤務が多くをしめるのは何故かを考えてほしい。</p> <p>養育費算定や婚姻費用算定なども決して手厚くない。百年前の民法からの脱却を。昭和の制度からの脱却を。女性の賃金の確保を。生活扶助費の値上げや、首都圏などは特に実情(1人あたりの必要平米数や部屋数など)を鑑みた家賃扶助、学齢に応じた教育扶助の拡充を願いたい。</p> <p>女性の参画が低いことは社会の仕組みの問題であることは明確であるが、政治家や行政部門で古い家父長制の認識が消えていないこと、また男性が考える政策が女性には全く不足するものや却って狭めるものであったりする。</p> <p>何故か。</p> <p>女性のプロジェクトチームが足りず、裁決を育児や家事をしたこともない(手伝っている範囲の)男性が行っている問題も往々にしてあるのではないか。</p> <p>高齢者対策ではなく、子供への教育や福祉への手厚さを期待したい。</p>

177	団体	団体	P62	<p>2 (2) ウ外国人が安心して暮らせる環境の整備について外国人に関する男女共同参画の観点からの国による施策は、「第3次男女共同参画基本計画」にはじめて記述が入ったものの、国によって具体的な施策が講じられているものはほとんどなく、地方自治体が、各地域のニーズに応じて施策を進めているのが現状である。そのため、外国人女性が日本で生活するための基本的な支援体制は欠如しており、支援策の自治体間の格差が激しい。こうした現状にかんがみ、国においては、全国の外国人女性の実態調査および地方自治体による外国人女性施策に関する調査を実施し、必要な施策を検討する必要があると考える。また公的な統計すべてについて、国籍別・男女別のデータを公表する必要がある。なお、必要施策の検討にあたっては、外国人女性支援団体および当事者参画で行うべきである。さらには、貧困（生活困窮者）、高齢者、障害者には、それぞれ自立支援法が制定されているのだから、外国人についても、その固有の問題に配慮した自立支援法を制定することが、男女共同参画基本計画を実質化する上で不可欠である。法律の制定までは基本計画の範疇にはないにしても、「外国人が生活を安定させるための自立支援策を講じる」という趣旨を盛り込むべきである。ウ(2) 配偶者からの暴力の被害者である外国人女性への支援について以下の具体的な施策を提案したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省の統計によると、外国人のDV被害者は、DVによる一時保護者の8-9%前後に達し、被害者への支援策の再検討が必要である。外国人DV被害者の状況および支援ニーズについての全国調査を実施して公表する。</li> <li>・ 被害者の発見と保護を促進し、被害者支援の地域間（自治体間）格差を解消するため、国による24時間多言語ホットラインを実施する。</li> <li>・ 外国人DV被害者保護と支援のための専門機関を設置し、被害者の精神的、身体的、経済的、社会的被害からの回復の支援、およびその後の生活再建支援を含む、中・長期的自立支援を行う。</li> <li>・ 2012年に施行された改正入管法により、配偶者の在留資格取り消し制度が新たに設けられ、外国人DV被害者への影響が懸念される。DV被害防止の観点から、在留資格取消し制度や在留資格の入管における運用上のDV被害者への配慮について、当事者に理解できるよう、多言語での十分な情報提供を行う。</li> </ul>
178	女	60代	56	<p>この分野に書かれている基本姿勢には心を打たれた。多様な属性の人々の人権が尊重されるためには、様々な啓発活動がとても大切であり、差別のない制度が特に重要である。朝鮮高級学校や就学前教育に対する援助が立ち遅れている現状は、変えていかなくてはならないと思う。女性が自身のルーツやアイデンティティに誇りを持ち共に生きようという思いを持つことは社会が平和に発展するうえでとても大切なことだと思う</p>
179	女	50代	58	<p>1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援  (2) 具体的な取組  イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり  2 ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、以下の取組を含めた総合的な支援を展開する。</p> <p>→ 追加：新型コロナウイルスのような状況下で、もし親が感染しても子どもを自治体が預かる等の仕組みを拡充する。</p> <p>（しんぐるまざあず・ふぉーらむとシングルマザー調査チームによるコロナ禍での母子1800世帯の調査によると、回答者の3割が、親が感染した場合に子どもを預かってくれる仕組み</p>

				がないために、コロナ禍ではひとり親の多くが感染防止のために仕事を退職・休職したと回答。)
180	女	50代	59	<p>5 家庭の経済状況等によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、以下の取組を推進する。</p> <p>→ 追加：オンライン授業による格差が広がらないよう、PC、タブレット、インターネット接続の貸与をするなど、すべての子どもの学習機会を保障する。 (しんぐるまざあず・ふぉーらむとシングルマザー調査チームによるコロナ禍での母子1800世帯の調査によると、中学生以上で学校に通っている子どもがいる世帯の4割が、PCもタブレットもない。インターネット接続に通信料の制限があるのは3割。)</p>
181	女	70代		<p>女性相談員として多くのDV被害者やシングル・マザーの貧困問題と向き合ってきた。とくに離婚後の養育費の未払いを公的制度によって確保するための工夫が必要と考える。</p> <p>多くの女性は、法テラスがあっても弁護士利用に躊躇する傾向があり、せっかく決まった養育費もなかなか手にすることができない現状にある。</p> <p>また、非婚を含めたひとり親家庭への生活自立支援策の充実、子どもの教育費・進学費用に対する公的援助の大幅グレードアップも、早急に対策を講じる必要がある。</p>
182	女	40代		<p>選択的夫婦別姓制度について。</p> <p>結婚や離婚で改姓したことで会社でのハラスメントを受ける。 女性が改姓しなければ(旧姓使用すれば)総務など事務方から文句を言われたりなどのハラスメントを受ける。また、わざと新姓で呼ぶなどのハラスメントもある。</p> <p>改姓すれば手続きや普段の会話でハラスメントをうける。結婚離婚を話題にしたハラスメントも。</p> <p>もちろんキャリアの存続としても選択的夫婦別姓は必要です。</p>
183	団体	団体	56	<p>1. 「複合的な困難」との記載はあるが、「複合差別」の視点が弱い。部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性などのマイノリティ女性が直面する問題は「差別」の問題であり、「複合差別」または「差別の交差性」という用語を使用し、構造的な差別の問題に重点を置いていただきたい。</p> <p>2. 「同和問題の当事者」という名称を「被差別部落民」、「被差別部落女性」、あるいは「部落女性」に変えること。2016年12月、「部落差別解消推進法」が国会審議を経て成立し、施行されている。</p>
184	団体	団体	60	<p>1. 複合的な困難な状況におかれている部落女性、在日コリアン女性、アイヌ女性の背景を理解した専門性を備えた人権相談体制を充実させることを明記すべきである。</p> <p>2. さらに、支援や多様性を尊重する環境の整備と謳うならば、実態把握は不可欠である。部落、アイヌ、在日コリアンの女性の現状を把握する実態調査の実施は、2009年の女性差別撤廃委員会の総括所見(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ52)および2016年の同総括所見(特に、</p>

			<p>教育と雇用の実態)において必要であるとして繰り返し勧告が行われている。支援と環境の整備のためにも、実態調査を実施すべきである。</p> <p>加えて、2016年に法務省が実施した外国人住民調査報告書では男女のクロス集計がなされなかった。このような実態調査を行うときは必ず男女のクロス集計を出して頂きたい。</p>	
185	男	40代	59	<p>啓</p> <p>第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)の59頁から60頁にかけて記述されている、</p> <p>「ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組」の部分((1)乃至(3))の削除を求めます。</p> <p>加えて、同記述部分、特に(1)については、記述に関わった方々を、就労問題や学校教育の問題に関する担当行政官及び審議委員などから外して頂くことを求めます。</p> <p>そもそも、この部分の記述が男女共同参画とどういう関係があるのかが良く分かりませんし、何故この部分の記述が今回の素案において存在するのも謎ですが、この部分(特に(1))の記述は本当に酷いと思います。</p> <p>多様性がどうの、個性と能力がどうの、人権がどうの、安全・安心がどうの、そして、「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」(56頁冒頭)などと美しい言葉が色々並んでいますが、(男女共同参画についてはともかく)無業・不安定雇用・低収入などに陥り、そこから抜け出せず苦しんでいるが少なくないという就労問題については、このような記述が存在するようでは、全く以て期待薄だと思います。</p> <p>バブル経済崩壊後から30年近く経過していますが、「貧困等生活上の困難に対する支援」について、「子供・若者の自立」云々について、</p> <p>いまだにこの記述に見られるような程度の認識しか御持ちでないのでしょうか？</p> <p>現在、少子化対策や、安定した雇用に就けていない、いわゆる「就職氷河期世代」への支援策が国や地方で検討されているようですが、</p> <p>子供・若者について、就労問題について、いまだにこのような記述が行われ、そしてこのような問題の捉え方とそれに基づく施策が掲げられている時点で、少子化対策も就職氷河期世代支援も、(余程状況に恵まれでもない限り)絶望的でしょう。これに関連する就労問題についても、解決は絶望的でしょう。</p> <p>また、バブル経済崩壊後のこの約30年の間、就労問題や少子化問題についてまともな対策が打たれることなく、取られた対策も大して功を奏することがなかったことは、「必然」とさえ言えそうです。</p> <p>もっとも、就労問題や少子化問題は日本に限ったことではありませんが。</p> <p>単純化した比喩的な表現になりますが、ここ何十年かの日本は、就労問題が起きる度に、そしてバブル経済崩壊後に就労問題が起きてからは特に、(続く)</p>

186	男	40代	59	<p>(以下続き) 以下のようなことを繰り返してきたのではないのでしょうか？</p> <p>大学等の高等教育機関及び  (高卒で就職する場合の) 高校などの教育機関：「教育の成果（ここでは、最終学歴段階の教育課程で身に付けた資質が具体的に生き、かつ生計を立てられる仕事に学生・院生の原則全員が就けていることを指す）が出ていないことを非難されたくない。  学生・院生を、その進路のことも考えずに（時に金欲しさから甘い基準で）必要以上に増やし過ぎたことが発覚しては困る。  学生・院生の減少→利益の減少を余儀なくされては困る。  無節操に学生・院生を増やして、学費と税金からの助成で潤ってきた、今までのビジネスモデルを壊されたくない。  （特に大学や大学院の教員の場合）今以上に教育に手を取られて、研究が出来なくなるのは困る。」</p> <p>一部の企業など雇い手の一部：「採用や働かせ方について外部からあれこれ言われたくはない。非難されたくない。規制されたくない。フリーハンドでやりたい。」</p> <p>教育行政（主に高等教育行政）と労働行政：「行政の成果が出ていないことを責められたくない。教育の成果が出ていない、就労問題を解決できていないことを批判されたくない。  それで予算削減などになっては困る。大学や大学院などが減らされて、天下り先が減っては困る。」</p> <p>これらの全員による合唱：「就職できていない者に問題がある！就労意識が低い！特に若者は甘えているのだ！働くことの大切さがわかっていないのだ！  勤労意欲を喚起し就労を促すべきだ！キャリア教育を推進して、ニートだのフリーターだのが生まれないようにしよう！」</p> <p>これら全員の心の中の声：「こうすれば“誰も”傷付かない。無職だの、ニートだの、フリーターだのは“誰も”に入れる価値すらないのだ！  そして日々の仕事や生活に追われる世の中の人々は、これらの“楽をしている甘えた輩”をきっと憎しみや攻撃の標的にしてくれる！  批判の矛先を向けてくれる。（続く）</p>
187	男	40代	59	<p>(以下続き) 大学等も、企業も、教育行政も、労働行政も非難されずに済む。これは好都合だ！」一部メディアを含む世の中の大多数の人々：「その通りだ！無職やニートやフリーターなどは甘えている！自己責任だ！本人が甘い！親の教育が悪い！働かざる者食うべからずだ！」といったことを延々繰り返してきたのではないのでしょうか？「職業意識に問題がある」などという負の烙印を一方的に押す→「職業意識を変えれば就労問題は解決する」という（的外れな）発想で施策を実施する→就労問題解決せず→「職業意識に問題がある」などという負の烙印を一方的に押す→「職業意識を変えれば就労問題は解決する」という（的外れな）発想で施策を実施する→就労問題解決せず→（以下この繰り返し）……これを延々や</p>

				<p>って来たのではないのでしょうか？その結果、就職氷河期世代への対応がまともに行われず、少子化も悪化したのではないのでしょうか？まともな対策が取られず、就労に行き詰った状態に陥る人は出続け、（就職氷河期世代を中心に）就労に行き詰った人々は年を重ねて行ったのではないのでしょうか？ますます問題は長期化・深刻化し、解決は困難になっていったのではないのでしょうか？今回の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」も、「キャリア教育・職業教育」を掲げられるなど、これまで延々繰り返されてきたことの反省が全く活かされていないのではないのでしょうか？今後も、無業・不安定雇用・低収入などに陥る人を出し続ける御積もりですか？他の審議会などにも言えることかもしれませんが、男女共同参画会議の議員や第5次基本計画策定専門調査会の委員や構成員には、国務大臣など行政の方々、大学等の高等教育機関の教員の方々、経済界の方々が多くいらっしゃいます。また、他の行政官の方々も事務の面で関わっておられるのでしょうか。そのこと自体が悪いとは申しません。（忒に続く）</p>
188	女	50代	p58	<p>現在のひとり親家庭の経済的困難は大変厳しい状況にある。そのため、ひとり親家庭の親が安心して子育てできる生活環境の整備については、とても大切であると思う。しかし、子どもの居場所作りに民間団体の活用は必要であるが、そこ任せになってしまうのは、いかななものかと思う。国としてぜひ責任を持って対応していく必要がある。特に、子どもの貧困に関して教育の支援やせいのかつの安定のための支援など、国が責任を持っておこなうことが、たいせつである。</p>
189	男	40代	59	<p>忒（以下 忒の続き）申しませんが、就労問題について言及するこうした審議会などでは、何故か、大学等の高等教育機関の在り方や、経済界の採用・働かせる方の在り方、これらを所管する教育行政・労働行政の在り方が厳しく問われることが極めて少ないように思われます。</p> <p>他の審議会なども含めて、行政・高等教育・経済の世界の方々が審議委員や構成員などになっておられることと何か関係があるのでしょうか？</p> <p>大学等の高等教育機関の在り方など、御自身に都合の悪いことには触れず、（なかったことにして？）無業・不安定雇用・低収入などに苦しむ人々に問題がある、ということにして来られなかったのでしょうか？</p> <p>改めて、第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）の59頁から60頁にかけて記述されている、 「ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組」の部分（(1)乃至(3)）の削除を求めます。</p> <p>加えて、同記述部分、特に(1)については、記述に関わった方々を、就労問題や学校教育の問題に関する担当行政官及び審議委員などから外すことを求めます。</p> <p>その上で、さらに「ウ 子供・若者の自立に向けた力を高める取組」について言及されるのであれば、 以下の(1)乃至(3)の内容とされることを希望致します。</p>

			<p>(1) 特に就職氷河期世代に比較的多く見られる、無業（ニート状態を含む）・不安定雇用・低収入・身に付けてきたことと関係の乏しい仕事にしか就けず苦しむ、といった状態に陥った人々に対して、就労問題が起きる社会的背景を見落して（目を背けて）きた行政の在り方を、誠心誠意猛省する。</p> <p>「ニートやフリーターなどは職業意識に問題がある輩だから、キャリア教育・職業教育を義務教育時からやれば、ニートやフリーターになる者は減る。」などという、就労問題に対する、浅はかでの外れで侮蔑的で無責任で身勝手な捉え方や施策を一掃する。</p> <p>具体的には、「ジョブ・カフェ、再チャレンジ、義務教育段階からのキャリア教育、レイブル（レイト・ブルーマー）支援、（既に閉鎖された）“私のしごと館”」などといった行政施策は、どれ一つとして根本的な問題解決にはつながらなかった。（続く）</p>
190	男	40代 59	<p>（以下続き）これらの施策に大した効果が期待出来ないことは、もはや明らかと言ってよい。</p> <p>これを踏まえて、こうした施策の元凶である「キャリア教育・職業教育で職業意識を高めれば、ニートやフリーターなどは減り、就労問題は解決する」などという、虫がいい幻想と迷妄を即刻捨て去る。</p> <p>そして、こうした「負の烙印」を押されて蔑視され、唾棄されてきた人々に対し、（特にバブル経済崩壊後には速やかで有効な施策が必要だったのに）こうした的外れで侮蔑的な施策で時間を浪費し、就労問題の解決・改善をより困難にさえてしまったことを心から謝罪し、このような在り方の行政を決して繰り返さないことを誓約する。</p> <p>(2) 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、大学・大学院・専門学校・（高卒で就職する場合の）高校などの、最終学歴段階の教育課程の在り方を根本的に改める。</p> <p>たしかに、最終学歴段階の教育が「就労して生計を立てるためだけのもの」になってはならないし、そもそも研究（大学等は研究機関でもある）は教育とは「別物」であって、就労云々とは関係がない。</p> <p>しかし、最終学歴段階の教育課程は、遊びに行く所でもなければ就職活動をするまでの暇潰しの場でもない。</p> <p>例えば、医師を育てられない医学部医学科、技術者を育てられない工学部、教員を育てられない教職課程などは決して存在してはならない。</p> <p>最終学歴段階の教育課程を担う機関でありながら、学生・院生の進路について軽視したり、責任ある対応をしたり成果を出せなかったりすることが出来ない教育機関は、過去に遡って学費や補助金の相当部分を返還し、大学等の看板を降ろして私塾にでもなればよい。</p> <p>また、最終学歴段階の教育課程を担う機関に勤めているのに、学生・院生の進路について軽視したりする教員・職員・経営者は、即刻辞職し、過去に遡って給与の相当部分を返還すべきである。</p> <p>そして、例えば、医学部医学科が医師を育てなくなったらどうなるか？</p>

				<p>最終学歴段階の教育課程が学生・院生の将来を軽視・無視することが、どれ程深刻で危険で身勝手に無責任なことであるか、身を以て知るべきである。</p> <p>経済成長すると産業は高度化し、学校教育自体受けていない人々・義務教育しか受けることが出来ない人々が、（その社会の水準で言うと）それなりに生活していけるだけの収入が得られる就職先は、次第に減っていく。（続く）</p>
191	男	40代	59	<p>（以下続き）そして学校教育の重要性が増していく。逆に言うと、学校教育、取り分け最終学歴段階の教育の在り方と、人を雇い・働かせる側の在り方とがかみ合っていないと、無業・不安定雇用・低収入・学んだことと関係の乏しい仕事にしか就けず苦しむ人が大勢出てしまう。</p> <p>それだけでなく、待遇など労働環境の在り方も関わる話であるが、「人手不足と就職難とが同時に起きる」ことも珍しくなくなる。</p> <p>最終学歴段階の教育の在り方を決して軽視してはならない。</p> <p>ただ、付言すると、芸能人・起業家・小説家・プロスポーツ選手として成功する人など、学校教育での体系化した育成が不可能な職業については、自然発生に委ねざるを得ない面が大きく、最終学歴段階の教育課程が育成を担うべきではない。</p> <p>こうしたことを前提とした上で、一人一人が大学・大学院・専門学校・（高卒で就職する場合の）高校といった最終学歴段階の教育を受けることで就労に必要な資質（これは職業毎に異なる）が身に付き、志望先を合理的に絞り込むことにつながる教育を受けることが出来るようにする、</p> <p>それと共に、学生・院生を分野毎に必要以上に増やさない、という仕組みを確立させる→身に付けた資質が具体的に活かせて、かつ生計を立てられる仕事に原則全員が就ける→身に付けたことが活きる仕事なので、就職後にやっていけなくなる危険は小さく、労働生産性も上がりやすい（これは雇う側にとっても利益になる）。</p> <p>また、この仕組みを再就職支援にも応用し、充実させる。</p> <p>こうした就労に必要な資質が身に付き、志望先を合理的に絞り込むことにつながる教育を受けることが原則全員にとって出来るようにすると共に、</p> <p>学生・院生を分野毎に必要以上に増やさない仕組みというものは、「元々存在するのが当たり前」の仕組みである。</p> <p>（日本に限らないようだが）存在していない現在の状態こそが極めて不健全で異常なのである。</p> <p>最終学歴段階の教育課程及びそれを担う教育機関は「人々を育て、救う存在」であるべきであって、「人々からお金（学費及び補助金）と時間を搾り取って、挙句に（“就職できないのは自己責任だ！”などと責任逃れをして）切り捨てる吸血鬼」であってはならない。</p> <p>（参に続く）</p>
192	女	70代	60	<p>・配偶者控除等の付屬的な考えを廃し、家族・労働・税金等で、個人単位での法制度を求めます。</p>

			<p>・明治憲法下での民法がいまだに改正されずに幅を利かせていますが、世界にも取り残されて先進国だと大きい顔はできません。多くの女性が不便さを感じている通称使用ではなく選択的夫婦別氏制度の早期導入を強く求めます。明治憲法下の民法と政府の認識不足が国民を苦しめていることを認識してください。男女ともに生きやすい社会であることが、国の発展にもつながります。</p>	
193	男	40代	59	<p>参（以下 弐の続き） 最終学歴段階の教育を担う教育機関、そしてそれを管轄する教育行政を担う機関の、教育・教育行政という職務に対する（過去を含めた）目的意識と自覚と責任感こそが厳しく問われるべきである。</p> <p>但し、特に大学・大学院においては、研究を抱えておられる先生方に、質の高い教育や進路支援を行うよう求めるのは現実的ではない。</p> <p>そこで、学部教育専任・進路支援専任・大学院教育専任の教員を育成・配置して教育の質の確保・教育の成果の確保を行うのが良いと考える。</p> <p>これは教育の質を高めるだけでなく、研究者の教育負担を減らし、研究の振興にもつながることが期待できる。</p> <p>また、教育専任の教員のインセンティブとして、その給与は研究を行う教員よりも高くすべきである。</p> <p>これに関連して、「大学院重点化」による大学院生の過剰な増加という大愚策によって困窮を余儀なくされている修士・博士号取得者に「教職課程に近い課程」を受けてもらって教育能力を高めた上で担って頂くことを提案する。こうすれば、（飽くまで、大学教育・大学院教育の質の向上こそが絶対最優先事項であるが）「失業対策」にもなり得るだろう。</p> <p>これらの方々の全員が教育職を希望するのか、全員に教育者の資質があるのか、「椅子の数」が充分あるのか、全員を救えるのか、と考えると本当に心苦しいが、「大学院生の過剰な増加」という大愚策の「わずかながらの償い」にはなり得るであろうし、高等教育の質の向上も期待できる。</p> <p>こうして最終学歴段階の教育の在り方を改善する一方で、雇う側に対しても、（雇う側の裁量を全く認めないわけではないが、その濫用は決して認めず）採用基準や採用後の職務内容からして、大学・大学院・専門学校・（高卒で就職する場合の）高校などといった最終学歴段階の教育を真にかつ具体的に求めて来られたのかを、過去も含めて厳しく問うべきである。</p> <p>例えば、「人物重視」などという曖昧模糊とした一見美しい言葉の下、本当に最終学歴段階の教育を求めているのか疑わしく、目的意識が希薄な採用・働かせ方を認めるべきではない。</p> <p>「人を雇う、人を働かせるということ」に関する目的意識と自覚と責任感を求め、「責任ある需要」（最終学歴段階の教育課程が応えるべきは飽くまでもこの「責任ある需要」である）を出すように求める、という施策が必要である。</p> <p>（続く）</p>

194	男	40代	59	<p>(以下続き) これをやらないと、学生・院生が学ぶ分野毎に何人くらい必要とされているのが把握できず、学生・院生が志望先を合理的に絞り込むことも困難になって、就職難や人材の過不足など就労問題が必然的に起きてしまう。</p> <p>雇う側にとっても、求めている人材が手に入らない・求めている人材が求人に応募してくる・労働生産性が上がりにくい・離職率が下がらないなど、雇う側が「自分の首を自分で絞めて」しまうことになりかねない。これもまた、「元々行われるのが当たり前」の話である。</p> <p>※なお、大学新卒の求人を例にすると、その中には、「学力や人生経験のようなものが必要なので、中卒や高卒の人はあまり雇いたくはない。かといって、大学・大学院・専門学校で学んだことを具体的に使う仕事をさせる予定もない。コミュニケーション能力など伸びしろがあって、職場の色に染まって色々なことをやってくれる二十代前半くらいの人が欲しい」という、「大卒・院卒・専門学校卒・高卒・中卒」のいずれの人をも求めていない、採用という職務に対する目的意識が希薄な、「見せかけだけの(時に偽装とすら思える)大学新卒求人」が少なからず紛れ込んでいるように思われる。</p> <p>そのため、こうした求人に応える人材を育てる新しい高等教育機関を必要なだけ新設する(なお、専門職大学や専門職短大はこの機能を果たせないばかりでなく、そもそも設置不要な機関である)ことが必要と考える。</p> <p>その上で、「見せかけだけの大学新卒求人」を大学新卒市場から徹底排除し、大学生を学ぶ分野毎に適正な人数に抑えるべきだろう。</p> <p>(3) ニート・ひきこもりの状態にある子ども・若者については、「困難を有する子ども・若者」などという表現からやや垣間見えるように、一方的に「負の烙印」を押して、そうした状態に陥る人が出ている社会的背景を見落して(目を背けて)きた行政の在り方を、誠心誠意猛省する。問題の捉え方及び施策を根本的に改める。</p> <p>たしかに、重大な犯罪・非行に手を染めたことで、就労・就学が困難になってニート状態に陥る人もいる。(続く)</p>
195	男	40代	59	<p>(以下続き) また、不登校から引きこもり状態に陥る人もいて、不登校は家庭の中で起きたこと(酷い場合は虐待など)が原因となる場合もある。</p> <p>しかし、こうしたケースに該当しないニート・ひきこもりの状態にある人々は決して少なくない(むしろ多いと言ってよいのではないか?)。</p> <p>こうした人々を、就労・就学に行き詰った状態(ニート・ひきこもりの状態)に追い込んできた社会的背景は何なのかについて、深い考察や責任追及やそれに基づく施策が行政レベルでなされることは極めて少なかった。</p> <p>最終学歴段階の教育課程の在り方(教育内容や、学ぶ分野毎の学生・院生の人数など)や、企業などの人を雇い・働かせる側の在り方(採用基準や採用後の職務内容など)、</p>

			<p>これらを所管する教育行政・労働行政の在り方、といったものが厳しく問われ、根本的に改められることは皆無に近かった。</p> <p>(100%完全無欠なものを求めているわけではないが) 職務にきちんと向き合って来られたのか、という至極当たり前のことであるにも拘らず、である。</p> <p>弱者には負の烙印が一方的に押され、強者には殆ど御咎めなしだったのである。</p> <p>そのため、(1)でも触れたが、ニート・ひきこもりの状態にある子ども・若者に対する施策は的外れなものとなり、(経済情勢なども原因ではあろうが) どれ一つとして根本的な問題解決にはつながらなかった。</p> <p>こうした過去に対する真摯な反省の下で、施策が構想・実行されるべきである。</p> <p>具体的には、「困難を有する子ども・若者が、円滑な社会生活を営むことが出来るよう…(中略)…支援を行う」云々ではなく、(肆に続く)</p>
196	男	40代 59	<p>肆 (以下 参の続き) 「自らの職務や社会的役割・責任を果たすことが出来ず、(ニート・ひきこもりの状態を含む) 無業・不安定雇用・低収入などの人々に一方的に負の烙印を押ししたり、</p> <p>自己責任論で切り捨てたりして、いわば責任を転嫁する。</p> <p>こういった“困難を有する”、大学・大学院・専門学校・(高卒で就職する場合の) 高校などといった最終学歴段階の教育機関、そこに勤める一部の教員・職員・経営者、最終学歴段階の教育課程を真にかつ具体的に必要とする採用・働かせ方をして来られたのか疑わしい企業など“人を雇い・働かせる側”、</p> <p>これらを所管する教育行政・労働行政、</p> <p>学校教育(特に最終学歴段階の教育) や就労問題について審議する各種審議会。</p> <p>これらを円滑な職務・社会的役割の遂行が出来るよう…(中略)…支援を行う」云々とすべきである。</p> <p>そして、(2)で述べた施策によって、新たに(ニート・ひきこもりの状態を含む) 無業・不安定雇用・低収入・身に付けてきたことと関係の乏しい仕事にしか就けず苦しむ、といった状態に、新たに陥る・陥る潜在的危険にさらされる人々を極力減らす。問題を決して繰り返さない。</p> <p>一方、既にそうした状態に陥った人々に対しては、侮蔑的な視線を向けることを止め、</p> <p>「就労・就学に行き詰る人が出にくい仕組みがまともに存在していなかった中で、こうした状態に陥る人が出てしまった面が大きい」という認識の下、</p> <p>出来るだけ本人にとって良い形でそうした状態から抜け出せるよう、施策を取る。</p>
197	女	50代	<p>2016年3月に国連女性差別撤廃委員会が公表した日本報告審議総括所見(日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワークによる訳)には、「経済的・社会的給付」として一節が設けられ、第40パラグラフおよび第41パラグラフには、以下の記載があります。40・日本が貧困削減のために、収入創出活動や少額融資へのアクセスを通じた戦略を展開していることに留意・</p>

			<p>女性の貧困、特に女性世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性の貧困に関する複数の報告を懸念・特に年金給付におけるジェンダー・ギャップの結果である生活状況を懸念 41・貧困削減及び持続可能な開発をめざす努力を強化することを求める・女性世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性のニーズに特別の関心・年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革する可能性を探るよう要請 女性の貧困、特に不利な条件が重なった女性の貧困、老齢年金における女性の不利は、日本のジェンダー問題の反映です。この認識は、素案第6分野において同様に示されています。日本のすべき「持続可能な開発」は、あらゆる人が人権を保障され、自らの人生と幸福を追求し、家族に関する権利を行使し、職業生活を含む社会生活を継続し発展させ自然な帰結として少子化も解消される未来像、言い換えれば、持続可能性のある日本社会です。素案にも同一の認識が示されています。実現方法は「女性世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性のニーズに特別の関心を」払うこと、そして最低保証年金の導入です。「貧」と「困」の最中にある人々または子どもに対する「特別の関心」は、第一義的に現金給付でしかありえません。第40パラグラフは、日本の収入創出の取り組みや社協の貸付制度について、女性の貧困を解消する方策として評価しつつも、それでは不十分であることも示しています。素案第6分野には、女性の貧困対策として、就労による収入の増加、結果として女性の低年金問題が解消されること、その前提となる教育へのアクセス、現金や現物によらない支援があげられています。現金による支援は、児童扶養手当と母子父子寡婦福祉貸付制度、さらに離婚の場合の養育費しか言及がありません。現金給付に関する記載、特に「最後のセーフティネット」である生活保護の充実と利用拡大に関する具体的記載をお願いします。</p>
198	女	50代	<p>素案第6分野には、女性の貧困対策として、就労による収入の増加、結果として女性の低年金問題が解消されること、その前提となる教育へのアクセス、現金や現物によらない支援があげられています。しかしながら現金による支援においては、児童扶養手当と母子父子寡婦福祉貸付制度、さらに離婚の場合の養育費しか言及がありません。</p> <p>どのセーフティネットにも救われない可能性がある方々について、素案には詳細な記載があり、この点は素晴らしいと思います。セクシュアル・マイノリティやアイヌ女性について、具体的な類型とともに述べられたことは、大きな一歩であると考えます。</p> <p>どのような方に対しても、物心ともに救済しうる可能性があるのは、日本においては生活保護制度のみです。前掲の制度も、参照されている生活保護制度が扶助費ともどもさらに充実すれば、連動して利用しやすくなり実質的に充実します。ところが、生活保護という用語は素案に出現しません。このことの問題点は、男女共同参画や貧困解消のみならず、日本社会の基本設計に及ぶ深刻なものと考えます。</p> <p>一般的な「雇用・保険・扶助」の社会保障三層モデルにおいて、誰もが雇用される完全雇用状態は、理想像の一つなのかもしれません。しかし自由主義経済下においては、仮想モデルの一つです。また現在、コロナ禍が多くの人々から職業や収入機会を奪っている事実があります。公的保険によって救済されない場合、結局は扶助の出番となります。日本においては生活保護と児童扶養手当です。就労収入を得られず年金の対象でもない一人親など、雇用や保険の部分的利用も困難な場合には、生活保護しかありません。雇用と保険によって救済され得ない方々が数多く存在する現実、本計画に反映されるべきです。</p>

			<p>ぜひ、素案のうち現金給付に関する記載を全面的に見直され、社会保障三層モデルの根幹となる扶助の部分が土壌として充実しているゆえに保険や雇用といった葉や花が咲くという本来の社会像が反映され、名実ともに貧困を解消する計画案として改定されますことを、心よりお願い申し上げます。</p>
199	女	30代	<p>男性と女性の給与の差を禁止にしてください。  同じ会社で同じ仕事をしてるにも関わらず、給与に差をつけるのはおかしい。  女性の貧困について対策を。</p>
200	団体	団体	<p>I. 評価点  【基本認識】  ・ p. 56 の 8 段落目「様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要」と、第 4 次男女共同参画基本計画と比較して社会の変化を認識し多様性を尊重することを明記している点は評価できます。  &lt;施策の基本的方向と具体的な取組&gt;  ・ p. 62 の 2 (2) ウ(1)で「外国人に対する基礎調査を実施する」と、定住外国人の生活実態を正確に把握することを明記したのは取り組みの前進と言えます。</p> <p>II. 課題  【基本認識】  ・ p. 56 の 1 段落目で「女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。」と、日本が未だジェンダー不平等であると明記していますが、「経済社会における男女が置かれた状況の違い」とは何かについて、つまり男性稼ぎ主の標準家庭モデルを前提とした賃金体系、労働慣行、税や社会保障制度が根底にあり、それに合致しない多様な生き方をする女性を包摂できない社会構造の分析や制度の遅れについての考察がありません。社会の多様化を認めるならば、既存の制度の問題点に言及すべきです。  ・ 住居は女性の基本的な人権を守る不可欠な基盤です。シングル女性、DV 被害女性、母子家庭、高齢女性、外国籍の女性、障害をもつ女性、多様な性的少数者など、平時また災害時にも憲法 25 条に沿った「居住の権利」を保障する枠組みについての言及がありません。  ・ 経済の都市一極集中がそのままでは、地方からの人の流出は止まらず、地域においては、持ち家はあがるが、生活保護を受けられない低年金のひとり暮らしの女性の貧困も見逃すことのできない課題です。  &lt;施策の基本的方向と具体的な取組&gt;  ・ p. 60 の 2 「高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の項では、(2) ウ「外国人が安心して暮らせる環境の整備(1)」以外は、全般的に記述内容に目新しさがなく第 4 次男女共同参画基本計画からの前進が見られません。特に高齢女性の貧困については、その主要因は家庭での無償労働を過重に担うため、労働市場に参加しながらも非正規雇用者が多く、男性と較べると生涯賃金が低くなり、それが低年金へと反映されています。こうした社会の構造的な不平等への視点が欠けています。</p>
201	団体	団体	<p>・ 更に 2 では、高齢者、障がい者、外国人等の抱える一般的な課題の記述に紙幅の多くが割かれ、この属性の女性の複合的な困難さと具体的な取組みへの視点が欠落しています。十分</p>

			<p>な議論が尽くされたか疑問に感じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 62 の 2 (2) エの記述について、多様な性的少数者が社会で広く認知されてきたにもかかわらず、第 4 次男女共同参画基本計画と較べて扱いが小さくなっています。これらの人々への支援は地方自治体で急速に普及しているため、国レベルでもこうした動きに呼応する積極的な姿勢を示すべきです。</li> </ul> <p>III. 要望</p> <p>&lt;施策の基本的方向と具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 58 の 1 (2) イでひとり親家庭の環境づくりに言及していますが、コロナ禍の厳しい経済状況の下では、母親の自立支援と就業支援を強調し、個人の自助努力を求めるだけでは貧困からの脱却は難しいのが現実です。日本の母子家庭の母親の就労率は 8 割に上りますが、貧困率は 5 割を越え OECD 加盟国中で最悪です。「子どもの権利条約」の前文に則り、子どもの福祉の観点から、家計が急変した場合のひとり親家庭への児童扶養手当の支給要件の見直しや継続的な支援に言及する必要があります。・同じく p. 58、1 (2) イの(4)で言及する離婚した母子家庭への別れた父親の養育費不払い問題については、民事執行法改正の他にも、現在一部の自治体により実施されている養育費立替え事業を国による立替え制度へと立法化すべきです。</li> <li>・ p. 60 の 2 「高齢者、障がい者、外国人等の環境の整備」の項目では、詳細なジェンダー統計に基づき高齢女性、障がい女性、外国人女性、多様な性的少数者の動向と生活の課題を調査し、具体的な支援の取組みへと結びつける方策を明記してください。</li> <li>・ p. 62 の 2 (2) エでは、複合的に困難な状況に置かれている女性の人権相談体制に言及していますが、更に踏み込んで、女性差別撤廃委員会による日本の第 6 回定期報告に関する最終見解のパラグラフ 24 (2009 年) に則り、人権侵害が起きた場合に訴え出る政府から独立した国内人権機関の設立を目指すことを記してください。</li> </ul>
202	団体	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更に、同じく p. 62 の 2 (2) エでは、性的少数者を支援するパートナーシップ制度を国レベルで進めることを明記すべきです。</li> </ul>
203	女	20代	<p>多様性を尊重するなら、まず、男女の夫婦だけではなく、多様な家族が現に存在していることを国として無視しないで欲しい。国勢調査に、同性の同居カップルは例え配偶者と回答しても回答通りには集計されないと知りました。同性パートナーシップが自治体レベルでは広がってきているのに、国としては国勢調査という名の実態調査すらしないというのは、あまりに国勢調査の趣旨から外れていると思います。</p>
204	女	50代	<p>女性の仕事について、給料を上げること。子育てのしやすい働き方にすることを増やさないと、一人親家庭になった時に、貧困との戦いになってしまう。</p> <p>そのために、家庭の中で我慢する（虐待され続ける）という状態になってしまう。</p> <p>就労改善が必要。</p>
205	女	50代	62 <p>文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）」（2019 年 9 月 27 日）によれば、不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数は、19,654 人から 22,701 人と推計されています。この背景には、親の側の経済的不安定さや日本語の学習より就労を選択せざるを得ない困窮、外国人のひとり親家庭などがあります。コロナ禍において、もともと不</p>

				<p>安定な雇用形態で働いていた女性たちは、小中学校の休校に伴い生活も追い詰められています。</p> <p>1) 子どもに教育を受ける権利を保障するために、実際に不就学にならないように、学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成、住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの導入・適用状況はもちろんのこと、就学案内および配布物の多言語対応および電子メールや SNS での連絡（自動翻訳を各自で使用できるため）、困窮する保護者への包括的な支援として各自治体への予算配分、教員、ソーシャルワーカー等の配置が必要です。</p> <p>2) 外国籍の親をもつ 外国人児童・生徒、外国につながる子どもの支援として、進学率の違いから、学習支援や保護者への支援が不十分であるといわざるを得ません。進学時における費用も、進学率を低くしている要因の一つです。外国人女性の一人親家庭への教育支援とともに奨学金の拡充をすることが必要です。</p> <p>3) 生活給付金の書類の書き方も NGO 等が支援して書いたり、生活保護受給申請、奨学金の書類、医療費減免申請なども外国人女性の親が一人で書くことは困難であるため、こうした生活の質に関する書類作成、医療や裁判へのアクセスを支援するための通訳、翻訳、代行などができるように、NPO/NGO への委託事業をどの自治体が展開できるような、制度と国家予算の設定が必要です。</p>
206	—	30代		<p>女性の貧困問題に一章が割かれているのは素晴らしいことだと思います。しかし今の日本の雇用制度では、働いても貧困から容易には抜け出せない構造になっていると思います。そのような女性たちにとっては、一番直接的で効果的な支援は現金給付です。児童扶養手当、遺族・障害年金等をはじめとした現金給付のより一層の充実、拡充と、様々な状況に置かれた女性たちを包括して救える最後のセーフティネットである生活保護制度の重要性にぜひ言及していただきたいです。</p>
207	女	50代		<p>女性の仕事について、給料を上げること。子育てのしやすい働き方にするを増やさないと、一人親家庭になった時に、貧困との戦いになってしまう。そのために、家庭の中で我慢する（虐待され続ける）という状態になってしまう。就労改善が必要。</p>
208	女	50代	1	<p>1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組</p> <p>「(2) 男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用同同社の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つになっていることから、・・・」</p> <p>↓</p> <p>派遣法の改正等による影響について分析すること。</p> <p>「少なくとも第4次基本計画から第5次までの5年間で、女性を取り巻く環境が大きく悪化したものについてはその原因を探り、数値目標を掲げるなどして早急に対策を打つことが求められる」等の一文を追加する。</p> <p>さらに、新型コロナウイルスで顕在化した「コロナ解雇」の増加の中で、約半数が非正規雇用と報道されていることにも言及すべきである。</p>
209	女	40代	56	<p>男女の賃金格差や雇用形態の違いが女性の現在と将来の貧困を生み出すと思います。非正規雇用の女性を正規登用し、現在の賃金と将来の年金の保証をお願いしたいです。</p>

				<p>公聴会の際に委員の方が「大学の専任非常勤講師もこの非正規雇用に含まれます」とお答えになりました。確かにそうかもしれませんが、上の第4分野にも関連しているところが差異と捉えることもできるかもしれません。高学歴の女性がやっとの想いで得た任期付の大学での雇用契約期間中に、制度的には産休も育休も取れますが、取りにくい環境にあることはご認識いただきたいです。そして、次のステップをその期間中に探して続けて働くためには出産の時期を逃してしまい、少子化に繋がりますし、同時に出産を選べばテニユアトラックを得ることが遅れてしまい、結果的に専業非常勤講師をし続けることになり、本人の将来の経済的不安に繋がるだけでなく、リーダーとして研究や仕事ができる人材を無駄にすることにもつながり、社会としても悪循環を生み出してしまいます。</p>
210	女	20代		<p>●「養育費不払い」に関する更なる法の適正化を、お願い申し上げます。</p> <p>(母子家庭の貧困問題への取り組みの一つとして)</p> <p>(また「養育費不払い」を原則許さないシステムが構築されれば、女性側が感じている結婚・出産へのハードルの引き下げにも繋がるのではと思います)</p>
211	女	20代		<p>夫から婚費や養育費を払ってもらえず(仲良い時とか私が媚びた時には貰えますが、対立するとお金はないの一点張りになります)</p> <p>調停を起こそうかと思うのですが、</p> <p>周りを見ても故意に仕事を減らしたりして算定表のレンジの下を目指そうとする男性や、払い渋りについても伺います。</p> <p>今年の法改正で転職後も追って差押可能ということになり安堵もいたしましたが、本当にずっと払ってもらえるのか不安はあります。私は調停がこれからで実際当事者の知識でないため杞憂かもしれませんが、すみません。気になってしまい。</p> <p>払い込まれる通帳にも夫の個人名が出るとのこと、養育費などの名義に変えることは難しいのでしょうか。</p> <p>国が税のように徴収して再振込みという形だと1番払われ続ける安心感などもあるかな。と思いました。</p>
212	その他	50代	56	<p>女性のみ限定せず、多様なSOGI(性的指向と性自認)を対象として、性別に関わらずハラ・スメントを防止し、貧困に対するセーフティネットを設置し、自殺防止のゲートキーパー教育を行ってください。</p> <p>性的マイノリティに言及した章を新しく設け、同性間のパートナーシップの尊重、同性間DVへの支援についても明記してください。</p>
213	女	60代		<p>・日本で男女平等共同参画と称えながら、女性は非正規の割合が大きくなっています。それは、「女性が家庭の家事・育児をするものだ。だから、責任のある仕事は任せられない」という男性中心主義の考え方が根底にあるからです。せっかく女性が平等を訴え抵抗を訴えても、それを阻止しようと権力を使うのは男性です。</p> <p>そのため、女性が自立して生活しようとしても十分な収入が得られず、貧困に陥りがちです。特に、子どもがいてシングルで子育てをする場合は深刻です。(離婚した父親がきちんと養育費を出さなくても出すように補償がさせる制度ないからです。)</p>

			あらゆる場面で女性の人権を尊重し、真の意味で男女平等が行われるように、第5次男女共同参画基本計画を策定し、早急に世界並みに実現できるよう求めます。
214	女	20代	<p>今は生活保護をいただいている状況なのですが、養育費や子供手当が吸収されてしまうのがつらいな。と感じます。</p> <p>こどもの分のお金だけでもなんとか非課税扱いや別口として見ていただけませんか。</p> <p>国民皆大学時代にほぼほぼなっていると思いますが、そこまでの貯蓄が可能なのか、と愕然としてしまいます。（働いてもですが。）</p> <p>小中高大と教育による部分が無料ならありがたいですが。。</p> <p>部活ややりたいことをさせて思い切りあげたいという気持ちも強くあり、冒頭の非課税扱いがあればという気持ちが拭えません。</p>
215	女	50代	<p>エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p> <p>性的指向・性自認に関して、地方で悩みを抱えながら生活している人のニーズが把握されていない。地方自治体が、意識調査（アンケート）や当事者団体のヒアリングを行い、地方で生きる性的少数者の声やニーズを知ることが必要である。そのため、意識調査のアンケートでは、セクシュアリティについて当事者や周囲の人に気づきを与えるような質問項目を工夫すべきである。</p>
216	団体	団体	<p>1. 評価点</p> <p>【基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「様々な属性の人々についての正しい理解を広め…」と、多様性の尊重を明記していることは評価できます。</li> </ul> <p>&lt;施策の基本的方向と具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 62 のウの1で「外国人に対する基礎調査を実施する」と、定住外国人の生活実態の正確な把握を明記したのは前進と言えます。</li> </ul> <p>2. 課題</p> <p>【基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 56 で「女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい。」と不平等を認めていますが、「状況の違い」とは何かの特定がされず、社会構造や制度の問題点について考察が欠けています。社会の多様化を認める方向に進めるには、現行制度の問題点に言及すべきです。</li> <li>・ 住居は基本的人権を保障する基盤です。シングル女性、DV被害女性、母子家庭、高齢女性、外国籍の女性、障害をもつ女性、多様な性的少数者など、弱い立場にある女性が、平時にも災害時にも憲法 25 条に沿った「居住の権利」を保障される枠組みを明示する必要があります。</li> </ul> <p>&lt;施策の基本的方向と具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 60 の 2 では、高齢者、障がい者、外国人等の抱える一般的な課題が列記されるばかりで、これらの女性の複合的な困難さや具体的な取組みが欠けています。</li> <li>・ p. 62 の 2 のエ、多様な性的少数者への社会的認知が進み、地方自治体の先進的な取組も注目される中、国レベルでの積極的な施策への言及が欠けています。</li> </ul>

			<p>3. 要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 58 の 1 のイの、ひとり親家庭の環境づくりについて、コロナ禍の厳しい状況下では、個人の自助努力だけでは貧困からの脱却は困難です。「子どもの権利条約」の前文に則り、子どもの福祉を第一に、家計が急変した場合のひとり親家庭への児童扶養手当の支給要件の見直しや継続的な支援に言及を求めます。</li> <li>・ 1 のイの 4 の、離婚した母子家庭への父親の養育費不払いについては、現在一部自治体を実施している養育費立替え事業を国の制度にするべきです。</li> <li>・ p. 60 の 2 のエでは、複合的な困難な状況に置かれている女性の人権相談体制に言及していますが、国連女性差別撤廃委員会の総括所見 24 項（2009 年）に則り、人権侵害が起きた場合に訴え出る政府から独立した国内人権機関の設立の明記を求めます。</li> <li>・ 更に 2 のエでは、性的少数者を支援するパートナーシップ制度を国レベルで進めることの明記を求めます。</li> </ul>
217	女	30代	<p>選択的夫婦別姓の法整備を希望します。また、男女同一賃金の徹底がされていない現状があります。そして、日本は性犯罪の罰則が軽く、女性と子どもが守られていません。</p>
218	女	60代	60 <p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者(60歳以上)が、社会保険に加入できる勤務条件を、週30時間以上でなく、会社の規模や労働組合の有無に関わらず、週20時間程度に引き下げて欲しい。早急に。</li> <li>・ 高齢でも働き続けなければ、老後の生活が立ちゆかない高齢者が増えている。大企業では、20時間ほどで、社会保険加入が認められるが、そういった企業への就職は、限られている。特に女性の高齢者は。</li> <li>・ 労災事故は、60歳以上になると、圧倒的に増えてくるという。そして、取り返しのつかない怪我や疾病に見舞われれば、更に生活は困窮する。</li> <li>・ 低所得者が加入することが多い国民健康保険料は、(女性)高齢者の生活にのしかかる。</li> <li>・ 国民健康保険では、休業手当は支払われないことが多い。</li> <li>・ 妊娠・出産や子育てあるいは介護などが原因で、女性の平均勤続年数や賃金の男性との格差は、相変わらず大きい。</li> <li>・ 子どもを産み育て、高齢者を介護する家庭労働は、いわゆる会社や事業所で働いて得る賃金のような社会的評価が得られず、無給のままでもいいのだろうか。いいはずがない。</li> <li>・ イコール・ペイ・デイ(EPD)は、男性が1年間で得る賃金を女性が働いて得ようとしたら、1年を超えて何日働かなければいけないかを調べて、同額になる日のことである。日本は5月6日だった。(2020年)ドイツは3月16日、オーストラリアは2月25日、スイスは2月22日だそう。このような、賃金格差がのしかかるうえ、年金、健康保険等の格差も、大きい。特に単身高齢者とかは。</li> <li>・ 意欲のある高齢者でも、安全で健康に、ディーセントワーク(権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会的保護が供与される生産的な仕事)が保障されていいはずだ。</li> </ul> </p>
219	女	20代	<p>男女雇用を平等にしてください</p>
220	女	70代	56- <p> ○貧困等生活上の困難に直面する女性等が相談に来所した場合、生活保護の面接相談や生活困窮者自立支援法に基づく就労支援や住宅支援などの窓口案内されることも多いが、そこで終わってしまうと、その裏に隠されている暴力被害や精神的困難等重大な問題を見逃してしまうことも多い。婦人保護事業は性による差別や不平等が人間としての尊厳を奪い、女性 </p>

			<p>の人権を侵害することに着目し、女性のエンパワーメントと権利擁護を図っていく視点での婦人相談の面接が必要である。</p> <p>○婦人保護事業の対象は若年女性、母子、高齢女性と年齢を問わず、あらゆる女性を対象とするものである。</p> <p>○婦人相談の相談内容は幅広く、DV、ストーカー、性暴力、売買春、住居喪失、妊娠・出産、精神障害や知的障害、家庭不和・離婚、母子家庭、外国人、人身取引、セクシュアルマイノリティ等である。</p> <p>○婦人相談員の支援は、・電話相談・面接相談、同行支援（病院・施設・家裁・地裁・入管・法律相談等）及び移送等、関係機関との連絡調整、精神的サポート、社会資源等の情報提供、緊急対応・危機回避、一時保護要請と対応、保護所での面接、支援措置にかかわる証明等の発行、住基支援措置、健康保険、年金、児童手当・児童扶養手当、学校・保育園、公営住宅の入居、相談証明等、自立に向けた支援、住宅、就労、通所施設等などがある。</p> <p>ケース会議、DV防止連絡協議会、要保護児童対策協議会、種々の関係機関との連絡調整、さまざまなネットワークなどへの関わりも必要としている。</p> <p>○切れ目のない支援とナショナルスタンダードを実現するためにも、市区町村への婦人相談員の義務設置及び複数配置を必要としている。</p>
221	女	40代	<p>結婚しない人生を選択することで貧困に陥る女性について取りこぼしているのではないか。</p> <p>「貧困者に対する支援」はもちろんと大切だが、貧困にとどまることが前提とされているように思う。貧困を根絶することを最終目的として、そのための政策をすぐに打ち出してほしい。</p> <p>「非正規の処遇改善」ももちろん喫緊の課題だが、最終目的は非正規を（言葉のうえだけでなく）なくすことではないのか。</p> <p>支援でひとまず困っている人を助けると同時に、日本の社会の抜本的な改革が必要だと思う。</p> <p>現在の社会保障は女性については結婚することで老後夫と死別しても「まずまず」の生活を送れるようになっているが、ロールモデルが古いと思う。</p> <p>出産しない女性、結婚しない女性、同性と暮らす女性、動物と暮らす女性、どんな選択をしても死ぬまで不安のないすこやかで幸福な人生を送れるようにする必要がある。</p> <p>あらゆる生き方に対応した社会保障、最低賃金の徹底とさらなる賃金引き上げを求めたい。</p> <p>「65歳以上の就労支援」とあるが、年金支給開始年齢の引き上げの議論のときにも「高齢者の働く意欲」という文言を見かけるが、「意欲がないものは面倒を見ない」という考え方に直結するから、市民の「意欲」に政治が依存するような政策の立て方は転換するべきではないか。今の社会は「がんばれば生きていてもいいよ（そうでない者は知らないよ）」という圧を人々に与え続けた結果、取り返すつがなく疲弊してしまったように思う。</p> <p>「がんばらなくてもいいからどうか生きていてね」という雰囲気は社会のすみずみまでふわっと漂っているような、ひとりひとりの個人を大切にする社会への転換を求めたい。</p>
222	女	40代	58 <p>「イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり」について、全国の中学校において「全員制の完全給食」実施率を100%としてください。</p> <p>私の住む自治体では、給食が選択制のデリバリー弁当形式で、「家庭の弁当を持ってこられ</p>

				<p>ない生徒には給食もある」と行政や学校が指導しています。貧困の可視化になってしまうため、ひとり親の家庭でも、どんなに忙しくても、必死に弁当を作らざるを得ない。また、何も用意できず給食の注文もできない家庭では、子どもが何も食べられないようなことが起こります。選択制の給食は食のセーフティネットとしては機能していません。</p> <p>子どもが家庭環境によらずせめて学校に通っている昼だけでもきちんと、みんなで楽しく栄養のあるものを食べられるように、文部科学省等から自治体へ「給食は全員への提供を前提とすること」「選択制は完全給食に値しないこと」等と通知を出してください。</p> <p>「地域の実情に応じて」という言葉に甘えて、教育や子育てには財源を投入しない自治体が多数あります。まずは各自治体の給食の喫食率の実態把握からお願いします。</p>
223	女	30代	57	<p>女性の非正規労働者が多いことも現実ですが、求人を見ていると正社員募集の賃金も非正規と同様に安いです。正社員募集がないわけではないですが、1人で生活していけるだけの収入が得られる仕事がほとんどありません。これは男性の収入も減少している現在、まず自分が経済的に自立できなければ結婚出産にはまず繋がっていかないと考えます。少なくとも子供の将来を真面目に考える人であれば、自分の経済的自立も必要と思っています。性別に関わりなく経済的に自立できる賃金設定を強く望みます。</p>
224	女	20代	62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェンダー平等」という言葉を多用しないでほしい。ジェンダーとは一般的に男らしさ、女らしさのことを指します。</li> </ul> <p>それらは失くしていくべき鎖であり、平等にするものではないです。「男女平等」を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別で分けられた施設を、身体の性別は無視して自認による性別で選択して使おうという流れが他国を中心に広まっています。</li> </ul> <p>トランスパーソンの気持ちを尊重する上では素晴らしいことですが、身体の性別に関係なく本人にしかわからない性自認だけで性の関係する女性スペースに誰でも入れるようになれば、レイプ盗撮盗聴汚物漁り等の性犯罪を目論む男性がいた場合、トランス女性を騙るだけで簡単に女性スペースに入れるようになってしまいます。</p> <p>実際他国で同様の問題は起きていますが、その不安を口にするだけで差別者だと罵られ口を塞がれてしまう状態で、とても危機感を持っています。</p> <p>性の関わらない日常のスペースでトランスパーソンに対する差別があっては決してありませんが、身体の違いは事実としてあり、性自認は外見から判断ができません。</p> <p>トランスパーソンの権利を考えるとともに、身体女性の最低限の安全の権利を守るために、トランスジェンダリズムによる女性の権利後退には異議を唱えます。</p>
225	女	60代	56	<p>朝鮮半島出身は、今や国籍は日本国籍、韓国籍、朝鮮籍と多様になっていますが、日本の旧植民地出身者であり、最大の民族的マイノリティであるという私たちの存在を明記してください。アイヌや部落出身者と同様に固有名詞を書くべきだと思います。貧困等生活上の困難…とありますが、貧困が先に来るのではなく、差別排外意識やヘイトスピーチなど差別行為による困難を明記してください。ここは、女性差別とともに、民族差別や部落差別、障害者差別、アイヌに対する差別などひとりの女性が複合的に差別を受けることによる困難への認識と解決策が書かれるべきだと思います。</p>

226	女	70代	<p>高齢単身女性の貧困について。</p> <p>高齢単身女性の貧困は可視化されにくいこともあり、世間でも認知されていない状況の中、基本計画の策定で要因の言及、解消の施策を提示して下さっていること、大変ありがたいと思います。そのうえで意見を述べさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応することを施策の基本的方向のひとつにあげ、具体的な取り組みでは「年金生活者支援給付金」の活用を挙げています。この給付金には要件があり、老齢年金の受給者では「年金の収入とその他の所得の合計額が879900円以下」です。仮に年金だけの収入である場合、ほぼ月額7万3千円以下の方が対象であり、極めて定額な基準です。更にこの給付金を最大限使かっても月額7万8千~9千円ぐらいの年金収入にしかありません。これでは生活保護の住宅扶助や生活扶助の合算額に及ばず、貧困の解消には程遠いです。貧困解消には、支援給付金の要件の所得基準の緩和が必要と考えます。また生活保護を受けたほうが貧困の解消につながる人もいます。社会資源でありセーフティネットでもある生活保護の活用にも言及してほしいと思います。</li> <li>・高齢女性の就業が増えていること、年齢に関わりなく働ける社会の実現にむけ、65歳以上の人の再就職支援やシルバー人材センターを通じた多様な就職機会の提供などを行い、高齢男女の就業促進を取り組みに挙げています。これは高齢者の就業と貧困の調査を行った上での就業促進の取り組みでしょうか？年金で生活できない年金受給者は働くしかない状況です。高齢女性の就業が増えているのは貧困の最大要因である低年金と関連性があるのではないのでしょうか？策定案では、就労促進が貧困の解消につながるという根拠が示されていないと見えました。高齢期で働くことは金銭的貧困に加え、身体的問題も起き、貧困の重層化につながることもなります。是非、高齢者の就労と貧困の調査を行う必要性を訴えます。そのうえで就業促進の取り組みに妥当性があるかどうか判断し、取り組みを提言してほしいと思います。以上です。</li> </ul>	
227	女	40代	57	<p>施策の基本的方向にある「働き続けたい女性」という前提を見直していただきたい。就労によって貧困問題を解消することが大前提となっているが、そのためにはまず現金給付の充実が不可欠である。56頁にあるように、女性は貧困生活の困難に陥りやすい。そのような貧困状態にある者への支援策として、まず現金給付を充実させるべきである。給付→就労支援の道筋がないにも関わらず、就労支援が前提となるのは行政の政策として不備である。</p>
228	女	30代	57	<p>ひとり親の支援について、</p> <p>「相談や見守りなどの様々な機会」とあるが、実際には困難な状況になるまで相談できない状況にある。</p> <p>一度貧困状態に陥るとそこから抜け出すことも難しいため、貧困に陥る前の相談支援が必要であるが、シングルマザーは給与が低いこともあり仕事を3つも4つも掛け持ちしている場合があるため、SNSやメールなどによる支援を充実させるなど現状行政が取り組んでいる事業の形を変える必要があると考える。</p>
229	女	60代	60	<p>(2) 具体的な取組のアの(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人生100年時代と言われる昨今、企業の定年等も実態とのアンマッチの改善がまだ不十分と思う。</li> <li>・会社員が約35年勤務し、60歳定年のライフプランで進んだあと、定年65歳だの再雇用制</li> </ul>

				<p>度だのが出てきたため、人生の優秀な美を飾る終点で、こけてしまった。</p> <p>今後の人は、65歳目標のライフプランをたてるから問題はないと思うが、その切り替え時期の（団塊の世代的現象）60歳定年退職した人は、まだ元気で働ける力をもちながら、仕事は後輩へバトンタッチしてしまい、路頭に迷うそんな実態調査はしていますか。誰一人とりこぼさないSDZsが、すでに働く場を失った、もしくは雑用に於かれた再雇用の人が発生している</p> <p>ことを調査し、シルバー人材センターに転向するなら、シルバーの仕事の質もアップさせないと、中途半端な人生のこぼれ者が見え隠れします。是非、実態把握と改善方法をお願いします。</p> <p>オンライン会議は、遠方から参加しやすいし、またとないチャンスになります。今回の体験に感謝してまた頑張っていきます。</p>
230	団体	団体	62	<p>エ 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向・性自認に関する事項については、この間、厚生労働省において男女共同参画を担当する雇用環境・均等局が行った「令和元年度職場におけるダイバーシティ推進事業」における性的マイノリティの委託調査を踏まえ、雇用分野に関して加筆すべきである。特に調査をもとに企業の取り組みの参考となる指針の策定、継続的な調査の実施を明記すべきである。また、同局担当のいわゆる「パワハラ防止法」に性的指向・性自認に関するハラスメントが盛り込まれたことから、ハラスメント防止の徹底も加えるべきである。</li> </ul> <p>これにより企業の取り組みへのよりいっそうの後押しをしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画局が従来より防災分野の事例集に掲載してきたように、性的指向・性自認に関する取り組みに、防災の取り組み（避難所の施設利用やハラスメント防止）を加筆すべきである。</li> </ul> <p>自治体の防災・避難所に関する取り組み、あるいは実態は、プライバシーの保護や男女共同参画の視点が抜けがちであるように思う。行政の縦割りになりがちな部分が横断的な取り組みとなるように男女共同参画室から促してほしい。</p>
231	女	50代	58	<p>子どもの貧困対策に対する大綱に示された教育の支援、生活の安定に資するための支援などの重点政策を実施するために必要な措置を、国として行うことが重要である。</p>
232	女	50代	24	<p>妊娠・出産・育児はとても大事なものです。</p> <p>それによる目に見える「経済効果」が日本社会のなかではたいへん低い評価として扱われ、物事が動いているように思われます。</p> <p>しかし、妊娠・出産・育児なくして、人間としての暮らしを続けることはできません。高齢者などの介護についても同様に言えると思います。</p> <p>日本の社会の中で、かつては「女性による無料の家庭内福祉」とされてきた子育て、介護の仕事が、今もまだ「誰でもできる」と勘違いされ、その役割の大切さが低く見られ、そのため保育や介護などの子育てや介護関係の仕事への対価が他の仕事に比べ低くなっています。この分野への評価がしっかりしなければ、女性も男性も安心して仕事をすることができません。また、女性の幸福感や自己肯定感も低くなってしまいます。</p> <p>まずは、子育て・介護に関する社会の評価を上げ、高い評価とし、対価も上げることが必要だと思います。</p>

			<p>自分で子育てする方への補償や支援、また子育て・介護関連の従事者への処遇改善を抜本的にすること、社会的評価を高めることが、大切だと思います。</p>
233	女	20代	<p>こんにちは。 私はごく一般のそこかしこにいる 20 代女です。普段は会社員です。</p> <p>私には、成長の過程で法社会学を学ぶきっかけがあり、気づけばジェンダーも少しですが触れる機会がありました。日本ではまだまだ女性が男性と同じような社会生活を送るには肉体的な作りの的にも、性別的にも平等にというには難しい点が多くあります。</p> <p>出産は女性の体からしか可能ではありませんし、私の多くの周りの同年代女性たちは会社で責任あるポストを任されるべき能力の高い人も感じていますが、結婚や出産は根底から基礎になっていない現代の多くの企業はまだまだ男性中心社会の視点であることを、20 代半ばにして痛感しております。</p> <p>出産を諦めれば、キャリアを積むことも可能でしょうがそれは、両立することはできないのでしょうか。国がその視点で企業に男女平等に参画する、できる土台をつくるよう働きかけることは不可能なのでしょうか？</p> <p>また、いま私の個人的な目下の悩みがあります。 結婚制度についてです。わたしは同性婚も、また認められべきと考える ておりますが、それは何より選択肢が増え、決して多くの人に危害を与えることではないからです。 そして、異性間での婚姻でも未だに日本のみ認められていない、選択的夫婦別姓という制度があります。</p> <p>いままさに結婚を控える歳である私もまた周囲も、自分の姓を死ぬまで使用していくと思っている人までいますが現代の日本では夫の姓を 90%の女性が変更を余儀なく(習慣的に、話し合いにも出されず)されている現状が間違いなくあります。わたしの彼もプロポーズしてくれましたが、私が苗字を彼のものに合わせるのが当たり前と考える男性の 1 人でした。</p> <p>今でも、この現代社会においてもこの性差別のちょっとした偏見や偏りが存在することが悲しく思いますし、少子化が進む現代においてはこの制度はそれを救う一歩ではないでしょうか。</p> <p>現状わたしは選択的夫婦別姓が認められない限り婚姻は見送り、出産も見送ることしか考えられませんが、そんな女性も増えてきています。</p> <p>ぜひ、選択的夫婦別姓を推進し、認められる社会、法改正をお願いいたします。</p>

				<p>日本が大好きです。</p> <p>諦めて、日本を去りたくありません。どうかお願いいたします。</p>
234	女	50代		<p>窮乏者への支援ではなく、全体的に給与を上げる必要があります。</p> <p>このままでは、コロナの影響と合わせて景気はどん底まで落ちるでしょう。</p>
235	男	30代		<p>「性的指向・性自認に関すること、～等を理由とした社会的困難を抱えている者がいるが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。」</p> <p>「このような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。」</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、～等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。</p> <p>また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう人権相談体制を充実させる。</p> <p>さらに学校における性的指向・性自認に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。」</p> <p>とあります。これらの取組には賛成です。しかし、さらに具体化させた対策を書くべきです。</p> <p>例えば、学校でLGBTの多様性についての教育機会をもつこと、学校教員に対して性の多様性の尊重やジェンダー平等に関する研修を義務付けることなどは必要ではないかと思えます。学校というのは、人権意識を育てることができる場であると同時に、逆に古臭い有害な差別意識や偏見を固定化させる場にもなりうるため、対策は急がれると思えます。そういった教育に性的マイノリティ当事者が関わるようにすることも必要ではないかと思えます。</p> <p>また、レズビアン女性同士のカップルや、一方が戸籍上男性のトランスジェンダー女性のカップルが、異性愛カップルに比べて様々な制度的メリットを受けられないのも差別です。同性婚の合法化を求める訴訟も全国各地で進められています。同性婚の導入を検討する方針を盛り込んでいただきたいです。</p>
236	女	40代	58	<p>マザーズハローワークには非正規やパートの募集のみでした。企業や自治体向けの正規職員の拡充が必要です。</p>
237	女	20代	62	<p>性自認に関して、身体的女性のセーフティネットを妨げるような取り組みには慎重に行うべきである。</p>
238	女	60代	56	<p>基本的認識の8番目</p> <p>「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、ア</p>

			<p>アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……………」のなかの同和問題の当事者の所を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p>	
239	女	60代	62	<p>1点目は、 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……………」のなかの同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。</p> <p>2点目 「また、人種問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心してりようできるよう」のあとに「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
240	団体	団体		<p>「基本認識」について</p> <p>○ コロナ禍で特定定額給付金10万円は、「世帯主」への配布だった。これにより、家庭内でDV被害や虐待を受けている女性や子どもたち、ギャンブル依存の父を抱える家族は受け取れなかった。また多くの女娃たちから「#世帯主ではなく個人に給付して」の声が上がった。このように災害時は、平時のジェンダーに起因する課題が顕在化する。また住民票のない人も受け取れなかった。本当に困っている人に支援を届けるは、家単位ではなく個人単位で行う彫要がある。</p> <p>○ 高齢単身女性の貧困は深刻である。「家」を中心とした社会の仕組みの中では、経済的な貧困はもちろんのこと、人間麗係からの疎外も抱えていることが多い。しかし住居・入院・施設入所などあらゆる場面で複数の身元保証を求められることが多い。これはDV被害者や虐待被害者・、外国人やホームレスの人たちにも共通する課題である。住居、医療や介護が、彼らのセーフティネットとして機能するような施策を望む。</p> <p>○ 社会の中で、女性に対し、容姿・若さを価値とする意識が蔓延している。高齢の女性労働者に対するハラスメントは、非正規や派遣など労働者としての立場が弱いことが多いため、差別意識と相まってより深刻である。また介護現場での介護労働者に対する高齢者からのハラスメントも許しがたい行為である。国や事業所は介護労働者をハラスメントから守り、仕事に対する誇りや愛着を大切にすることが必要がある。</p> <p>ハラスメントが限定された職場だけではなく、社会や家庭でも起こっている現実を踏まえ、ILO「ハラスメント禁止」条約批准に向けて取り組む必要がある。</p>
241	団体	団体		<p>1点目は、 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……………」のなかの、同和問題の当事者を被差別部落の人に書き換えていただきたい。</p>

			<p>2点目は、</p> <p>「また、人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるように」の後に、「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（被差別部落の女性・在日コリアンの女性・アイヌの女性など）のおかれている背景を理解した専門性のある人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p> <p>基本認識には、「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人閃であること、同和問題の当事者であること等を理由とした社会的困難を抱えている者がいるが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがある。このため、上記のような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。このため、男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。」と明記されている点は大変評価できる。</p> <p>しかし、「同和問題の当事者」という表記は、部落差別をした人も部落差別をされた人も指すものなので、ここでは「被差別部落の人」に書き換えていただきたい。</p>
242	女性		<p>1点目は「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等・・・」のなかの<u>同和問題の当事者を部落差別を受けた当事者に書き換えて頂きたい！！</u></p> <p>2点目は「また、人権問題が発生した場合に法務局、地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう」のあとに「さらには複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性・障害者女性など）のおかれている背景を理解した専門性をもった人権相談体制を充実させる」という文言を挿入していただきたい。</p>
243	団体	団体	<p>社会情勢の現状について、日本は世界の国々と比較しても、ジェンダー平等が進んでいない。この根本的な要因は、日本に根強く残る「家制度」にあるのではないかと。</p> <p>現在共働き家庭が全体の7割になっている。しかし税制や社会保障は「夫が家族を養い、妻がケア労働を無償で行う」という専業主婦をかかえる性別役割分業家族をモデルに設計されている。妻が年収を制限し、夫の扶養となれば年金や健康保険などの社会保険の掛け金を払わずに、給付を受けられる。これは女性に家事・育児を無償で行わせ、更に非正規労働に誘導する仕組みとして機能してきた。同時に「モデル世帯」ではない共働きや単身の人たちにとっては不公平な税制・社会保障制度である。特に子育てと家事をしながら働くシングルマザーにとって、再分配も恩恵もない。</p> <p>そして世界でもまれな同姓を強制する婚姻制度により、96%の女性が姓を変更し、男性の戸籍に入り、「嫁」と呼ばれる。TVでは、お笑いの人たちが「妻」のことを「嫁」と呼ぶのは当たり前である。当然男性は戸籍筆頭者であり世帯主である。</p>

			<p>「戸籍筆頭者であり、世帯主である男性」と「男性の家に入った嫁」という男女には経済的な問題も含めて力関係が存在する。DV夫が「誰に食わせてもらっているのだ！」と妻を追い詰めるのはよくある話である。</p> <p>ジェンダー平等を進めるには、性別役割分業を是とする制度を見直していく必要がある。またDVや虐待など、家庭が必ずしも女性や子どもにとって安全な場所ではない現実を直視し、家単位ではなくすべての個人にとって公平で安全な社会の在り方を模索するべきである。</p>
244	団体	団体	<p>○ セクシュアルハラスメント防止には雇用機会均等法の周知や啓発では不十分である。なぜなら相変わらず職場やその他の場所でセクシュアルハラスメントが減少するところか増え続けているからである。特に弱い立場の就活生や個人事業主への許しがたい性暴力を無くし、女性たちを守るためには禁止規定が必要である。</p> <p>パワーハラスメントも力関係の中で起こり、コロナ禍で増大している。</p> <p>根本的な解決は、国がハラスメントを禁止し、許さないことである。</p> <p>その為にもILOハラスメント禁止条約批准が喫緊の課題である。</p> <p>○ 家事・育児・介護負担のため、非正規・短時間労働に従事している女性は、企業規模によっては、厚生年金適用の資格がなく老後生活困窮者となる。</p> <p>企業規模要件の撤廃を求める。</p> <p>○ 再就職については、雇用によらない働き方やフリーランスの拡大が考えられている。しかし労働者として守られなければ、便利に使い捨てられる存在になる。どのような働き方であっても労働法で守られる労働者として処遇するべきである。</p>
245	団体	団体	<p>○ すべての年代に生じている女性の貧困は、コロナ禍でより深刻な影響を受けている。失職による生活の困窮などがシングルマザー・ネットカフェで暮らす人・大学生・外国人を直撃している。しかし特別定額給付金10万円は世帯主給付となった。虐待やDVや「ギャンブル依存の世帯主を抱える家族」や「家に居場所がない人」など「家」制度の枠から出た人々には、支援金は届かなかった。</p> <p>ホームレスの人たちも含めて災害弱者となる人たちにこそ支援が届くよう、個人への給付を望む。</p> <p>○ 高齢女性に対するハラスメントは、年齢・容姿を女性の価値とする意識が前提にある。女性を貶める時に使われる「ババア」などの発言やあらゆるハラスメントを許さない職場・社会をつくるためにILOハラスメント禁止条約批准が必要である。</p> <p>○ 非正規労働者の多くが女性であり、貧困の原因となっている。</p> <p>女性たちは「景気の調整弁」として企業に便利に使い捨てられる存在になっており、コロナ禍での雇止めも多い。希望する人には正規労働者への転換や非正規労働者の待遇改善が必要である。</p> <p>また非正規労働者の背景には、家庭内でケア労働を担っている、DVや虐待被害を受け社会生活が困難な状況がある。これら社会的にも弱い立場の人は、経済的な困窮だけでなく、性暴力を含むハラスメントを受けることも多い。総合的な支援が必要である。</p>
246	団体	団体	<p>・ コロナ禍での教育格差特にシングルマザーだと生活苦で教育格差が広がるのが心配・教育ローンを無利子でやって欲しい。・奨学金の援助を！・生活が安定していない事による子供</p>

				への虐待、食事内容や回数が減らして、生活を立てていて、病気等に続がって悪循環の連鎖になっている。
247	女	70代		母子家庭での生活は大変で、児童扶養手当が18才までということは、そのあと、高校・大学に行けない子供が多い。その後も引き続き、出してほしい。
248	女	70代	62	「…相談者が幅広く安心して利用できるよう」の後に「さらには、複合的な困難な状況におかれているマイノリティ女性たち（部落女性・在日コリアン女性・アイヌ女性など）のおかれている背景を理解した専門性を持った人権相談体制を充実させる」という文言を入れていただきたい。
249	女	70代	56, 62	「同和問題の当事者」を「部落差別を受けた当事者」に書き換えていただきたい。
250	男	40代		「同和問題の当事者」という表現を「部落差別を受けた当事者」に書き換えていただきたい。
251	男	70代	56, 62	「同和問題の当事者」を「部落差別を受けた当事者」に書き換えてください。
252	女	40代		基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……」のなかの 同和問題の当事者を 部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。
253	男	50代		基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……」のなかの 同和問題の当事者を 部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。
254	男	80代以上		基本的認識の8番目 「性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題の当事者であること等……」のなかの 同和問題の当事者を 部落差別を受けた当事者に書き換えていただきたい。
255	男	40代		「同和問題の当事者」という表現を「部落差別を受けた当事者」に書き換えていただきたい。
256	女	70代		シングルマザーへの支援、シングルファーザーよりマザーの方が深刻。
257	女	70代		⑤女性や子どもの貧困は複合的な解決が必要と感じる。
258	女	70代		③離婚に伴う問題の解決が求められる。 子どもの親権は夫婦間の問題に左右されることが多い。しかし子どもの感情は必ずしも離婚原因と一致するものではない。また、養育費が支払われていないことが子どもの貧困の原因になっている。より適切な対応が考えられないか。「子どもの最善の利益」を守りたい。
259	団体	団体		シングルマザーのダブル、トリプルワークをせざるを得ない実態を改善するよう明確に取り上げてください。

260	団体	団体	同性婚を可能にしてください。
261	団体	団体	同性婚を認めてください。同性婚を認めないのは、認めたら出生率が下がるからとかを聞いたことあるけど、異性婚でも産まん人はおるし、産むのが当たり前でもないと思います。
262	団体	団体	戸籍変更の必須条件を変えて欲しいです。社会で自分らしくありたいですし同性だとしても婚姻関係を結べるようになって欲しいです。
263	団体	団体	同性婚を認めてください。性別関係なく好きな人と結婚できる、それが受け入れられる世の中にしてほしいです。
264	団体	団体	性別の関係ない結婚ができるようにしてください。
265	団体	団体	性別関係なく結婚できるようになってほしいです。
266	団体	団体	どんな性自認、愛する相手であっても、公に結婚または事実婚が認められることを求めます。
267	団体	団体	同姓カップルまたはパートナー同士であっても子供が持てる仕組みを求めます。安全を公が確認し利用できる精子卵子バンク、養子縁組の門戸を異性カップル以外にも広げるなどを検討してください。
268	団体	団体	性別関係ない婚姻の自由が欲しいです。
269	団体	団体	多様性が認められる時代だといいつつ、国勢調査で同性婚はカウントしないなんて、おかしい。じぶんの現実をありのままに捉えることこそが、まずもって大事なのに。支えあって1つの家庭に責任をもつ、子育てだってするのだから、同性婚も異性婚も何も変わらない。異性婚だけが祝福されて、婚姻ができて、公的福祉が受けられるのは、本当に正しいあり方なのではないでしょうか。公的制度、公的福祉こそ、旗振り役になって、どんな婚姻も同じように尊重される仕組みを作ってほしい。日本に生きるすべての人の幸せのために。
270	団体	団体	LGBT に対する社会的な信用を確立すること(婚姻制度、子供を持つこと等)を求めます。
271	団体	団体	同性婚を認めてください。性別の問題だけで大切な人と一緒になれないのも変えて欲しい。
272	団体	団体	生まれ持ったセクシュアルマイノリティで結婚を諦めたくない。
273	団体	団体	男女だけじゃなくて、同性同士や、性不一致でも法的に結婚や入籍がしたい。
274	団体	団体	性別に関わらない婚姻制度を求めます。
275	団体	団体	同性婚を可能にしてください。特に問題ないのになぜ認めないのか疑問に思います。

276	団体	団体		性別に関係ない結婚を認めてください。いわゆる生物的な性別に捉われない自由な結婚を許してほしいです。愛し合っているならいいじゃない。男、女の枠にとらわれすぎてるからこそ男女間の不平等も生まれるんだと思います。
277	団体	団体		同性婚を法律で認めてください。たかが性別で権利と自由が奪われていいはずがありません。同性婚をしない人が同性婚を望む人によって不利益にさらされることはあってはなりません。
278	団体	団体		同性婚を認めてください。
279	団体	団体		同性同士の結婚を認めてください。マイノリティの存在を広めること、寛容になることを求めます。
280	団体	団体		性別関係なく結婚できるようにしてください。
281	団体	団体		今度の国勢調査で婚姻以外のカップルの調査数も集計してほしい。男と女だけでなく多様化するジェンダーに合わせて、みんなが参画できるように、誰も取り残されないように、まずは現状把握をしてほしい。
282	団体	団体		大学への進学ハードルを下げてください。男女で採点方法が変わることに処罰を求めます。また、奨学金制度を見直してください。大学進学が確定する前の高校3年生の2学期頃には奨学金が話題になります。高校生に借金を背負わせないでください。私は奨学金を借りました。友人は奨学金では足りず教育ローン学資保険と複数申請しました。学生に借金を背負わせないでください。借金をしなくても進学できる社会を望みます。
283	団体	団体		同性婚を認めてください。
284	団体	団体		同性婚の実現を求めます。
285	団体	団体		女性の活躍のために、単独親権による性別役割分業の固定化を終わらせてください。夫と子どもの親権をめぐる争いが既に一年を経過しました。ある日、夫が子どもを連れ去り、離婚調停となりました。夫も私も共働きをし、共に子どもに対する想いがあり、互いに一歩も引けません。過去、母親であっても親権を手放したばかりに子どもと会えなくなったという話を聞くと尚更です。しかし、本来共同親権であったなら、離婚裁判のために多くの時間と弁護士費用をかけることがなかったと思っています。アメリカでは女性の社会進出のために、40年も前に共同親権が導入されたと聞いています。日本が単独親権を維持する理由がわかりません。
286	その他	20代	52	2019年にILO総会において採択された「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(第190)」では、加盟国にジェンダーに基づくものを含め、仕事の世界における暴力とハラスメントを定義し、禁止する法律や規則を制定や被害者の救済と支援へのアクセスの確保なども求められている。男女共同参画会議暴力専門調査会の報告書「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」(2019・4)においても、「行為者に対して刑事罰による制裁を科すことや、被害者による行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律で新たに設けることについて」「その必要性も含め中長期的な検討を要する」「職場におけるセクハラは許されないものである」という趣旨が法律上で明確化されることになれば、職場にお

			けるセクハラ対策の実効性も一定程度向上していくことが期待される場所である」とされている。以上のことから、ILO条約を批准するためにも、セクシュアルハラスメントを禁止し、被害者の救済と支援が確保される法制度整備をすべきである。・専門調査会報告書には、「教育やスポーツをはじめとする、労働分野に限らない領域におけるセクハラについて包括的に規定するような法制化についても、その必要性の有無を含め、中長期的な課題として検討していく必要がある」とされていることから、「効果的な被害防止策を講ずる」だけでなく、「法制化」も検討すべきである。具体的な取組として、性的指向・性自認(SOGI)に関するハラスメント対策について明記すべきである。特に当事者の了承を得ずにその?が公にしている性自認や性的指向を暴露することなどは、場合によっては当事者が自殺に追い込まれる危険性もある。・就職活動やインターン、教育実習など「雇用」されていない学生、フリーランスや請負で働く者に対する実効性あるセクシュアルハラスメント対策が必要である。ILO条約の保護の対象となるのは、いわゆる労働者に加えて、上記の者を含む幅広いものになっている。・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に盛り込まれた「児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員」「保育士等」が再犯を行わないための対策について、セクシュアルハラスメント対策に盛り込むべきである。
287	団体	団体	賃金格差のそのセーフティネットが性産業・風俗業であるのも納得がいきません。男女で賃金格差がなくなれば、リスクがある仕事をしなくて済む女性もいるはずです。
288	団体	団体	同性婚を認めてほしいです。同性でも結婚していいし、異性でも籍を入れなくてもいい。当事者が選びたいと思った選択肢を、不当な制限なく選択できる日本であってほしいと願います。
289	団体	団体	性別関係なく結婚が出来ることを求めます。
290	団体	団体	同性での結婚を認めて頂きたいと思います。また、同性で結婚した場合の里親も認めて欲しいです。生産性がないとは心無い意見です。ならば子供が産めない、産まないと決めた夫婦はどうなんでしょうか。
291	団体	団体	学生の制服も性別問わず着れるようなユニセックスな制服にして欲しいと考えます。自分の性に違和感を感じる人もいる中で、身体がそうだから。とスカート、ズボンを強制されると人格を否定されているように感じてしまいます。
292	団体	団体	もっと誰もが生きやすいような世の中になって欲しいと心から思います。私は普通に女性として生きてきたがLGBTや性に違和感がある方に偏見なく生きてきました。むしろ堂々としてる人達には幸せな気持ちにさせてもらいます。何も悪いことをしていない人が周りを気にしながら生活するのは違うと思います。誰しも幸せになる権利があるのだから尊重すべきではないでしょうか。
293	団体	団体	貧困家庭にフードバンクを提供をするのは良い事ですが個人が欲しいと思う物を支援者が買うというシステムを作って下さい。
294	団体	団体	同性婚を認めてください。同性婚を認めて欲しいという声に否定的な意見を度々耳にしますが、いつも1ミリも理解できません。悪用される?異性婚だって悪用される時はされます。
295	団体	団体	身の回りに同性パートナーを持つ人がいない?貴方の周りの人が世界の全てではないです。少子化が進む?同性愛者の方々は結婚ができようができまいが異性のパートナーと子供を持つことはないのではないのでしょうか。むしろ正式に同性婚が認められれば養子として身寄り

			のない子供を家族に迎え入れてくれる人がいるのでは？同性婚が認められることによって、何が困るのが分かりません。
296	団体	団体	すべての人が自由に結婚できることを求めます。
297	団体	団体	同性婚が認められる社会を求めます。
298	団体	団体	結婚が性別関係なく自由におこなえる社会になって欲しいです。
299	団体	団体	養育費の請求を確実にしてほしいです。
300	団体	団体	トランスジェンダーの方への差別はあってはならないですが、それは学業や就職などの社会性ソフトの面での差別であり、トイレや風呂など肉体的な差に基づく区別は単なる区別であり差別ではないので、女性を自称する男性の肉体を持つトランスジェンダーが女性専用施設に入るのは禁止するようにしていただきたいです。
301	団体	団体	国にお願いしたいことは、性別にとらわれない制服を選べる国にしてもらうことです。
302	団体	団体	女性人権・労働者人権・外国人権など重視とリスペクトを求めます。
303	団体	団体	性別関係なく結婚できるようにしてください。
304	団体	団体	結婚に相手の性別は関係ないと思います。同性間でも結婚出来るようにして欲しいです。また、法的に結婚できないと(事実婚では)臓器移植の親族優先提供の中の配偶者にもなれません。相手のことを想ってるのは異性間の結婚でも同性間でもその他でも変わらないのに、と思います。
305	団体	団体	性的志向に関係なく誰でも結婚できるようにしてください。
306	団体	団体	異性婚以外も認める婚姻制度に変えてほしい。
307	団体	団体	性別/性自認に関わらず婚姻関係を結べ、現状の婚姻関係にある男女と同様の特典を享受できる制度にして頂きたいです。
308	団体	団体	現状では重病/重傷時に家族でないと病室に入れないという話を聞くが、こちらは現状でも事実婚の男女は入れないのでしょうか？
309	団体	団体	こちらは性別に関係なく、すべてのパートナーが入れるようになってほしい。性別に捉われない婚姻というよりは、パートナーシップ制度がより充実して行くと良いのかもしれない。
310	団体	団体	性別関係なく結婚の自由を！少数派の存在を無視しないでください。
311	団体	団体	異性/同性同士結婚できる社会が欲しいパートナーシップ制度は異性婚とまだまだ差がありすぎる

312	団体	団体	結婚の際苗字を変更しない選択ができるようになりたいと思います。
313	団体	団体	男女関係なく結婚の自由が欲しいです。
314	団体	団体	性別関係なく結婚できる制度にしてほしいです。パートナーとの別姓を認め、それらのことを、憲法を改正するのではなく、民法を改正する形で実現してほしいと思います。
315	団体	団体	性別関係なく結婚ができるようにしてほしいと思っています。
316	団体	団体	男女の性の多様化にしていき、男か女にとらわれないようにする。性別の変更も診断によってスムーズにしてほしい。
317	団体	団体	同性婚をしたい人に、選択肢を広げてほしい。同性で結婚しても子供は養子縁組とかで迎える事もできるし、異性同士の結婚だけに拘る必要がない。
318	団体	団体	子供が欲しい夫婦や家族に養子縁組ができるようにもっと周知してほしい。
319	団体	団体	既存の“男性らしさ”や“女性らしさ”だけに縛られるのではなく、個人の“その人らしさ”を重視する社会になってほしいです。LGBTではなく、LGBTQ+としての表記を広めてほしく思います。恋愛感情と身体関係を持ちたいという欲求がかならずしもセットではない人々（ノンセクやアサクシャルなど）もいるということを広めてほしく思います。
320	団体	団体	国全体でLGBTQへの差別禁止・同性婚かパートナーシップ制定・子供から大人まで教育が行き届くようにしてほしいです。性的指向や性自認への差別も条例で禁止されていないため、LGBTをからかったりいじめたりする場面を止めてきました。ひとりの人として自分らしく生きていけるように守ってください。
321	団体	団体	同性婚を認めてください。何の不都合があるのか全く分かりません。
322	団体	団体	同性の間でも異性婚と同じくパートナーシップじゃない結婚制度を求めます。
323	団体	団体	ひとり親家庭の貧困問題では、同じひとり親でも女性の方が圧倒的に非正規率が高いです。こうした雇用における男女差別についてもっと大きな項目で目標に掲げて欲しいです。
324	団体	団体	制服の自由選択化と同性婚を認めてください。生まれた性別で制服を決める意味って何ですか。僕自身トランスジェンダーで、中学入学から1年間苦しい思いをしてきました。スカートは履きたくないのに、女子だからという理由で、毎日女子の制服で通学しなければならない。こんなのナンセンスだ。同性婚は何故認められないのですか。異性間のカップルと同じような気持ちでも、同性だから結婚できない。変えてほしい。
325	団体	団体	誰がどうみても、同性婚が法律で認められないのは不平等以外なにもものでもないと思います。異性愛者だけが特権を獲れるような、そんな差別的な法律が今現在、あるのであるならば、今すぐにでもそんな差別でいじめめな法律があるのならば、すぐに改正しなければいけない法律と誰しもわかるのですが、なぜ変えないのですか？国が不平等を良しとしないで下さい。
326	団体	団体	わたしは女性に生まれましたが、性別に関わらず好きになった人が好きです。相手の性別によって、結婚できるかできないかが定められている現状に寂しさを感じています。わたしは

			ただその人のことが好きなだけなのに。同性婚を認めてほしいですし、すべての人に結婚の自由を認めてほしいです。「女性は結婚して家に入る」というステレオタイプも変わっていくことを願います。
327	団体	団体	同性婚を認めてください。異性と恋愛して結婚して、子供を産むのが当たり前のこの世の中が嫌いです！！私は卵巣の病気で子供が作れないからと言うの也有ります。今のパートナーは同性で、子供を産んでくれました。早くパートナーと子供が戸籍上にも本当の家族になりたいです！
328	団体	団体	異性愛者じゃなくても差別されないこと、異性愛者と同じように家を決めたり、結婚したりという選択が出来ることが当たり前になることを望みます。
329	団体	団体	どの性別の組み合わせでも結婚できるようにしてほしいです。私はXジェンダーですが、今の制度のまま男性パートナーと結婚すると女性として扱われ苦痛を感じます。また結婚する時にどちらかが姓を変えなくてもいいようにしてほしいです。
330	団体	団体	生殖機能を維持しているトランスジェンダー用の産婦人科や泌尿器科などの役割を担う病院もできると助かります。
331	団体	団体	同性婚を合法化すべきです。その人の性別によってこれはできない、あれはするべきではない、こうあるべき、といった考え方はこれからの時代には無くなってほしいからです。また、すべての人が自分自身を守れるよう、自分の大切な人を守れるよう、正しい性教育の普及が本当に必要だと思います。
332	団体	団体	2年近く付き合っているアメリカ国籍の私立校の教師をしている彼女がいます。彼女は自分のレズビアンとしてのアイデンティティを大切にしている、ただ生徒に私には彼女がいると公言していたことが原因の一つとして雇用契約を打ち切られました。また、彼女は働き続けていないと就労ビザで日本での滞在ができなくなるため、不当な解雇をされたことへの悲しみや怒りを感じながらもすぐに次の職探しをしなければなりません。しかも彼女がそのような焦りながら就職活動をしなければならないのも私たちが女性同士のカップルで結婚が出来ず、彼女が永住権を取得することができないからです。このような社会状況でオリンピック開催にふさわしいおもてなしを重視した先進国であると声を大にして言える国に疑問を感じます。形だけで国際化などと言う前に、まずは自国に住んでいる外国人の保証やジェンダー問題に向き合ってください。
333	団体	団体	異性同性トランスジェンダー関係なく結婚出来るようにしてください。公的書類は難しいかもですが、履歴書や保険等申し込みの性別欄の廃止もしくは選択肢の増加。
334	団体	団体	同性同士でも結婚できるようにしてほしい。
335	団体	団体	どの性別の人とも結婚できるようにしてほしい。
336	団体	団体	生殖能力で人を判別しないで欲しい。性別欄を、自認性と身体の性に分けて欲しい。その際、その他の欄もほしい。
337	団体	団体	テレビで特に女性の見た目を揶揄されるのがしんどい。そのような番組を避けていても、どうしても避けられない時がある。
338	団体	団体	相手の性別に関係なく自由に結婚できるようにしてほしいです。

339	団体	団体	同性婚できるようになってほしいです。他の先進国と比べても、日本は考えが古く遅れていると思っています。
340	団体	団体	養育費の支払いをもっと徹底してほしいです。
341	団体	団体	離婚後、養育費の支払いから逃げられない仕組み作りを求めます。また、養育費未払の人には罰則を与えてほしいです。
342	団体	団体	離婚した場合、共同親権をもっと認められて欲しいです。
343	団体	団体	同性婚ができる世の中になってほしいです。パートナーシップではなく、通常の結婚と変わらない制度を求めます。
344	団体	団体	住居などの契約も同姓同士で住める環境が増えてほしいです。
345	団体	団体	発達障害、持病、精神疾患、LGBTQ等の理解の促進に対する補助やサポートの向上を求めます。
346	団体	団体	女性やハンディがある人でも正しく評価される世の中になることを求めます。
347	団体	団体	同性カップルがいわゆる「結婚」と同じステータスを得るべきなのは当然だと思うけど「結婚」の概念に「男女間」という要素がなぜ含まれているんですか。
348	団体	団体	相手が同性ってだけで好きな人と結婚して子育てできない日本。変えてほしいです
349	団体	団体	誰もが結婚できる/しない自由を求めます。
350	団体	団体	誰もが子育てできる/しない自由を求めます。セクシャルマイノリティは居ます。存在を無いものとしなくてほしいです。異性カップルは「当たり前」に法で守られているのに、私たちには適用されない。セクマイも国民です。法律で守ってください
351	団体	団体	同性婚を可能にしてください。
352	団体	団体	貧困女性が行き着く収入源が、水商売及び、セックスワークしかないという事実に嫌気が差す。こういった環境では労働条件が不安定であるだけでなく、犯罪や暴力事件に巻き込まれ易く、貧困リスクが高まる。国が改正すべき点としては、最低賃金の引き上げ、社会保障や税制における標準モデル世帯の見直し、児童扶養手当の底上げ、また長期的には、相談支援窓口の充実である。
353	団体	団体	この声が届く事を信じたい。
354	団体	団体	パクス婚や性別を問わないパートナーシップ制度の導入をしてください。学生制服のジェンダーフリーor ユニセックス化を求めます。ランドセルのユニセックス化してください(例え男児が淡い紫等を選んでも親によって止められないような売り場の工夫)
355	団体	団体	性別関係なく結婚が出来るようにしてください。

356	団体	団体	SOGI に関わらず結婚が自由にできる社会の実現をしてください！
357	団体	団体	同性愛が異性愛と全く同じ扱いを受けるようにして欲しいです。法律的に結婚を認めること、同性愛に後ろ指を指すことがないよう徹底的な教育制度を確立して欲しい。 偏見の目を持つ世代は新しい世代や若者ではなく高齢者や中高年に多いので、そういう方々の意識を変えるアプローチで変えて行って欲しい。特に教師に対しては意識改革を早期に行って欲しい。
358	団体	団体	同性婚を法整備してください！ 現在社会は男女二元論をもとに成り立っているの、「男女」共同参画になってしまうのは仕方がないのかもしれませんが、ですが、もし本当に多様な性で成り立っている社会の現実を反映するとしたら、なぜノンバイナリーや男女二元論に当てはまらない性自認の人も含む、インターセクショナルリティに配慮した名称にしないのでしょうか？あまりの性的マイノリティへの言及の少なさに言葉が出ませんでした。
359	団体	団体	結婚しても自分の名乗りたい名字で生きたいです。選択的夫婦別姓を求めます。
360	団体	団体	女性が貧困から風俗業界に流れなくて済むように対策をとってほしいです。
361	団体	団体	同性婚、多様な家族の形を認めて欲しいです！！
362	団体	団体	同性婚が認められないのはおかしいです。異性婚では将来どんな家族を形成していくか(子供を設けるか、設けないかなど)問われることはなく結婚ができるのに、同性婚になった途端異性婚と同じような婚姻制度を利用出来ないのはおかしいです。
363	団体	団体	同性婚の認可が必要。愛する人と法的に家族になる権利は全国民が持っているはず。
364	団体	団体	結婚のあり方を生殖の観点だけでなく、共同体的に考え、同性同士や友人同士でも、結婚と同等の関係と社会保証を得られるようにして欲しい。
365	団体	団体	同性婚を認めて欲しいです。
366	団体	団体	離婚後の元配偶者の子供の養育費未払いには厳しい罰則と防止策をつくってほしい。
367	団体	団体	トランスジェンダーが戸籍上の望む性になるのに手術を不要にしてほしい。海外ではトランスジェンダー同士が結婚し、揃って手術を望まなかったため戸籍上の性別変更後、夫にあたる人が妊娠・出産した例もあります。
368	団体	団体	性別関係なく結婚できるようになってほしいです。
369	団体	団体	LGBT など性の多様性について、記載して欲しいです。同性婚やパートナーシップ制度についても記載してください。
370	団体	団体	同性婚を可能にして下さい。
371	団体	団体	また、同性婚も法的に可能にすべきではと思います。好きなったのが同性であっただけなのに、なぜ異性同士でないだけで法的に守られる存在にならないのでしょうか。 その理由

			が生殖的な部分であるとしたら、いよいよ差別であると思わざるを得ません。性別が同じでも、違っても、自分で認識してる性別がなくても、等しくみな人です。現状の社会をを省みるに 労働も、婚姻も、性別など関係なく「人」という文字の成り立ちのように人と人が支え合える(パートナーになれる)社会になれば、より豊かな社会になると信じてなりません。
372	団体	団体	同性婚を実現させてほしい。
373	団体	団体	同性婚がしたい！たとえ同性婚がすぐにはできなくても、同性カップルにも夫婦と同様の支援をしてほしい。
374	団体	団体	異性愛前提で話が進まない社会。多様性を認めてほしい。
375	団体	団体	同性婚を認めて欲しいです。
376	団体	団体	とにかく同性婚の法制化を求めます。
377	団体	団体	同性婚を認めてほしい。
378	団体	団体	性別に関係なく結婚の自由がほしいです。
379	団体	団体	同性婚が当たり前になってほしい。結婚は、異性愛者だけの特権というのをいい加減変えるべきです
380	団体	団体	同性婚が法的に認められてほしいです。
381	団体	団体	同性婚を認めてください。生きやすい選択肢を増やして欲しい。
382	女	20代	<p>▼夫婦別姓について</p> <p>素案自体に言及がないことに疑問か?ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のキャリア形成において結婚によって苗字が変わることで被る不利益は大きく、それが男性に強いられていない現状そのものがジェンダー間の不平等をもたらしていると言える。</li> <li>・内閣には保守的な声をあげる方々が多いと察するが、古い家制度を踏襲したような今の制度は現在の女性のライフスタイルや、この男女共同参画基本計画にそぐうものではないと強く感じる。</li> <li>・女性が当たり前のように結婚により苗字を変えなければならない、ということが何を意味するのか、せめてより多くの国民による議論の場を増やすことにメディアも巻き込んでより積極的になってほしい。</li> </ul> <p>▼同性婚について</p> <p>こちらも言及がないことにも疑問を呈する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとに存在しているパートナーシップ制度と籍を入れることは社会的に得られる扶助</li> </ul>

			<p>の面からみても違いが明らかである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰を愛するかを意味する「性的指向」は同性に限られるべきものではなく、真の意味での平等を目指すにはぜひこの部分に対してもより積極的に国民をコミュニケーションをとっていただきたいと切に願う。</li> </ul> <p>▼より多様な性に対する理解を</p> <p>素案第6分野 p62 に「性的指向・性自認」に対する言及があるが、男女共同参画基本計画そのものが性的アイデンティティが男か女かの2極化されている前提であることに疑問を呈する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の多様な生き方をバックアップするなら、まずそもそも多様な性に関する理解も必要なのではないか。</li> <li>・素案の内容はこの点に関して網羅されていなく、具体的な対策も示されていない。</li> <li>・より多くの国民が社会から押し付けられた性的価値観や指向にとらわれず生きることができるよう仕組み作りを積極的に求める。</li> </ul>
383	—	30代	<p>セクハラ・性暴力には正しい厳罰を。      不起訴ばかりで、またその理由も不透明なおかしいです。      不起訴はありえない、それでも不起訴であるならその理由を明確にすべき。</p> <p>性教育はセックスの方法を教える教育ではないです。      生、命の教育です。自分を大切にする事、相手を大切にする事。      子ども達に何も教えないままでは不確かな間違った情報や知識だけが一人歩きし、望まない結果を生み出します。      教える側がセックスの方法を教えるだけ、と間違った認識をしている場合もあるので、きちんと的確な外部に依頼をする、など、教える側の知識のアップデートも必要です。</p> <p>結婚する際に女性側が苗字を変えないといけない、という法律はありません。本来どちらでもいいはずですし、夫婦別姓の選択肢があっても何も支障はないはずですし、夫婦同一性をなくすのではなく、夫婦別姓も選択出来る制度を望みます。</p> <p>離婚した際に子どもがいれば、子どもは母親側が親権・生活を共にする事が多いと思いますが、共同親権には断固反対です。もしそういった制度が活用されるにしても、もっと慎重に議論すべき内容です。      親の為ではなく、子どもの為です。      また、離婚して音信不通の父親が生活保護を申請したら子どもに援助出来ないか？と封書を送ってくるのに、父親の養育費不払いに対しては何もアクションなく、父親の逃げ得・母親と子ども側は泣き寝入り、アクションを起こすにしても多大な労力金銭が必要になるのは制度としておかしいです。      また養育費も払わないのに父親だと言うだけで、別れた子どもの住民票を好きに閲覧出来る、というのも母親・子ども側のプライバシーをあまりにも軽く見ている証拠だと思いま</p>

			<p>す。</p> <p>女性や子どもは、男性の家来や下僕ではありません。</p> <p>女子差別撤廃条約の選択議定書に批准を望みます。</p> <p>素案に「早期締結について真剣に検討を進める」とありますが、第三次計画（2010年）つまり10年前から同じ文言が記載がされていますが、一体いつになったら進むのでしょうか？ 今回の第5次での締結を望みます。</p>
384	女	70代 80	<p>「男女の多様な選択を可能とする育児、介護等を支援」する上でその前提となるのが、家事、育児、介護等の無償労働を主に女性が担っている日本の現状をジェンダー統計により明確に把握し、男女の無償労働の顕著な偏りを是正するための各種制度等の整備のための基本認識とすることである。</p> <p>北京行動綱領では、女性の無償労働の量的把握が重要とのグローバルな指針が示され、日本でも社会生活基本調査の生活時間データを基にその測定が継続的に行われてきた。しかしこれまで、それらのデータは男女共同参画政策に十分活かされていない（3つのRの実施）。この現状を改善し、男女共同参画の視点に立つ各種制度等の整備に最大限活かす必要がある。第5次計画においては、女性差別撤廃委員会一般勧告16号、17号（1991年）の内容に沿って、各分野の政策実施においてこの視点を堅持する必要がある。家事、育児、介護などの無償労働はSDGsでも重要な位置を占める。日本は男女格差が先進国中最大で、これが男女の収入格差や少子化の大きな要因の一つとなっている。女性の無償労働は女性に対する搾取の一形態（さまざまなケア労働、エセンシャル・ワークにおける「やりがいの搾取」など）であり、コロナ危機のなかで、その問題点が顕在化している。シングルマザーへの各種支援の充実や家族経営への支援、社会保障制度の充実は、今後5年間の男女共同参画・女性活躍政策の要である。</p>
385	女	30代	<p>以下を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どの分野の仕事においても男女の数が平等になる数値目標</li> <li>・ 政治家（内閣）の男女平等</li> <li>・ 平均年収の男女差の撤廃</li> <li>・ 男性にしかできない仕事、女性にしかできない仕事の撤廃（パワードスーツ等の普及）</li> <li>・ セクハラ、パワハラの厳しい罰則化（職場復帰を許さない）</li> <li>・ LGBTQ への社会的配慮</li> <li>・ 選択的夫婦別姓の取り入れ</li> <li>・ 世帯主制度の撤廃</li> <li>・ 性暴力への厳しい罰則化、抵抗しなくても（できなくても）犯罪として取り扱う</li> <li>・ 被害者が加害者に個人情報や渡すことなく起訴できる制度</li> <li>・ 女性を軽視する報道、CMの撤廃・罰則化</li> <li>・ 女性に対する施策を当事者以外（男性）が決めることの罰則化</li> <li>・ 職場への女性用トイレや女性用更衣室の設置義務化</li> <li>・ 同性同士による婚姻</li> <li>・ 不妊治療の無料化</li> <li>・ 公共交通機関のベビーカーの取り扱いのルール化、ベビーカーに対する嫌がらせの厳罰化</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・痴漢（触れないものも含む）への厳しい罰則、公共交通機関への対策の義務化</li> <li>・男性への育休・産休の義務化（3年）</li> <li>・育休・産休を拒む会社への厳罰化</li> <li>・低容量ピルの無料化</li> <li>・薬による中絶法の採用</li> <li>・セカンドレイプの厳罰化</li> <li>・男性への墮胎罪の適用</li> <li>・男女は違うものだという教育の撤廃</li> </ul>
386	—	40代	<p>ジェンダーギャップ 121位は納得の結果。就業での差別が酷いが医学部不正入試は学問の平等の希望さえ打ち壊した。出産育児が迷惑がられ貧困リスクも高くなる国では少子化もなるべくしてなっていると思う。氷河期で就職案内が送られるのは成績に関係なく男子のみ。データでは未だ高等教育は男子優先の家庭が多い。企業では大黒柱だからと男性だけが正社員登用、役職はほぼ男性、女性は面接で数年内に出産予定が無いと聞かれれば不採用。結婚で96%が男性の姓にされ、夫が転勤なら賃金の低い女性が退職、不妊治療の通院は男性が原因でも女性だが、治療もフレックスや理解が無ければ退職か子供を諦める事に。やむを得ず産休育休も諦め退職しても、今度は保育園に入れず、預け先が無いから面接に行けない、子がいると雇って貰えない。保活は母親事、やっとあっても低賃金パート、共働きでもワンオペ育児。元の会社に復職したが子供がきっと熱を出すよねと実績に関係無くバイトにされ、以前と同じ仕事で賃金は4割にメンタルを壊す。出産で穴を開けた懲罰。将来の年金も大幅ダウン。賃金が減った分、年金を増やすのが道理だと思う。子を持つ女性の正社員比率は8%。フルタイムで働いてもOECDで突出のシングルマザーの貧困率。人事部からは時短を取るなら契約社員にはなれない、10年働いても1度辞めたから就業1年後からしか時短は取れないとされ、社則があるか聞くと慌てて労使協定を締結。時短が取れずお迎えはいつもラスト。皆出産で産まれ高度成長期は人口ボーナスの恩恵なのにそんなに出産って迷惑でしょうか。少子化は国難と言っても、学生で産んだら女性は退学させられ貧困の道へ。仕事と育児の両立も困難で、不妊治療で2人目なんて物理的・精神的・経済的に遠い夢。口座は別々でも子供手当も給付金も父親に入る家父長制。バイアグラは半年でもピルは認可に34年、緊急避妊薬は女性が悪用するからと入手し辛い国。男児女児の損害賠償額の差、世界唯一の強制的夫婦同姓、中絶はWHOから時代遅れと言われる搔爬法。90年代に留学したロンドンの大学ではジェンダーは必須だった。日本でも性教育、人権教育と共に必須にしてはどうか。既得権男性は反対するかもしれないが、女性が構造的差別により決定権のある立場になれないならクォーター制を導入しダイバーシティの視点を活かさないと日本は益々世界に遅れ衰退の一途を辿ると思う。</p>
387	団体	団体	<p>1. 家族の子育てや介護等に専念し離職している男女へ、家庭・社会福祉の担い手として「現金給付」（庶民生活水準を踏まえると、担い手一人当たり最低10万円/月。物価の上昇により毎年見直すこと）</p> <p>「現物支給」（子育てや、介護を行うにあたり必要なものをリユースも含めて支給）</p> <p>「各種セラピー（民間療法含む）利用費助成」（民間療法を含まないと、薬害の問題も不安なので、個人が体質や希望に合わせて心身の回復を図りながら長期的に介護や子育てに取り組めるように）</p>

			<p>を与える。</p> <p>2. 65歳前後で経済活動（収入を得ること）から退いても、その後の生活を一切心配しないで済むように年金制度を庶民目線で改革すること。</p> <p>3. 市民が経済活動から退いた後、地域づくり（子育てや若年者への様々な教育）に関わることを推奨する意味で、60歳以上の退職者が、地域コミュニティに関わる行動をとった際、現金手当を支給する。 例えば60歳で製造工場を退職後、近くの小学校で絵本の読み聞かせをする場合等。 60歳前後（55歳～65歳の間）で退職した場合に限る。</p> <p>4. 男女共同参画について詳しく知ることが出来る冊子を 祖父母手帳、父子手帳として、母子手帳を受け取った母親の家庭へ届ける。 これに関連して、母子手帳から「親子手帳」という名称、中身に段階的に変化させていく。 親子手帳一冊で、従来の母子手帳並びに祖父母手帳・父子手帳が不要になっていく。 母親が孤独に妊娠期を過ごしたり子育てをすることを否定する意味で。また、新しい命の誕生を機に家族の絆を深められるように。</p> <p>5. 母親の育休と同期間、父親の育休取得を義務付け、 守れない職場には罰金もしくは、一定の取得数があった職場には奨励金を支給。 育休取得のタイミングは 「二人同時」（父母で同時に産前1か月、産後半年取得。二人とも7か月間の取得） 「ずらして取得」（母親は産前三か月と産後8か月。父親は産前2週間、産後10か月と2週間。二人とも11か月間の取得） 「入れ替わりに取得」（母親は産前2か月、産後10か月。母親が育休を終えてから父親が1年間取得）等 以上、例を挙げたが、父母ともに連続の期間でなくとも良しとする。 いずれにしても父母で「同期間取得」ということを義務付ける。 それに伴い両親学級を充実する。 自治体の両親学級以外に民間の関連講座受講費用を助成。</p>
388	女	10代以下	<p>まず初めに、そもそものこと長年放置していた法律及び現状を見直していくべきなのではないのか。例えば博物館は、登録博物館や博物館相当施設などが増加し、地方の活性化への足掛かりになれるだろうが、数が増えすぎである。登録博物館と博物館相当施設の差はほとんどないし、差をつけている意味があるとは思えない。変に分けているからどんどん増えているわけだし、マンネリ化して地方創生に貢献するとは思えない、土地と資金が勿体ない。そこを削ればそれこそ男女共同参画に回す資金も増える可能性がある。とまあ、法律と現状を見比べて考え直すべきであると思う。</p> <p>次に、ジェンダー平等や結婚について、男女どちらの性別でもない人や性同一性障害の人、同性カップルについても共同参画を当てはめるべきではないのだろうか。男と女という明確</p>

			<p>な性差がある人間への法の支援は手厚いが、そうでない人間に関しては法の擁護がまだまだ足りない。男女共同参画も大切だが、いい加減こういったものも含めた施策を講じるべきではないのだろうか。</p> <p>次に、虐待系に関してだが、私の友人のクラスメイトは虐待を受けていたが大っぴらにしたいくないようで教師に尋ねられても何でもないように振る舞っていた。こうした大人が見守ることしかできない状況で大人がどう動くべきかのマニュアルのようなものはあるのだろうか。また、もし介入するとしたら、行政がよその家庭の事情に首をつっこむ覚悟はあるのだろうか。</p> <p>最後に、別に個別に回答はしなくてもいいが、我々の意見を積極的に反映してほしいと思う。見て見ぬふりなど言語同断。現在の政府は行動が遅い。2020年に情報産業で日本が最先端を走ることを目標に掲げていた安倍政権は結局達成できていなかったわけだし、アベノマスクも配布されても逆に処理に困る事態に陥っている事業所もある。現状把握に積極的に努め、地方の末端でもそこから上がる声を無視してほしくない。</p> <p>政治に疎い自分の拙い意見ではあるが、政治を理解していない国民の言葉を蔑ろにしないでほしい。</p> <p>どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
389	女	50代	<p>日本においては、女性が不利益を被っている状況は明らかです。特に雇用の現場においては、女性は低賃金のまま貧困ラインで生活している女性がとても多い状況です。</p> <p>ジェンダーギャップ指数を見ても、日本は男女平等の意識や政策において世界から取り残されている状況と思います。特にひとり親の貧困については先進国中突出している状況です。</p> <p>もう一步踏み込んだ政策や意識改革を推進していただけたらと切に願います。</p>
390	女	40代	<p>p. 2</p> <p>男女が自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる社会というあり方は根源的に「(ある一定の)能力中心主義」に陥る罠となりうる。</p> <p>どんな経済状態であれ「根本的な人権の尊重」は強調しすぎることはない。能力開発が男女共同参画のコアではなく、どのような立場であっても暴力にさらされない・安心・最低限の尊重が守られる社会にすることが男女共同参画のテーマのはずだ。そして男女共同参画の場合は、ジェンダーに焦点を当てながらも、いかなる立場であっても暴力にさらされない・安心・最低限の尊重が守られる社会を作ることが求められると考える。活躍しようが住まいが、安心して生きられること。さらにキャリアよりもまず、いかなる人も、女性も生活できる賃金を、そして働けなければそれに代わる福利厚生の実充が、男女あるいはそれ以外の性別の人々の幸せにつながるはずである。</p> <p>また共同参画案は分野別となっており、これらの分野は便宜上のものと考えられるが、現実の問題はこれらの分野を横断して、複合的な問題として現れる。</p> <p>つまり一つの分野だけが突出して改善されても他の部分がダメならば結局は女性の社会的地位も、多様性のある社会も、あるいはその多様性をきちんと認識できる社会も、実現からは遠いのである。</p>

391	女	40代	<p>例えば第二分野および第六分野 例えば週2-3の労働は「第3号年金」の女性（いわゆる“主婦”）だけを雇うというかたちはやめて、精神疾患を抱えている人も含め、少しの時間でも働ける環境を作って欲しい。そして、この時代はもはや賃労働だけで生きていける人だけとは限らない。賃労働+生活保護などの社会保障など組み合わせて働くなども必要な状況になっていく。フルタイムで働ける人への過剰な負担は避けるのは絶対だが、同時に少しの時間しか働けない女性たちが働きやすい環境をも作るべきだ。男女共同参画センターは女性の非正規労働者が多く、資産やキャリアが蓄積できない問題がある。男女共同参画の足元に貧困や非正規労働者の問題があるが、これらをどう考えたらいいのか？</p> <p>それは第6分野と第7分野についても言える。貧困と健康問題は非常に深くつながっている。精神疾患も含め、貧困に陥る決定的なトリガーは「病」であることが多い。病に陥ったらずぐに生きていけなくなる社会では困る。女性であればなおのこと、今回のコロナでわかるように、非正規で仕事を切られる。その衝撃は心身の健康にまで及ぶのである。</p>
392	女	50代	<p>全体を通して、女性差別を是正し人権を重視する方向でなく、女性を活用し経済政策に利用しようとしていこうとするような素案になっていて、これではいつまでもジェンダー平等が成されないような計画だ。</p> <p>ジェンダー平等を社会変革として諸外国の水準を目標とし「女性差別撤廃条約」の実施を監視するための「女性差別撤廃条約専門調査会」を設置するべきである。</p> <p>ジェンダーギャップ指数にも示される通り、女性に対する差別があるのだから、差別をなくすことを目的とした具体的な政策を示し、それにかかる調査を行い統計を開示し、明確な数値目標を示してほしい。</p> <p>202030がなぜ達成されなかったのかの総括がない。これは本来すでに達成されていなければならないはずなのに、先送りにされ、喫緊に達成しなければならないという問題意識が5次計画に欠落している。国会議員にはクオータ制を導入し企業の管理職、医師の人数なども、一定割合（本来男女半々で丁度よいのだ）は女性が就くことができる具体的な制度を設けいつまでに達成するかを明確に示してほしい。</p> <p>エッセンシャルワーカー（ケア労働従事者）の男性の参画が必要。労働条件を改善しきちんとした待遇で賃金を得られるよう目標を示して実施できる具体的な政策を示すべきである。</p> <p>セクシュアルハラスメントに対しての法を設けることをしめしてほしい。</p> <p>低年金・無年金者の調査を実施し、ジェンダー統計をきちんと示してほしい。</p> <p>教育分野とメディア分野が一緒にされているのはおかしいのではないかとくに教育は単独で一分野必要くらい重要な項目であるのに蔑ろにされている。</p> <p>地方自治体が性差別を助長するような広報を行っていたりする現状からもメディアに対する具体的な取り組みを示すべきだ。</p> <p>5次計画素案ではアンコンシャス・バイアスという言葉が多用されているが、意識の先をいく制度が設置施行されるほうが急務ではないだろうか。</p>
393	-	30代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯主規定をなくしてください。</li> <li>・選択的夫婦別姓制度の実現を</li> <li>・あらゆる書類の性別欄を撤廃してください。</li> <li>・男女賃金格差をなくしてください。同一価値労働同一賃金を原則として実施してください。</li> </ul>

394	団体	団体	<p>男性の育児休業取得を推進することは提示されているが、育休後に男性が育児を積極的に続けていくことに関しては、それをどのように達成するのかには全く触れられていない（男性の育児取得＝男性が持続して育児を積極的に行うという「方程式」ができていないように思う）。また、既に一部の企業では開始している、男性の育児休業取得の義務化をこの部分に含むことも重要である。</p> <p>子どものコロナ休校などで、子どもの面倒を見たり、外部に子どものケアを依頼するなどのアレンジをしたりするのは圧倒的に母親が多く、育児や子育てにおける男女参画の格差がコロナ禍の中で露呈した。子どものケアあるいはその外部化を調整することを父親が担うことも必要であるが、このような点については一切触れられていないのは残念である。</p> <p>父親の家庭環境の多様性（例：シングルファーザー、ステップファーザー、離婚後離れて暮らす父親）については、全く触れられていない。今後はこのような父親が置かれている多様な環境を考慮した具体的な取組がより求められるだろう。そこで、以下の文言の挿入を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者が育児・介護休業を取得することを前提とした人員配置や職場風土の醸成</li> <li>・離婚後の父親による養育費支払い義務の徹底。</li> <li>・子ども最優先の視点からの安心で安全な面会交流の法的・制度的整備。</li> <li>・単身で親の介護をしている男性の悩みに対応するための男性相談窓口の充実や、介護する男性のコミュニティ形成支援。</li> <li>・シングルファーザーを含むひとり親家庭への支援の拡充。</li> <li>・ステップファーザーやステップファミリーへの社会的支援の拡充。</li> <li>・同性カップルの社会的承認の推進。</li> </ul>
395	男	20代	<p>全体的に「対象となっているグループ」に不備、不適だと感じる部分が散見されました。以下に自分が気づいた箇所を挙げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p36 イ 5項目「男女別のトイレ」→LGBTQを始めとしたマイノリティにも配慮した文言に差し替えてほしいです。</li> <li>・p51 5項目「とりわけ若年層に対する予防 啓発・教育を推進」→ストーカーの加害者は若年層に限らず、中高年でもいます。加害者に対する「教育」も必須であることが反映されると良いと思います。</li> <li>・p52（1）最後「国籍や性別に関わらず」とありますが、その後の具体的な取組では国籍に関わらずセクシャル・ハラスメントについて相談出来る体制の整備について触れられていないので、盛り込んで欲しいです。</li> <li>・p62 下から3行目「学校における性的指向・性自認に係る児童生徒等への適切な対応」とありますが、「性的指向・性自認への適切な対応」は学校に限らず他のありとあらゆる場所で必要です。是非他の項目でも触れてほしいです。</li> <li>・p66 イ（ア）1項目第1行「若年層に対して～」→若年層は勿論ですが、全世代認識すべきことだと思います。（若年層のライフデザインは周辺の人々の作用の寄与が大きい！）特に、若年層以外の方がこの項目にある事に対して誤った理解や偏見を抱き、それによって若年層へ悪影響を及ぼしている事が少なくないように感じます。是非、「全世代へ」伝えた上で、若年層が個々人のライフデザインを自由に描けるよう、また周囲がそれを支えてあげる</li> </ul>

			<p>ようにしてほしいと思います。</p> <p>・p73 2(1) 二項目「女性と男性の安全・安心の確保」→LGBTQを始めとしたマイノリティにも配慮した文言に差し替えてほしいです。</p> <p>特に、「性別」に関する文言にて「男性」と「女性」しか反映されていない箇所が上で指摘した箇所以外でも散見されました。是非「全ての人」が反映された文言になってほしいと思います。</p>
396	団体	団体	<p>P. 51 加害者に対する更生プログラムはストーカーだけでなく、DVについても同様に必要である。また、実施した結果を踏まえ、心理的な背景などの理解につなげ、防止策として義務教育期間中に心理的な教育として自身の精神コントロールの必要性を教え、暴力だけにとどまらず将来に活かしていくことはできないか。P. 56 新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場の人々に深刻な影響をおよぼしている。特に女性への影響については、ジェンダー不平等や、女性に対する偏見や暴力を含めた今日の人権問題があぶり出されたため、最も影響を受けやすい女性等を中心に取り組みが行われ必要性がある。 貧困等生活上の困難に陥りやすい背景としてあげられている「経済社会における男女が置かれた状況の違い等」とは具体的にどのようなことなのか、その違いを検証し、速やかに対策を行うことが必要ではないか。P. 63「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が記載されているが、内容はリプロダクティブ・ヘルスが中心である。リプロダクティブ・ライツは女性の基本的な権利であり、その考え方の周知が必要であると考え。明確な記述を求める。P. 76(2) ア(2)に、「旧姓の通称使用としての使用の拡大やその周知に取り組む」とあるが、通称使用を周知させるのではなく、(3)に記載のある選択的夫婦別氏制度を導入する道筋をつけることが喫緊の課題である。法制審での法律案要綱が出たのは1996年であり、24年間も放置されている。女性差別撤廃委員会からの度重なる勧告を国際社会の一員として真剣に受け止めるべきである。P. 86 イ この間の日本政府の慣行では、国連への報告前に、急遽、専門調査会を開催して各府省の取り組みをヒアリングし見解をまとめるという実態であり、これでは不十分である。男女共同参画会議の下に、常設の「女性差別撤廃条約実施のための専門調査会」を設置し、各府省に総括所見への対応を促し、実施状況をモニターして結果を公表し、改善策を勧告していくべきである。P. 89 第5次男女共同参画基本計画の進捗状況の監視を行う独立した専門機関が必要である。また、男女共同参画会議の下にある専門委員会に関して、労働者の代表が委員として参画できていないことは問題であると考え。雇用分野における男女共同参画を考えるうえで、働く者の意見を反映していくことは極めて重要である。</p>
397	女	50代	<p>p. 33 ○ 近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、また、地方の都市部に周辺の地域から人口が流入する状況もみられる。安心して暮らすために十分な所得とやりがいがある仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域を作っていかなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない。</p> <p>→安心して暮らすために十分な所得とやりがいがある仕事ができ・・・と基本認識にはありますが、十分な所得をどのように確保するのか、その具体的な取組が抜け落ちているように思います。</p> <p>p. 61 (8) 企業等による、高齢者のニーズや、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。</p>

			<p>→(8) 企業等による、高齢者のニーズや、ICTの利用、事故防止や安全対策等の社会課題に合致した機器やサービス、その効果的な活用方法の開発等を支援する。</p> <p>p.77 (5) 医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。</p> <p>→その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理と待遇の改善を図る。</p>
398	女	30代	<p>配偶者暴力防止法の強化</p> <p>シェルターへの補助金が安倍政権下で簡単に削減された。女性活躍をうたっているが有り得ないことである。DV被害者支援を数のみでなく質での充実を図る活動と援助を国が率先して行うべきである。</p> <p>DVは精神的DVへの理解や、現場の専門家が非常に不足している。警察の精神的DV(モラルハラスメント含む)、面前DVへの理解も乏しい発言をされた被害者が多数みられる。関連機関の人間全員がDVについて理解を深め、かつ専門家の配置を十分に行うべきである。被害者はトラウマによる心の傷が深く社会復帰の難しい者も多い。被害者への医療および自費カウンセリングの無償化、回復に必要な期間の生活の保証が貯蓄額に関係なく必要である。</p> <p>民間の相談業務を請け負うNPOへの補助金も必須である。</p> <p>片親での子育ての困難さも、DV被害を訴えられない理由となる。片親への子育て支援は養育費算定率は改変されたとはいえ子を育てるには全く不十分である。養育費の不払い問題もゼロにすべく、税金のように国が取り立てて、国から養育費を片親へ支払うなどの思いきった対策が必要である。</p> <p>DV加害者はパーソナリティ障害が多く、また男尊女卑の思想に基づいたDV、モラルハラスメントが多い。</p> <p>学術的な裏付けに基づいた加害者更正プログラムを行う団体への支援と補助金、社会的な男尊女卑思想を根絶するために、女性蔑視や女性を性的対象物として扱うメディアや広告、書籍、インターネット情報の規制を早急に進めるべきである。</p> <p>先日ベビーシッターの性加害の事件が立て続けに明らかになった。</p> <p>親が共働きで安心して働ける社会のために</p> <p>小児性愛者の教育分野、保育分野への就業の禁止のための規制をすすめ、国家試験の免許は取り消しとし永久的に再取得不可能にすべきである。子供が自衛できるためにも、次の加害者をそだてないためにも、幼少期から愛する相手ただ一人に対する愛情表現としての、相手の同意に基づいた性行為、そこから生まれ育つ命の大切さを理解できるような性教育が必要である。またこの観点からも、女性蔑視や女性を性的対象物として扱うメディアや広告、書籍、インターネット情報の規制を早急に進めるべきである。</p>
399	女	20代	<p>多様な家族があることを認めてほしいです。政府は自助や公助を推進するようですが、政府の認める家族の形(異性婚、子どもあり)は今後は減っていくでしょう。</p> <p>・同性同士の婚姻を法的に可能にして欲しい。同性同士で子供を持ちたいカップルもいます。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選択的夫婦別姓を進めてほしい。仕事によってはお互いに改姓できないカップルがいます。</li> <li>・ シングル親を国が手厚く支援してほしい。シングル親になる不安から、子供を産めない人もいます。少子化の今、子供を育てている人は貴重です。育てるのが大変な人を国が支援することで安心して子供を産めるようになります。</li> </ul>
400	女	80代以上 31	<p>3. ポジティブ・アクションの推進等による女性の参画拡大・男女格差の是正</p> <p>第6分野の女性の貧困とかかわりがあるので、迷ったが、高齢者の貧困の原因が就労時代の賃金格差、「あらゆる働く女性と男性の所得を可視化するための法的措置の検討をお願いしたい。同一価値労働同一賃金の実施に対しても同様な措置が必要になるとも予想される。日本の場合給与所得の設定が同一価値同労になじまないこともあり、納税額を利用するなど、統計上の可能性を検討し、年齢別男女別職業別、職種別、役職別などによる賃金格差の見えるかに対して必要な措置と場合によっては法的措置が必要かどうか、スピードをもって検討を開始してほしい。</p>
401	女	30代	<p>男女の賃金格差を縮め、将来的には根絶できるよう政治的イニシアチブを求めます。女性ひとりでも余裕をもって子供を育てられる環境を作ってください。妊娠したことでその女性の人生が簡単に破滅するような社会では、誰も子供を産みません。男女の賃金格差と雇用形態の格差から、男性に隷属せざるをえない女性たちが大勢います。そして、そんな彼女たちを見てきた女性は結婚を選べません。そうすることで職を失い、破滅することが見えてしまっているからです。勿論、離婚後、養育費の支払いから逃げられない仕組み作りも重要だと考えます。</p>
402	男	30代 1	<p>共同親権について。</p> <p>現在、男性相談に寄せられるものの中には、妻が子どもを連れて出て行ってしまったというものが散見される。</p> <p>妻が子どもを連れて出ていくことで男性の子育ての機会が奪われる。もちろん、DVは許されないが、中には女性からのDVに耐え続けた結果、怒鳴り返したことで有責の離婚となり、子どもにも会えず、妻は離婚前に交際をしていたであろう男性との子どもを出産、元夫が養育費を求められるという事例もある。</p> <p>母親が子どもに元夫について心証が悪くなるような話をし、まだ判断できない子どもがそれを聴き続けるようなこともある。</p> <p>子どもに会えず、会えてもつらくあたられることで「生きる目的が見当たらない」と絶望する男性もいる。</p> <p>もちろん、DVの程度によってシェルターの利用は必須であるが、あたかも計画的に男性を追い込み、男性の暴力を誘引することで離婚目的に「暴力を振るわれた」と話す事例も耳にする。</p>

			<p>DVの中にはある瞬間を切り取ることで一方を加害、もう一方を被害とするが、これはあまりに短絡的であり、加害被害を断罪することが目的になってしまい、背景にある事情が軽視されることもある。</p> <p>こうした事態を避けるために共同親権の確立が望まれる。一方的な親権はく奪は子育ての機会を奪うと同時に、子どもの適切な成長に好ましくない影響を与えかねない。</p> <p>悲しい人を増やさないためにも共同親権は非常に大切なものになる。</p>
403	女	60代	<p>私は部落で生れ、部落で育ち、幼ない頃より、私の住んでいる所が差別され、私の父母は絶対的貧乏により小学校すら行けず、文字すら読めませんでした。部落のほとんどがそうでした。私の時代になり、やっと教育が必要なんだと気がついた親達は、せめて、小中学校は行かすようになったのです。部落の外では、高校へ行くのが普通だった。学校へ行くのも男の子と女の子のちがいもあったのです。“女性への教育はいらない、”と言う考えでした。ここに女性差別が部落の中でもありました。又、部落の女性の仕事は、男性と同じ土方の手伝いだったり、農家での手伝いだったり賃金は少なく身体はしんどい仕事ばかりでした。又、外で働いていても家事は行なわなくてはいけないと言う状況 これは今も同じです。同じように働いていても家事全部、女性がしなくてはいけないと言う実態です。男女平等社会には、まだまだなっていないように思います。私自身女に生れて、そんなをした、今度生れ変わるならば男にと思うことも・・・・・・・・</p> <p>私の知り合いの“娘さん むすこ、子どもですネ 結婚差別に会い、結婚出来なかった事が今もあるのです。娘さんの場合は、子どもまで出来ているにもかかわらず、むすこさんの場合は 合手（相手）の両親も結婚を許していたにもかかわらず、部落と分かると自分の娘も仕事をやめさせ家にかくり、話し合いもさせてもらえず、別れました。こんな話いくつも見て来たし、合手（相手）側は部落のぶの字も言いませんが・・・・・・・・</p> <p>今も部落差別があることを知って下さい。</p> <p>そして、女性差別もあると言うことを・・・・・・・・</p>
404	団体	団体	<p>新型コロナの感染で雇用労働に深刻な影響を与えている。その多くがパートやアルバイト、派遣労働者の非正規労働者で女性が最も多く担っている。</p> <p>短時間労働者の被用者年金加入拡大に関する関係法がががが201国会で成立した。現在「従業員501人以上」の要件を2022年10月から「101人以上」、2024年10月から「51人以上」と段階的に緩和し約65万人が加入できるとした。</p> <p>しかし、一部業界経営者の抵抗により「拡大の先送り、50人以下の制約残存」とどまった。短時間労働者の厚生年金加入はわずか46万人である。企業規模要件は即時撤廃することを求める。</p> <p>人生100年時代を迎え、少子高齢化で若い世代が減り、高齢者を労働力に繰り入れようとしている。今年度3月末に、70歳までの就労機会確保を企業の努力義務とする法改正がされた。</p> <p>現実をみると、60歳定年時に男性の25%前後、女性の約45%が辞めている。</p> <p>厚労省公表(2019.11.23)で、66歳以上働ける制度のある企業は3割。大企業</p>

			<p>は</p> <p>(従業員301人以上) 25.3%。中小企業は(31人以上) 31.4%となっている。</p> <p>今年度の高齢社会白書では、「働きたい」「収入がほしい」が45.5%となっている。働くことは家に閉じこもりがちな高齢者に、活動の場が広がり社会参加にもつながり、貧困と孤立の両方を減らす効果はある。その為には働きたい高齢者の労働の権利を守りながら「受け皿」の拡充が急務である。</p> <p>介護職場では、7割超がハラスメントの被害を受けており深刻な状況になっている。</p> <p>パワハラ、セクハラなどの被害に厚労省は介護ハラスメント防止のマニュアルをつくり啓発運動を行っているが罰則規定がない。</p> <p>来年6月に発効するハラスメント禁止条約について、日本においても批准に向けて取り組むべきである。</p> <p>介護利用者にとって医療機関、介護施設への入所に身元保証が求められている。医療機関の65%が身元保証を求め、その内85%は保証人がいない場合に受け入れを認めていないことが厚労省研究班の調査でも分かった。</p> <p>入院拒否については「正当な事由がなければ、拒んではならない」と医師法違反に当たると見</p> <p>解を示している。介護施設でも、同様に約31%が入所を拒否している。身元保証の解消に向けての取り組みを望む。</p>
405	団体	団体	<p>○ すべての年代に生じている女性の貧困は、コロナ禍でより深刻な影響を受けている。失職による生活の困窮などがジングルマザー・ネットカフェで暮らす人・大学生・外国人を直撃している。しかし特別定額給付金10万円は世帯主給付となった。虐待やDVや「ギャンブル依存の世帯主を抱える家族」や「家に居場所がない人」など「家」制度の枠から出た人たちには、支援金は届かなかった。</p> <p>ホームレスの人たちも含めて災害弱者となる人たちにこそ支援が届くよう、個人への給付を望む。</p> <p>○ 高齢女性に対するハラスメントは、年齢・容姿を女性の価値とする意識が前提にある。女性を貶める時に使われる「ババア」などの発言やあらゆるハラスメントを許さない職場・社会をつくるためにILOハラスメント禁止条約批准が必要である。</p> <p>○ 非正規労働者の多くが女性であり、貧困の原因となっている。</p> <p>女性たちは「景気の調整弁」として企業に便利に使い捨てられる存在になっており、コロナ禍での雇止めも多い。希望する人には正規労働者への転換や非正規労働者の待遇改善が必要である。</p> <p>また非正規労働者の背景には、家庭内でケア労働を担っている、DVや虐待被害を受け社会生活が困難な状況がある。これら社会的にも弱い立場の人は、経済的な困窮だけでなく、性暴力を含むハラスメントを受けることも多い。総合的な支援が必要である。</p>
406	団体	団体	<p>パートナーとは事実婚を考えています。夫婦別姓を希望しているからです。大好きな父を早くに亡くしたからか、父と同じ苗字のまま生きていきたいと考えています。パートナーも私の考えに納得してくれ、夫婦同姓必須の現状に疑問を持ってくれているのが唯一の救いです。パートナーとの子供はいつかほしくなるかもしれないと思うものの、今後得られる給与を考えると「自分の幸せをとるか、子供をとるか」の二者択一です。もともと裕福な家庭に</p>

			<p>生まれてしまったがために、自分の子が自分より窮屈な生き方をすることになるくらいなら、産まないほうがいいのではと考えてしまいます。また、仕事と子育ての両立で苦勞している先輩をたくさん見ていると、自分に両立はできないと感じます。国の成長を考えても、子供が多いに越したことはないはずなのに、そこに対するメスを入れないのはなぜなのでしょう。所得、産休、子供が生まれても辞めなくてよい制度、他国を見習って様々なことができるはずなのに何も為されていないように思います。そして、差別的な日本社会に辟易しています。女性だけでなく様々なマイノリティが日常的に差別されているという事実に対し、ここまで無知でいられる社会は日本くらいしかないのではないかと思います。いまだにゴールデンタイムのテレビ番組でもCMでも「男性が働き女性が家にいる」という表現は散見され、認められてしかるべきその他の多様な選択肢は定時されません。男女参画だけではない様々な思いを記載しましたが、結局のところ男女問わず問題の根源は同じようなところに行き着くように思います。根本的な解決（給与の問題であれば所得の底上げ、差別の問題であれば社会的に差別問題を認識すること）が必要ではないでしょうか。</p>
407	団体	団体	<p>【基本認識】(P56)に次の内容を追加し、＜施策の基本的方向と具体的な取組＞の各項目に反映していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 我が国の相対的貧困率はOECDの中でも上位で、深刻な貧困の多くは母子世帯である。その構造的な貧困を解決するために、効果的な政策を研究し実施する。</li> <li>2. 高齢女性の貧困について、精神的、経済的支援を行うとともに、今後の社会保障の在り方を考える。</li> <li>3. 女性の貧困の大きな要因に男女の賃金格差、女性の非正規雇用が多いことがあることを認識し、これ以上女性の貧困層を増やさないための、取り組みを実施する。</li> </ol> <p>特に、就職氷河期世代の支援は、将来の貧困高齢者を増やさないために急務である。</p>
408	団体	団体	<p>(p 56)1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援</p> <p>ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組</p> <p>「② 男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用同同社の割合が高いことが女性が貧困に陥りやすい背景の一つになっていることから、・・・」とある。</p> <p>★以下を追記すること。「派遣法の改正等により、雇用形態が複雑化し、非正規雇用者が激増している。</p> <p>少なくとも第4次基本計画から第5次までの5年間で、女性を取り巻く環境が大きく悪化したものについてはその原因を探り、数値目標を掲げるなどして早急に対策を打つことが求められる」等の意を汲んだ一文を組み入れるべきである。さらに、新型コロナウイルスで顕在化した「コロナ解雇」の増加の中で、約半数が非正規雇用と報道されていることにも言及すべきである。</p>
409	女	30代	<p>私は今、離婚調停をしています。</p> <p>夫からDVを受け、子供も虐待を受けたからです。</p> <p>DVは身体的なものよりも言葉で追い詰められたり生活費を貰えないという精神的なもの、子供は生まれたばかりで夫は育児をせず泣いている子に対して「うるさい」や夫が不機嫌になり物に当たったり大声を出したりするのを間近で見たことです。</p> <p>これらを調停員に伝えても離婚事由にならない、と言われました。</p>

			<p>DV 相談の窓口や虐待の改正された定義の中にあるのに、認められない、と言われました。非常に納得がいきません。</p> <p>育児をしなかったことも「よくあること」と片付けられましたし、DV も「殴られた訳では無いんでしょ」と言われました。</p> <p>精神的に追い詰められそのせいで産後うつにもなりましたが、認められないと言われました。</p> <p>さらにこうした事情があるので子供に合わせないと話しても、子供のために父親が必要と言います。</p> <p>子供の育児を何もせず、泣いている赤ちゃんに対して「うるさい」という父親が必要でしょうか？</p> <p>子供が健全に成長するために子供を優先し守り育てる親は必要ですが、そうでない自分のためにしか動かない思い通りにならないとすぐ怒鳴る物に当たる、そんな親は必要ないと思います。</p> <p>これだけ世界は多様化を求め進んでいるのに、日本は両親が揃っていることが大切、離婚してももう片方の親に会うことが大切、と言い、被害者である子供目線が無いのがおかしいと思います。</p> <p>子供が判断つかない年齢であれば、監督者の親が判断すべきですし、そもそも何故離婚調停をしなければいけなかったのか？普通に話し合いができる相手ではなかった、と理解して欲しいです。</p> <p>面会交流を必ずしないといけない、という風潮もやめていただきたいです。</p> <p>自分または子供に暴力を奮った相手に会わせたい会いたいと思うのでしょうか？</p> <p>私と同じような立場の母子はたくさんいます。</p> <p>今も家の中で苦しんでいる母子はたくさんいます。</p> <p>逃げたいけど、手段もお金もない、死ぬぎりぎりまで戦っているかもしれないです。</p> <p>身体の暴力だけではありません。</p> <p>言葉を使って産後精神的肉体的に弱っている妻に暴力をふるうのも立派な DV です。</p> <p>どうかこの DV の認識が広がり、面会交流の強制がなくなり、養育費を国が支払い払う相手から国が徴収する制度、さらに一人親の生活環境改善(支援のハードルを下げて下さい)を御願います。</p>
410	女	50代	<p>障害女性のリプロは否定されてきた。また恋愛・結婚・妊娠・出産・育児とは無縁のように思われてきたことから、まともな性教育は受けられていない。軽度の知的障害女性や発達障害女性が、性産業に取り込まれる一因となっている。正しい性教育が受けられるようになることが、ジェンダー平等の基礎であり、障害女性を含むすべての女性がアクセスできるように推進すべき。</p>
411	女	30代	<p>共同親権の導入に反対します。</p>

			<p>共同親権は理念自体は良いのですが、実際にはDVやモラハラ等の加害者が離婚したあとに子供や元妻を支配するためのツールとして導入を希望していることが多いです。</p> <p>私の元配偶者も、経済的DV、モラハラ、妊娠の強要等で私を心身ともに追い詰めたあと、別居後、実家に不法に押し入り子供を連れ去ろうとする、その後別居したことについて、また私の母が子供を連れ去られそうになった際に、守ったことについて損害賠償請求するなど、散々な嫌がらせをしてきています。彼も共同親権を求めています。</p> <p>世界中の国で、共同親権が導入されているようですが共同親権は全能の制度ではなく共同親権による子供の殺害や悪影響もあるということで各国で見直しが行われています。</p> <p>どうか共同親権導入についてはお見送りをお願いいたします。</p>
412	団体	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な状況にある全ての女性を包括的に支援する支援プランの作成と自省自立支援法の制定に向けた取り組みを。</li> </ul>
413	団体	団体	<p>&lt;施策の基本的方向と具体的な取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p. 86 の 1 (2) イ「女子差別撤廃条約の積極的遵守等」(1)において、女性差別撤廃委員会からの最終見解を具体的に列挙するよう求めます。最終見解で複数回触れられ、特に重点的に取り組むべき点は以下の2つです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-女性に不利な民法の改正（再婚禁止期間、夫婦別姓等）</li> <li>-外国人女性、民族的マイノリティの女性、障がいをもつ女性が教育や雇用の場で差別を受け、ヘイトスピーチやメディアによる偏見を受けていることへの対策</li> </ul> </li> <li>・ p. 86 の 1 (2) イ(2)では、今までの検討結果を公開し、選択議定書の締結予定時期を明記することが必要です。女性差別撤廃委員会による日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解のパラグラフ8(b)でも、締結予定時期が明示されていないと指摘されています。可及的速やかな締結を要望します。</li> <li>・ p. 86 の 1 (2) イ(3)において、条約締結にかかる課題の整理と締結までのスケジュールを明記するよう求めます。</li> <li>・ p. 86 の 1 (2) ウ「北京宣言・行動綱領に沿った取組の推進」において、国際基準である北京宣言・行動綱領に沿って、日本政府が優先的に取り組む分野と内容を具体的に記載するよう要望します。</li> </ul>